

第七節 富山藩の保護統制と商人仲間

一、旅先行商への保護

(ア) 旅先藩への行商継続の斡旋

富山売薬商人が旅先行商を継続するためには、仲間組の努力も必要であったが、富山藩からも積極的にその継続経営についての援助がなされた。文久元年（一八六一）、出雲表へ行商の継続方を仲間組から依頼された富山藩勘定奉行より出雲大社の家老佐草ツチくさ図書宛の書状に詳しくこの実状が見られる。この書状では、佐草図書の尽力によって、昨年までの五年間、旅先行商が認められ、それに対する感謝を述べ、年限が満たされ、改めて継続の歎願をしていただいていること、次いでこのたび出雲表から大社の御札を配置に富山に吉川氏が来たことに対して売薬人共の継続を願うことを聞いたが、まだ実現していない、松江表の野波屋から売薬帳面を買入れて継続を願っている、甚だお手数ながら行商の許可をくださるようお願いするという趣旨である（『史料集』一一八頁）。

この勘定奉行の書状の内容は、文久二年の高井新蔵・神村義齋より大社佐草図書宛の御触書の写しによれば、再び五年間の期限付きの条件で承認された（『史料集』一九九頁）。このように富山藩が積極的に出雲大社の社中に書面を送って、その行商の継続に尽力し、その結果、旅先行商が継続されたのであった。

また、嘉永四年（一八五二）、北海道に行く売薬商人に対して、同じく江差役所へ富山奉行所から札状が送られて行商

の継続がなされた(『同書』二二五四頁)。それは松前藩の築城に富山の薬屋二名が六〇両を献金し、その結果として行商が続けられることになった。なお旅先藩の行商の差留について、その解除方を願ひ出て、解除が達成されるよう依頼している。これは明治元年(一八六八)富山勘定奉行から豊前の小倉領、石州銀山領へ行商する売薬商人に対し願ひ出て、従来どおり行商ができるよう家老に斡旋を依頼し、それが明治四年に許されるきっかけをつくることになった。即ち、明治元辰年十月十四日、富山勘定奉行佐々木弥織外二名より京都留守居高沢覚馬・古谷直記宛、富山売薬商人の売薬場所での営業禁止について継続を認められたいと次のような依頼状を出している。

豊前小倉御領へ立入 薬種屋権七

石州銀山御領へ立入 松井屋東藏

立入売薬仕来り格別の御取扱に相成り居り候ところ、去る寅年彼御領変動により、長州候御縮に相成り、配薬御指留め商業取失び一形ならず迷惑罷り在り候旨種々歎願におよび候、右は御国産最第一の品柄の儀は兼て御承知の通に御座候、これに依り今度権七等の代人の者、其御地へ罷り越し願出申す可き義もこれあるべく、何卒古来の通り右両御領之立入り商業いたし候様、其御地御詰長州候御役方へ御頼み然るべく御周旋成し遣され候よう致したく御座候、何分宜しく御取扱いの程厚く御頼み申し候、右御意を得たく斯くの如く御座候、以上

十月

佐々木弥織

安井八郎

山本五兵衛

高沢覚馬様

古 谷 直 記 様

『史料集』一一四二頁

このように旅先藩内の行商継続ないしは差留解除については重要な国産であるので、これを放置することなく、積極的に援助を行うのであった。

また、旅先案内で他国の売薬行商人と競争を強いられ、市場獲得について苦しい競争をした場合、富山藩からは保護を与えたこともある。

たとえば、安政四年（一八五七）の長岡町奉行宛の書状では、行商人達は長岡藩領内でその土地の商人と競争し、十一月長岡藩奉行所よりこの売薬商人に対して差留になったが、今後とくと継続を許されるよう、願ひ出ている。そして、これについて富山町奉行から長岡町奉行に感謝の書状が出ている。このような保護政策が得られたのは、売薬行商人達が富山の反魂丹役所と密接な連絡を保ち、行商の継続に不安な事態が起れば、直ちに報告して援助方を願ひ出たことを示している。天保二年（一八三二）の富山売薬人の秋田組仲間から反魂丹役所宛の願書はこれを示しており、さらにその場所の買入れ方の斡旋をも依頼している。

乍恐口上書を以奉願上候

私ども羽州秋田表ニ売薬懸場所所持つかまつり候ところ、三十五ヶ年巳前彼ノ地御差留ニ相なり、難渋至極罷りあり申し候、(中略)彼ノ地ニ後藤甚助と申す者、仙台出生之者ニて当時浪々まかりあり、売薬方功者(代)の者ニ御座候、然る処風呂屋町宮嶋屋仙右衛門手代藤兵衛と申す者、彼ノ地生薬種売買取り組ニ事寄せ右甚助をだま抱こみ、生駒様御領ニおゐて玉米と申す処高弐千石之場所ニて、其所惣名主阿部七郎右衛門と申す者取り組み、既に後藤甚助名

前を以て去秋より売葉相弘メ申し候、(中略)去夏生駒様より後触出ニは、このたび後藤甚助義売葉あい弘メ候間、富山同様相心得候よう御領分え仰せ渡され候、左候えは右甚助義売葉繁昌仕候えは私ども差障りの第一、もし不繁昌ニおよび候えは富山売葉指留め候は眼前相見え候事ゆえ、誠にもつて心痛至極にまかり在り申し候、剩あまつきよ仙右衛門義他国者ヲ引き込み、売葉仕入方等白地ニ相顕シ候ことゆえ愈以て不安心ニ存じ奉り候、ケ様成り行き候ては大勢之者畢ひつかようかつめい竟觸命ニ及ぶべきと一統当惑血迷罷り在り、御難題ヲ顧りみず御歎申し上げ候間、何卒由利郡残らず仙右衛方江買入候様仰せ渡らせ下されたく、此段願ひ奉りあげ候、(以下略)

天保二卯年正月

秋田組仲間共

反魂丹御役所

〔史料集〕二一〇五―二一〇六頁

このように旅先藩の行商について、商人達が藩に依頼して行商を続けようとつとめたことが知られる。

(イ) 資金援助

また、旅先行商について、明治三年(一八七〇)、反魂丹役所に売葉行商人一名について十五両宛借用した。これは旅先藩の中でだけで流通する藩札の特殊な事情として、旅を移動する行商人達の不便を解除するためになされた。特に旅先で病気あるいは死亡したら、また盗難にあつた者など、旅先の不安が常にこの業界に避けることができなかつた。藩札の発行は、他領商人の自国領内に入り込むのを防ぎ、金銀の流出するのをやめさせる効果があつた。それで、旅先を行商する場合には交換上不便であり、営業にさしつかえがあつたためである。

また、旅先の運送あるいは宿泊料など、道中の経費は相当に高いので、一人当りの行商人の宿泊費や道中費用の重い負担から免れるため、富山藩に資金援助を受けることも、しばしばであった。

富山売薬商人が反魂丹役所から資金融通を受けた例として、明治三年（一八七〇）藩より五〇〇〇両を借用したい旨、願い出たもの、また同年越後組年行司が借入金二六二両二歩で提出し、さらに同年拝借金証文として一五両をあげた史料がみられる。この借入は、反魂丹役所に越後組年行司から全員について、一人一五両宛の借用を申し出て、認められたものである。

その趣旨は、年々御役銀を上納してきて借用方が認められ、仕入費やとくに道中の旅費の急騰に悩む商人に喜ばれた。このように融資を受けるのは、一年に三千何百両もの大金となり、これは二十組当番年行司において、きつと取り立てて上納すると、年行司の責任を示して、そして十年間の年賦償還、無利息、無担保によってなされた。結果として、一人当り二両二歩の融資が認められ、行商人全員で五〇〇〇両が貸付けられた。なお藩当局からの貸付は常に無担保ではなく、担保を要求される場合もしばしばであった。貸付は懸場帳を担保にして懸高、代金などの取調べを受け、売薬業の健全な発達を図ることを反魂丹年行司に申し付けられていた。

幕末には藩の御手船が建造されて回漕に従事し、これによって低い輸送費で運ぶことになった。それだけ販売費は小さくなった。たとえば、嘉永年間、八百石積みの和船四艘が作られ、日本海側の能登や佐渡、さらには酒田・秋田から松前、また下関、長崎、大坂まで運航していたが、これによって売薬業者の船荷も利用を許された。これらの物質的な保護の他に、精神的な保護も与えられた。宗教についての助成もあって、嘉永三年（一八五〇）御産物方御所宛の書上には、反魂丹の元祖常閑を祀る妙国寺に業者が毎年参詣しているが、反魂丹役所から祈禱料として毎年一両あての寄付がなされた。

二、薬種吟味

以上において、富山売薬商人の経営についてのべた。しかしそれは藩の統制の下で営まれた。

富山売薬の銘品とされる反魂丹は、「御領国之銘産に而、人々製方念を入候故歟、於諸国旧来より信用致し来候」ものであり、薬種吟味はその基をなすものであった。

売薬は、立山御師おしなどが持ち廻る靈薬のような宗教的御利益を背景とするものではなく、薬の効能そのものが商売の根本である。原料等の吟味を怠り、効力の薄い劣悪品の粗製濫造や、毒薬、粗薬などの製造は、人命に係るものであり、たちまち旅先藩内や他領から締め出され、売薬行商そのものが成り立たなくなるのである。従って、薬種吟味は、売薬人はもとより、売薬行商を保護する富山藩は、国産奨励策としての増産助成をするよりは、品質の劣悪化防止を指向し、保護政策は即ち薬種吟味の統制を意味し、売薬行商に対する富山藩の保護は、必然的に薬種の配給過程から生産過程に吟味統制がおよぼされることによって、その対策は完成する。

ところで一口に薬種といっても多種多様で、江戸時代において販売された薬はどのようなものがあつたのであろうか。宝暦五年（一七五五）、松岡庄右衛門所持の薬掛帳（懸場帳）によれば、反魂丹の他には、こたん丸・金丹丸・痢病丸・万金丹・志らみ薬・神仙丹・熊胆丸・目薬・大補湯・錦袋丹・安神散・千金散・奇応丸・益氣和中散等がみられる（『富山市薬業史』八八頁）。又、『富山売薬業史史料集』に載つた薬名を集めてみると、何と一四〇種にも及ぶ。これらの薬の方剤はどのようなものであつたか明らかにすることは出来ないが、「反魂丹旧記」（寛政七年）や「松岡和兵衛薬方」（文化四年）の方剤をみると、黄連・黄芩おうこん（唐）・鶴虱かくしつ・甘草・枳実きじつ・牽牛子けんごし・胡黄連・三稜・赤小豆・麝香しゆくしゃ・縮砂・

青皮・大黃・丁子ちやうじ・陳皮・乳香・白鳥粉・木香・雄黃(鶏冠)・熊胆・龍腦・連翹れんぎょう・当薬・麻香・菘述がじゆつ・麻青皮・志、
みなどが使われている(『史料集』八頁、『富山市薬業史』九三頁)。

こうした薬種・薬方の吟味については宝暦三年(一七五三)、倭約奉行から反魂丹売薬人に対して、「製法遂吟味そま無之候様」触れを出しているほか、文政二年(一八一九)に「薬味之義ハ精誠遂吟味出情可相励事」、天明八年(一七八八)に「是以後丸散練薬□令吟味功能専ニ相心得可用」などと藩はたびたび触れを出して吟味の徹底をはかった。

しかし、これらの薬種を一つ一つ徹底して吟味することは決して易いことではなく、従ってまずは薬種を買入れる経路を重要視した。

そのため藩では、宝暦二年(一七五三)、天明八年(一七八八)、文化四年(一八〇七)、文化五年(一八〇八)、文政二年(一八一九)、文政九年(一八二六)、天保三年(一八三三)、天保十二年(一八四二)と重ねて薬種吟味に関する達書を出し、「国産の銘品」としての反魂丹売薬を保護してきた。

即ち、薬種買入れにかかわる取締りについては、他国からの買入れについては、(イ)他国の薬種商が売りにくる場合、当地の薬種商が買入れる際、仲買人あるいは他国の薬種商の定宿を通じて当地薬種商へ届けさせる。(ロ)売薬人が旅先領で出口不正の粗末な品を買入れないようにする。(ハ)薬種屋以外の者が薬種を抵当に買入れしたり、それによって金を渡してはならないなどと規定し、薬種取扱いは薬種屋のみに制限している。

(イ)については、宝暦二年(一七五三)、薬種屋の申し出により一番町本多七郎、荒川六郎右衛門の二名を仲買人に任命し、「旅方より薬物金持りやくぶつ参当所において商売致したきもの」は、定宿あるいは仲買人に申し出、「紛らわしき品吟味と遂け」ることとなった。又、「当所之もの於他国和薬杯買入、当処ニ而相弘度候は、」やはり仲買人に申し出ることとなった。

そして「薬種屋之外薬物類不致売買様当春申渡置候所、今以密ニ令売買候もの之由相聞候、以来左様之品於在之ハ商売人共急度越度可申付候、尤薬種屋とも并中買商人より見付次第申断筈に候条、別而反魂丹売江入念可申付候、」として、薬種屋のほかは売買は許されないうこと、なかでも行商人に違反者があれば仲買・薬種屋より告発すること等が規定された（『史料集』五九頁）。

富山売薬は、明和（一七六四）一七七二の頃から活躍期に入り、取引が活発化するにもなつて株立てとなり、売薬人の組や向寄組織も強化される反面、藩の反魂丹売薬に対する規制が一層整備拡充されるようになった。こうした段階において、薬種吟味の統制も強められてきた。

反魂丹売薬の活況は、当然のことながら生産量が増大し、従つて薬種の取扱いも多くなり、いろいろな形で他国他領からもたらされるようになり、従来の仲買機関を通じての吟味では対応しきれなくなつてきた。そのため藩は天明八年（一七八八）、次のような取締りを通達した。

薬種商売の儀は御掟もこれあり、相定り候薬種屋の外薬物取扱候の儀御停止之所、近年猥ニ令商売候もの茂在之体ニ付、此度薬種屋共より願の上御縮方仰せ付けられ候之条、是以後薬種屋之外堅く薬種商売不相成らず候、若心得違のもの於在之は急度可申付候、

一 近年反魂丹商売人共心得違、薬種善悪越不弁少分之利欲ニ拘り、出口不正之麓薬を買請旅方へ持参令商売候もの之ある体ニ相聞き候、然は御国産物の功能薄く相成自然ニ薬捌方も相減し申すべく候、是以後丸散練薬□令吟味功能専一ニ相心得可申候、若心得違之もの於在之は反魂丹商売取扱可申候、

一 反魂丹商売人共於場所先金銭之形ニ薬種取受け持参せしもの之ある由、是以後為取受候薬種先々ニ而売払少

分たり共、御当地江令持参候儀堅く不相成候、

一 諸国より薬種商売(の脱)もの旅籠町壹丁目清蔵方へ定宿ニ申し付け申し候条、旅籠町・いなり町両町並外町家へ旅方より類家知音等候而若薬種持参候もの之候ハ、早速右清蔵方へ可申届候、

一 質屋共ニハ不及申惣而町家のもの薬種引当を以金銀取替え申しまじく候、締方ニ差障り候儀之あるニ付き申渡候、併薬種屋共より質入候儀勝手次第ニ候、

一 他所より薬種荷物御当地薬種屋之外へ持参仕りまじき旨、京・江戸等□□元締共江申し渡候条、上方通ひ荷縮之者共右同様相心得可申候、

一 薬種仲間買・縮役人共町方へ相廻り、洩薬相改め申届筈ニ候、

右之趣町中一統嚴重申渡、町々丁役人共ニおゐて御改印形受けらる候、已上

六月廿九日

町 奉 行

当番 町年寄中

(『史料集』七〇頁)

右によれば、原料薬種の統制は、前段階と同じく薬種屋の外は、その取扱いが禁止されるのを原則としたが、薬種の強い願い出により、反魂丹売薬人の薬種吟味を怠り粗薬を他国他領に販売するものがいたら、反魂丹商売を取り消すほか、売薬代金のかたに薬種を受取り当地にもち込むこと、また薬種質入を一切禁じるほか、違反者に対する制裁、京・江戸等の薬種元締にも協力を要請、薬種仲買のほか締めり役人を加えて町方を廻り洩薬種を改めるなどかなり踏み込んだ統制を行うこととなった。

このほかにとくに地域を限定して、藩からその薬種の取扱いを統制した場合がある。一例を挙げると薩摩藩の場合、他国人が入国を許されたのは富山売薬人だけであった。薩摩藩では密貿易による唐薬の入手が容易であるため、売薬人が密々高貴薬である唐薬を安価に入手していたため、文政九年（一八二六）、売薬人の唐薬の買入れについて藩一反魂丹役所一から薩摩組に嚴重な通達が出された。

反魂丹商売人主従とも近頃旅先ニおゐて種々不心得の儀等之あり、持参金不足に及び或は絶法^(七)之致し方相進其国役方之難趣筋、及仲間共一統の指障^(二)り相成り且示談ニ相洩、不法之申分並場所売買ニ不直之致方杯ニ而及訟訴候儀等之あり、不届至極事ニ候、別而連人共不埒ニ而主人手前損毛相懸^(七)け我儘の申分等不人情之趣共以外の義ニ候、前々申渡シ置候へとも等閑ニ相心得候之族有之候ニ付此段改而書渡シ候条、已後心得違之もの共ハ輕からざる僉儀筋^(七)申付け候間、不忠^(七)不義之なき様急度相守り可申旨、売薬人ともへ入念申渡シ召連候もの共ハ其主人より厳しく申聞候様申し渡すべく候、此段可申渡候、已上

文政九戌四月

町 奉 行

反魂丹上縮 伝四郎殿

〔史料集〕一七〇頁

これまでの薬種吟味の対象は、薬種そのものであったが、依然として出口不正の薬品が跡をたたず、このため、より以上の嚴重な吟味をはかるため、文化五年（一八〇八）、上方などからの外来の薬種持参の旅人については、薬種肝煎方に止宿させて吟味を徹底させるほか、旧来の薬種屋を株ぎめにし、沙参屋株五十八軒、地方生薬刻株七十五軒とし（『史料集』一四二頁）、株ぎめを通して薬種屋の整理と薬種吟味をはかうとした。このことは、反魂丹売薬が活発化し、

全国的商圏を確立、盛業に向っていることに対応して考慮されたものである。

富山売薬は、当初、他国出をはじめ製薬に関してもそれほど強い藩の統制は受けなかったが、十八世紀の中頃に急速に成長し商圏を確立するに到った頃、財政が逼迫しはじめた富山藩では、正貨の領外流出を防ぎ、積極的に領外輸出を行い外貨を獲得することのできる産業として反魂丹売薬に目をつけ、売薬の領外行商に対する庇護を与えらるるに、売薬人に対して、御役金、上納金と称する収奪をしだいに強化した。

文化十三年（一八三〇）、「反魂丹役所を設置し、「御領国之銘産」であり「富山第一の国産」である反魂丹売薬に対する保護統制を強めた。藩の財政上大きなウエイトを占める反魂丹売薬の保護奨励は、当然のことながら、品質の問題が重視され、薬種肝煎を置くなど薬種吟味に力がそそがれた。しかし、反魂丹売薬が盛んになればなる程一層薬種の吟味は重要になり、かつ統制しがたい面が出てきたのは否めない事実である。

三、薬種会所

天保時代に入ると窮乏する藩財政は更に拍車がかかり、各藩では天保の改革と称する行財政改革が実施された。富山藩でも行政組織の改革および産業奨励策が行われた。反魂丹売薬の業界に対しても藩の改革が行われ、嘉永元年（一八四八）、懸場帳の売買に伴う手数料を賦課する一厘上納金という新たな賦課金を新設しさらに売薬「御役金」と称する反魂丹売薬免許料が、従来帳主（名煎）が年間一両、連人が半分の二歩であったが、弘化四年（一八四七）から両者とも一両、嘉永三年（一八五〇）にはともに一両一步二朱に値上げとなり、更に、御役金上納の時期を引き上げ、実質年二度の上納を課するなど、御役金の増徴をはかる施策を行った（「反魂丹方上納簿」——『史料集』一二六七頁）。

こうした背景の中で、富山藩では、単に売薬人や薬種業者に対する賦課金の増徴策にとどまらず、一步踏み込んで、商品流通経済の機構そのものなかへ突入することによって多くの運上金を確保しながら統制するため、嘉永三年（一八五〇）、反魂丹売薬業界に会所組織を導入した。会所とは、藩が積極的に直接商品生産へ、あるいは商取引への関与を行い、専売益金などにより領主的商品生産の発展を計ろうとするものであった。富山藩では、こうして薬種会所を設置、薬種の統制的買上げを行うことにより売薬業全体を統制し、同時に「御国之銘産」である売薬に保護・奨励を加えるものであった。この会所設置は、売薬人からの冥加運上の増徴を当然として前提とするものであり、財政上の徴収源を確保せんことを目的とするものであった。

薬種会所御建方ニ付、薬種方吟味役町肝煎二上屋治郎三郎殿より諸組江御触達写左之通り

今度薬種会所御建方就被仰付候、都而同所より薬種屋共江御扱方ニ相成り候勿論、薬種売商人の義ハ兼而定法も有之候ニ付、累年申し達し置候通り薬品之義ハ真偽之差別も有之（事トモナシ）殊奇人命ニも相拘り候品柄故、嚴重締方申付け置候次第ニ而、依而己来大坂之外自他国より売買之薬品も右同所より御買上ニ相成り候、猥に取扱い候義堅く不相成候、

一 反魂丹売人共諸国へ罷り越し、右売薬代金之為代り其国々より産物之薬品受来り候向有之ものハ、駄賃銀並口銭添を以右同所江御買上ニ相成候、

一 是迄薬種屋の外取扱候義相成らざる旨先年より度々相達し置き候所、近年猥ニ他所より買調い随意の扱方有之趣粗相聞（粗）以之外相済まし難き事ニ候、依而其筋為調理方廻り之もの入念申付け置候条、此後右体之族於有之は、荷物等取揚厳格手当可申付け候条一統可相心得候

右之趣町中一統不洩様入念可有御申触候、已上

戌二月廿四日

浅野久左衛門 殿
小塚宇兵衛 殿

御勘定所

(『史料集』一三五頁)

富山の薬種会所は、単に薬種の吟味という品質管理の問題ではなく、すべて薬種会所に買上げ、それから薬種屋に売捌くという方法であった。売薬行商人が原料を入手する経路は大きく分けて三つあり、薬種屋を通じての吟味統制によるものと、行商人の旅先から持参するものと、このほかに外来の薬種があり、同時にこれらの薬種は品質・性状・規格が種々であつて、さらに単に品質効能ばかりでなく価格・数量の点でも、複雑な様相を帯びて流通していたからである(植村元覚著『行商圏と領域経済』二六六頁)。即ち、薬種会所は原料薬の買入れおよび配給を、会所を通過させることによつて、単に原料の吟味やその配給組織を統轄するのみでなく、この売薬業者の製造を統制し把握し、この過程を通じて商品経済の端緒をひらこうとするものであつた。

富山藩は、会所設置に當つては旅先から薬種を持ち込む売薬人や仲買人の立場とその利益をも考慮しながら実施された。即ち、これまでとかく禁止されながらも慣習的になつていた薬種買入れにおいては、行商人が旅先で売薬代金の代りという名目で持ち運んできた薬種には、運賃その他の手数料を加算して買上げるといふ輸送費負担をするといふものであつた。

先達而薬種会所御建方就 仰せ付けられ候、都而同所より薬種屋共江御払付ニ相成り候趣等夫々相達し置候処、

今度御詮義筋有之右会所御指止メ被 仰付候、依而薬種屋等自他之薬品買入方等の儀ハ以前定法の通可相心得候、尤先年より相達し置き候通薬種屋之外薬品猥ニ他所より買調い随意の扱方無之様急度可相心得候、右之趣町中一統不洩様可有御申触候、已上

九月廿六日

御勘定所

浅野久左衛門 殿

小塚宇兵衛 殿

〔史料集〕一三三頁

ところが藩の期待を担って新設された薬種会所は、十分に所期の機能を發揮しないまま嘉永三年（一八五〇）二月に設置された薬種会所は、同年九月末で廃止され、わずか七カ月しか機能しなかつた。

その事情については記録がないため分からないが、設置の趣旨や目的等を考えると次のような事が推察される。

会所設置の第一の目的が、薬種の吟味ではなく、薬種流通経路を押さえることにより、薬種屋の個人資本の発展を統制すると共に、藩主自身が商人化し、冥加運上の安定的徴収はからんとしたものであつた。これに対して自らの利益を確保するため、薬種屋や売薬人あるいは他国他領の薬種業者が抵抗を示し、旅先藩でしばしば経験した上納金の増額を願出すことによつて薬種会所の廃止にもち込んだのであろう。越後組当番久次郎の次の覚書はこれを示す。

嘉永三年 八月、薬種御会所御指止ニより名前連人共意両考歩式朱ニ被仰付、過分之御増方ニ候得共御産物御国恩之事故一統御請仕是迄上納仕来申候

〔史料集〕三三七頁

藩としては、会所設置による富山売薬藩営政策のもくろみは崩れたものの、当面御役金増徴による実質収入の増加は歓迎すべきものであったかもしれない。

会所廃止直後の嘉永四年（一八五二）には、これまでの御役金のほかにその約四割にあたる「増御役金」を設け、六年には「当座預り」、「寛裕講向御内用金預り」、「遠明汲講向御内用金一人預り」このほかに臨時の徴収、次年度の借上げや「取替金」などがたびたび課せられ、領主経済の財源化が進められたのであった（『史料集』二二六七頁）。

更にもう一つの理由は、薬種の流入ルートの統一は、薬種の品質・性状・規格が種々であり、さらに単に品質効能ばかりでなく、価格・数量の点でも複雑であったので（前掲『行商圏と領域経済』二六六頁）、藩が会所設置当初に考えていた以上に面倒なものであった。

薬種は、大坂・江戸その他各地から薬種屋が蒐集・買入れてくるほか、また行商人自身も禁制とはいえ、かならずしもこれの厳守は事実上履行されていなかった。法令や仲間の咎めをうけないようにして、旅先で安価な時と所で買入れ、また帰国の際は帰り荷の中にしのばせて運ばせ、あたかも毛細管現象のように富山に流入していたのである。かくて薬種吟味には従来の如く薬種屋および薬種肝煎などにより行われることとなった。

薬種吟味には、一つに入手経路と毒薬・粗薬あるいは真偽の区別にあるが、もう一つに調合の吟味があげられる。調合の吟味とは、膏薬の煉り、炒釜・煎じ物・油薬などの過程で新生産物の品質確保することであった。そのために原料薬はもとより道具についても正当な店で買入れること即ち無株の者から買入れることを禁じたり（『史料集』一九六頁）、施設や管理を吟味するとともに製造技術面も重要な課題であった。

製薬場所については、薬種屋において行うものと、これから仕入れして売薬人が調合するものがあつた。炒釜や煎じ物などは主として薬種屋の大規模な製造場で行われたが、煉りや油物は売薬人の家屋で行われる場合が多かつた。

膏薬煉にあたっては、油に点火し火災をおこし易い、薬種炒釜は、生薬中の殺虫のために生薬を釜の中で炒るので、これまた火を使用する。煎物というのは、熊胆丹等をつくる時には、生薬を煎じてエキスをつくるため火を使用する。このように製薬にあたっては火の用心という面から、又煙りの害、生薬を炒る時の臭気について充分留意する必要がある。富山藩では、安永三年（一七七四）、富山町奉行より町年寄宛に、

一 薬種屋并反魂丹商売人等、於居宅ニ膏薬煉候義堅仕間敷候、縦御郡地借受煉候共、人家を隔可申事

と達し、居宅での膏薬煉の禁止、作業場は人家を隔ることとされた。

〔史料集〕六五頁

町方反魂丹商売方取扱い候膏薬は申すに及ばず、油製並薬種炒釜煎物等の類、先年定の通り清水定於煉場ニ製法可致筈の処、近年猥ニ相成り右場所へ相向け不申、家毎ニおゐて人々令製法候義も相聞へ、第一火之用心御縮方ニも指障り候条、此段承知有之町方一統江申し渡さるべく候、

一 右商売人共製薬等ニ相用候薬品の儀、薬種炒釜之分、右株持之もの共より買求め可申所其儀無之、無株之もの共ニおゐて随意ニ取扱候族茂粗様聞候条、前々之通右株持之もの共より買入れ候様申渡さるべく候、若心得違右様之人々取扱せしめ候もの、品物取上ケ急度手当申付候条、是又嚴重申し渡さるべく候、
右等之趣申達候、以上

二月四日

御勘定所

湯口伊兵衛殿

増山音麿殿

(『史料集』一九六頁)

右の資料によれば、膏薬はもとより、油製・薬種炒釜煎物等の調合製造は、火の用心のためにも富山町東部いとう・川東側の清水村を薬種製造場所に指定し、製造場をここに集中させた。こうした措置は、いつごろとられたかははっきりしないが、天保の初め頃かと考えられる。

製造場所の指定は、火災から富山町を守るといふ都市計画的措置であるとともに、文化十三年(一八一六)の反魂丹役所の設置、生産場所の規制は、のちの嘉永三年(一八五〇)の薬種会所の設置につながる藩の売薬生産を統制する一連の措置であった。

四、売薬人仲間の取締り

売薬行商の経営は、他の産業と同様に仲間互助にもとづいて行われ、人的取締りも又基本的には仲間互助によるものであり、仲間組示談帳・向寄示談帳によって規制された。寛政十二年(一八〇〇)の奥中国組仲間示談帳(『史料集』一七頁)にみると、喧嘩口論の嚴禁、旅先における雇人の嚴禁、賭勝負・悪しき参会の嚴禁、連人の心得違の禁止と違反行為の処罰などが規定されている。

しかし、宝暦期、売薬が隆盛を迎える頃、富山藩は、運上冥加金賦課の対象として売薬業の統制に乗り出し、明和二年(一七六五)の株立政策、文化十三年(一八一六)の反魂丹役所の設置などしだいに藩権力による規制が強められて

いった。その人的取締りの規準は、文政二年（一八一九）の富山町奉行の反魂丹上縮への達しに巧みに示されている。

惣而同商売人々一統ニ仲間之事ニ候得は随分成立候様互ニ助合可申所、人々我意を以他を妨ケ申様成躰ニ相成候、是等之義は甚不心得之至り候、惣而縮方之儀は一々定法ヲ申渡シ置、其上組々仲間示談之縮方相定有之義ニ而、相背候ものハ其定法ヲ以申含相慎可申

〔史料集〕一五七頁

仲間示談帳は文字通り仲間相互の規制であつたが、内実藩の取締条項が組み込まれており、更にこの仲間示談帳は、それぞれの組の当番年行司から町吟味所に届出られ、町吟味所の奥書をもつて発効するものであつた。売薬人の個々の経営や人的取締りは、右のように示談帳に基づいて規制されたが、藩が運上冥加金の賦課において最も重要な売薬人の数・名前の掌握については嚴重に調査、届出をさせた。弘化元年（一八四四）、富山藩御産物方から組に対し、連人・御役金などについて次のように達している。

定

- 一 諸組一統順番連名帳指し出すべき事、
但し、新ニ順番指加候節、一統示談之上人撰書可指出候事、
- 一 連人召抱候節、先主より書付可取請旨兼而申渡し置候得共、近年猥ニ相聞之候由、急度可相心得事、
- 一 御役金取立之儀は、先達而申渡置候日限遅滯いたし候もの有之候ハ、其儀可申出候事、
- 一 当役所へ諸組年行司御用之節、御門内旱下駄御免ニ被 仰付候ニ付、尚更無作法の儀無之様相心得可申事、
右之条々可相心得事、

辰 二 月

〔史料集〕二〇四頁

このような人員把握の結果組ごとの売薬人の人数と名前が帳主と連人に分けて記録され、組毎の冥加金が定まった。弘化元年（一八四四）分の「反魂丹上縮出納簿」（『史料集』一二六七頁）を例にとると、

天保十五辰年（一八四四）町御役所より当御役所へ御付属に相成、名前・連人・諸組等取調理左之通

一、千百七拾三両 古名前、千百七拾三両

一、六百七拾壹両壹歩 古連人、八百九拾五人

一、貳拾両 薩摩組

（以下略）

又「取立御役金等用帳」によれば、

辰八月御取立左之通

関東組 名百八拾両、連貳百人、内居拾貳人

一、百五拾八両三步・永五匁六分貳厘 秋上納

外二七両三步・永拾三匁一分貳厘五毛

水戸御指留ニ付名廿七人、連三十四人歩割御用捨未進共

（『富山県史 史料編 V 近世下』九九三頁）

このように、売薬業者の数が仲間によって一定数に限定された。しかし売薬人の営業は藩によって認可されること
が直ちに旅先領における営業を意味しない。旅先領の入国許可をまっけて初めて営業が可能となるのであり、旅先領の

事情によって許可される売薬人の数(脚數)が異なり、増減いずれにおいても、富山藩―具体的には反魂丹役所―に許可を求める必要があった。

つぎの例は、九州組内で六人の各行商先についての新名前の許可願であり、端的にこのことを物語るものである。

口上書を以奉願候

従来私共義売薬場所所持仕り居り候処、近年懸場追々相増し甚手余り候ニ付、兼而増定御願申上度存念ニ御座候之処、此度被仰渡之御趣意茂御座候ニ付、尚更箱先並向寄江申し出候所、熟談の上指障(障)りの義も御座なく納得濟ニ相成申候、依而別紙之通り夫々江新名前御下ヶ方被為仰付被下候様仕度奉願上候、

右之趣御賢察被為成下、願の通被為仰付被下候ハ、精誠手広く商業相励み増々繁栄仕り難有可奉存候、此段何分宜しく被仰上下され度奉願候、以上

寅 四 月

筑後久留米行

石動屋半兵衛

肥前平戸行

河口屋常太郎

豊後杵築行

室屋初太郎

豊後佐伯行

松井屋平次郎

肥前唐津行

御福屋岩次郎

同所行

井本屋栄太郎

右之通向寄等納得仕候処相違無御座候間、何卒御間濟被為仰付被下候様仕度奉存候、依而奥印仕申候、以上

九州組年行司 兵 四郎

同 伊 兵衛

反魂丹方肝煎 治郎右衛門殿

同 文次郎殿

覚

一 豊後杵築行、新名前壺面、室屋初太郎

一 豊後佐伯行、新名前壺面、松井屋平次郎

一 筑後久留米行、新名前式面、石動屋半兵衛

一 肥前平戸行、新名前壺面、河口屋常太郎

一 肥前唐津行、新名前壺面、御福屋岩次郎

一 同所行、新名前壺面、井本屋栄次郎

右之通御座候、以上

寅 四月

右者松井屋平二郎殿相見江、右之連中一緒ニ願書一通ニ相認め指上げ申すべく候与申し聞かされ候ニ付、相任せ置き申し候、尤石灰屋甚七筆墨料わり合百四十五文ツ、之事、

当節四国組当番のとや勘四郎・泊屋文蔵より申聞ニは、淡州之義式人足ニ而四人被罷越候事故、式人足御願被申候義可然与存じ候間、御相談の上早速願書当番迄被指し出され候由申し聞ニ付、本家様示談致し候所其趣御承知ニ候間、右九州之文面之通りニ而、式人足御下ヶ方之義願書指出申候事、
願之文面如前

尤壹名ニ而上ル

室屋徳二郎

一 淡州行新名前式面 室屋徳二郎

〔史料集〕三三〇～三三二頁

また、名前だけではなく、連人の場合も同様で、その許可を富山藩に願い出ることになっていた。たとえば、蝦夷地での連人六名の増加を、安政五年（一八五八）富山の売薬人五名が富山町肝煎に願い出て許可されている（『史料集』一六六頁）。

それでは次に、手代・小者・連人に関する取締りの様子を見てみることにする。

手代・小者については、文政二年（一八一九）の富山町奉行より反魂丹上縮の達しに、「組々商売人共右調理役人方江相向、召抱置候手代・小者町所・名前且請人名前等可申出候、尤以来毎春置替相済次第、右之通可申届候」（『史料集』

一五九頁」とされ、身元調査が規定された。

売薬業経営者としての行商人ばかりでなく、これに雇傭される連人についても藩権力の取締制限が規定されていた。新たに連人を召抱える者は、先の雇主へきき合せの上差支えない場合のみ召連れ、こつした手続きを経ないで召抱えた場合は、処罰の対象となった。

連人の召抱えに関する具体的な達しとして、寛政十一年（一七九九）の富山町肝煎より諸組当番年行司宛の史料を掲げてみよう。

反魂丹商売人連人不埒の義等有之暇遣し候者^{（マ）}を申すに及ばず、主人納得の上ニ暇遣し候分茂、右之者同商売人仲間之中江召抱候ハ、其組は勿論他組たり共、先主人より指構ひ無之趣印形之送り書付取受け召抱可申候、尤每春連人縮人源五郎方ニ而諸組一統連人共印形取請け候節、主人勢^{（マ）}致し候分は右送り書付見届け候様仰せ渡され候、尤右の通改而被仰渡候上萬一先主人送り無之者を召抱彼是申分の品有之の節、御調理の上相知り候得は急度越度ニ仰付けられ、以来仲間一統ニ奉公御差留可被仰付候、右の通入念ニ申渡シ候之様被仰渡候事、以上

寛政十一未三月

諸組当番 年行司衆中

町 肝 煎

雇傭された者は、主人（雇傭主）納得の上であろうと、「不埒之義等有之暇遣わされた者」であろうと、その理由の如何を問わず、原則として仲間内に雇い入れられないし、もし召抱える場合には、先の主人より承諾をとり、連人・縮人によつて確認されることとなった。

このことは、前主人の営業上の技術や知識、さらに取引の仕方を修得していて、他の雇主に知られると不利になる

ばかりでなく、もし新雇主に雇われてゐるいは独自で、もし同じ行商地域に行商すれば、これまでの馴染關係から得意先が彼に奪われる危険が大であるからである。このようにして、前雇主の権限を守り不正行為を排除して、業者間のわだかまりを生じないようにつとめた。

新規に連人付きの懸場帳を買つた場合、即ち買付連人についても一定の規制が加えられた。文政二年（一八一九）、天保二年（一八二一）に、反魂丹方役所からの達しに、「是迄買付連人之儀、於諸組名前主相頼買付囉（買力）ひ来候へとも、品に寄右名前主得勝手を以場所売払候始末も有之（中略）右連人引取候様名前主より断ことわりを申聞候（中略）右に付此度評議之上買付名前代申渡候」（『史料集』二五三頁）としてその取扱い方を規定した。これによつて「壹人より銀六匁五分宛」が上納させられることとなつた（『史料集』一五八頁）。

なお連人・助人すけなど売薬人に雇われる者のなかには、富山近在の農村出身者が少なくなかつた。これらの中には、不埒の働きをする者があるために保証人を必要とし、「其村方肝煎中之奥書を取請印章、為入念村役人中江可致尋及候事」（『史料集』一九九五頁）とされた。

連人のなかには武士の身分の者も雇われた。文政二年、富山町奉行より反魂丹上縮への達しに、「召抱候家来共之内、輕き御家人之せがれ、又は他御領もの杯召抱候者も有之躰相聞候、帯刀之義御縮方相障り申義に付、此度詮議之上、調理役人申付候間、組々売薬人共右調理役人方江相向、召抱置候手代・小者町所、名前且請人名前等可申出候」（『史料集』一五九頁）と申し渡された。

このような武士身分の雇傭は、幕末期の武士階級の窮乏、社会的・階級的身分の混乱によるものであつた。次に旅先における心得に関する人的取締りをみてみると、統括的には、仲間組示談書や向寄示談書に規定されてい

改示談ヶ条書

一 古来より人々心得の儀、是迄数度御書立等を以有之、人々の身分ニ請候^(二脱)而は至而難有事共候えども、大勢の仲間の故右の心得不行届、心得違の者^(之脱)有之躰ニ相聞候、甚以気毒ニ存ぜられ候、仍而此度示談の上、以後人々全可相慎^(旨方)留共、左ニ相記申候、

一 株持之人連人ニ相変り悪しき参会等有之候儀、甚以不筋之至ニ有之候、右株持の連人江は異見も指加え申すべき筈の儀ニ有之候、此儀美否相糺^{なほ}、相違無之上は格別ニ御断可申上候事、

一 連人共の内ニ若輩成株持之者をす、み込^ひ、悪しき参会等相催候儀、甚以不届之儀ニ有之候、連人共而已ニ而右参会等致も候儀、仲間の内ニ而見当り候ハ、格別ニ御断申上、連人之分は廿組共急度指構可申事、

一 右仲間之内ニ、若心得違^(の脱)人有之、博奕或は賭之勝負等打負、又ハ放埒成る身持の儀、右の筋合於旅先ニ蜜^(密)ニ其軽重を承合罷帰り候ハ、大寄合之節右故障の色品書立、惣向寄之内見付拾人相立候間、右躰之者於有之は、仲間一流^(統)示談を相破候者候得は、旅出御指留被仰付下され候様御願可申上定ニ候事、

一 仲間之内、又は外組合之内之人たり共、右悪しき参会の場合ニ居候人其参会ニ不交り候共、右悪しき業見^(の)加シ候杯之儀有之候ハ、右故障人同様之越度ニ可有之候、併其場ニ居合候ニ付、右故障人共江色々異見指^(意)し加え候得共承引無之時は、其旨帰国の上当番迄及届ニ申すべく候、縦其座へ居合候とも、届を致し候得は昔罪を遁れ可申候、且又道中筋ニ而右躰之儀候ハ猶更之儀ニ候間、何茂前段同相急度越度ニ有之候事、

右之趣人々心得違無之様、右示談之趣嚴重ニ相心得申すべく候所如件

龜谷屋庄兵衛 印

米屋庄藏

見^目附役

吉田屋平左衛門^印

牧野屋伝吉^印

有澤屋宗右衛門^印

池上屋宗八

吉岡屋平重郎

佐野屋甚七^印

四津屋四兵衛

(『史料集』一三八―一四〇頁)

「仲間一流示談を相破候者候得は、旅出御指留被仰付」として、違反者の処罰が規定され、心得違いの者を見遁がしたのも同罪とされた。

この他取締規定としては、「旅出商売人共心得違之儀に付色々申分有之、仲間共出立日限も自ら差遅れ、場所方手余り候者は増人助等指入候義作法に相洩難相済候、已^い来手早に可令^{せしむ}出立候」(『史料集』一八一頁)として行商出立日限厳守も申渡された。又、旅先行商に出立しないものについても吟味された。行商地域を等しくする者はつれだつて一定期日に出かけることになっているのに、理由なく出立しない場合のことである。たとえば安政四年(一八五七)、布目屋三右衛門仕法について開物方役人は聞き糺して「十一月十一日、開物方御役所より当番三人御呼立の上、三右衛門今以出立不致、且又売買之様子も相聞江申由如何之義に候哉、三右衛門呼び立て委細聞糺之上、後役所十三日迄可申出候与被仰渡候事」(『史料集』二六五頁)と吟味をうけたのである。

五、反魂丹役所

(ア) 設置の目的

明和年中（二七六四）七〇の反魂丹売薬営業の株立を契機に、富山藩における重要な産業として成長してきた富山反魂丹売薬は、その成長した要因として「先用後利」を基本理念とする経営形態があげられるが、藩政中・後期の販路拡大に大きく作用した富山藩の保護・統制も大きな要因であろう。領国経済体制の中で藩の被保護は他国出商売にとって不可欠であり、こうした藩の保護・統制の中核となった機関が、反魂丹役所である。

反魂丹役所は文化十三年（一八一六）三月に半官半民の形で設置された。設置の趣旨は次のとおりである。

反魂丹の義は御領国の銘産にて、人々製方念を入候故か、於諸国旧来より信用致し来候事本懐の至候。加之過分の御益、その上御領分融通下方の礎ニも有之候。全手代小者等入情より起ル儀ニ候。然処其内近年旅先において不埒の者も有之躰にて故障の分も有之由粗相聞、往々右躰に押移、相互に産業の衰ひニ至候ては歎しき事候。その上御国益にも障り候ては以の外の事ニ候、此度反魂丹方別役所ニ仰付けられ候。以後御趣意の通其意を得奉り、猶更厳密に商売せしむ可く候。若し心得違の者之有れば曲事たる可く候。」（『史料集』一五〇頁）

富山藩は、富山売薬に対して諸国で旧来より信用致してきており本懐の至りであり、これは加えて過分御益があり、其上御領分の融通もあり庶民の生活の基ともなっていると評しており、又加賀藩においても富山売薬を、「淡路守様御領ニ而製候反魂丹等合薬之儀弘メ、凡式千五百人余致旅出、右ハ式拾組と相定、上縮等厳重ニし、仰出ニ付置前々御様子も有之、融通之御用並ニ相建、富山産物第一之品ニ而御納所方一廉之御助力ニ相成居、重宝之品ニ候」として高

く評価している。

かくして、反魂丹売薬が富山藩領内の重要産業として、領国経済のバランスの維持にある程度の役割を果すようになる。藩は、領外における信用の維持とそれに基づく営業の拡大のためにも、又反魂丹売薬に賦課された諸上納金を確実に徴収するためにも、売薬業の統制機関が必要となってきたのである。更に、「不埒之者も有之体ニ而、故障之分茂有之」傾向が出ると、「相互ニ産業之衰ニ至候而は難敷事ニ候」として、従来、売薬仲間各組々の年行司によってなされていた売薬人の人的取締りを強化するため、文化十三年三月反魂丹役所を設置することになったのである。

一方売薬人の方でも、行商域を区割りし、組を作り、更に向寄と称する売薬人の小集団の組織を作り、仲間規約を定め、自らを規制すると共に、売薬人仲間相互の連絡および紛争処理、あるいは旅先藩に対する諸種の交渉のためにも藩のより強力な後ろ盾が必要となったのである。反魂丹役所設置の趣旨にも「右産業ニ相拘り候願筋等何ニ不限都而当役所江申出事」とあり、反魂丹売薬の保護助成のため努力を惜しまないとする藩の姿勢を示すものである。

かくして、反魂丹役所の設置は、藩においては、売薬業の統制強化ひいては冥加・運上金の収奪のため、売薬人にとっては、仲間の政治的・経済的機能の強化を期待することにあつたのである。

(イ) 組 織

反魂丹役所の役職名・員数および職務分担は、(1)藩の役人からなる奉行―下役―下付足軽、(2)町人あるいは売薬業者からなる反魂丹上縮―肝煎―調理役の二つの組織即ち半官半民で構成されている。(1)の藩の役人とは、反魂丹役所創設当時は、諸産業を支配している儉約奉行が兼任するもので、下役・下付足軽についても反魂丹役所直属のものではなく儉約奉行の役人であつたと思われる。奉行は反魂丹役所の職務に深くかかわるものではなく、目付的存在であ

つたかと考えられる。売薬人に対する諸種御触・達書等はすべて反魂丹上縮や肝煎・調理役の連署で出されたことはこのことを物語っている。

反魂丹役所は創設当初は、儉約奉行の支配下に置かれたが、その後町奉行の支配下となり、弘化元年（一八四四）には、産業奨励の機関として設置された産物方役所の付属となり、明治三年に至って廃止となるのである。

一方(2)の町人である反魂丹上縮・肝煎・調理人は町人あるいは売薬人の中から選ばれた。多くの場合、反魂丹上縮は町年寄が、反魂丹肝煎は町肝煎が兼帯するかあるいは多くの売薬株を有する有力売薬人に任せられた。利田屋・数見・宗右衛門・室屋（阿部）弥三兵衛・同弥一郎・密田兵右衛門・芳尾利兵衛・宮嶋屋仙蔵等がその人々である。

反魂丹上縮等の反魂丹売薬の取締り役は、反魂丹役所の設置される以前、文化六年（一八〇九）頃に任命されたと考えられ、調理役は更に前の寛政四年（一七九二）の売券証文に「中町源右衛門」の名がみえる。（源右衛門は、明和三年（一七六六）に任命された反魂丹場所売買口銭取立人でもある）

藩は、反魂丹役所設置に先立って、反魂丹上縮・吟味人・調理役等を任命したが、一方売薬人の統制に意を配り、売薬旅先組の統率者である年行司の権限を増大させ、役中は町頭並なみに任じ、売薬人の取締りを強化した。一方売薬人に対しても、「年行司を軽シ、不依何々我儘成義申述候族茂有之体相聞不相濟候、以後右体之品無く様急度可相心得候」と通達している。

更に、文化五年（一八〇八）九月、薬種売買の取締りと沙参屋株五八軒、地方生薬種株七五軒を新設し薬種吟味の取締りを嚴重にしている。

以上(1)締方役人の任命、(2)年行司の権限強化、(3)薬種株の新設等による嚴重なる薬種吟味の三つの施策は、藩の公的権力の段階的な介入策であると同時に、反魂丹役所設置の重要な要因となったのである。

反魂丹諸役の一覧

年次	職名	上 縮	肝 煎	調 理 役			備 考
宝暦9		反魂丹縮役(又七郎)					
天明3		場所売買口銭取立役、請縮(源右衛門)					
寛政4				源右衛門			
# 11					連人縮役源五郎		
文化元				三郎右衛門			
# 4					株持人等調理方室屋五兵衛		
# 6	佐伯八兵衛	(時味人)		三郎右衛門			反魂丹役所の設置 (文化13年)
↓		市郎右衛門					
8							
文政元	"	甚左衛門		"			
# 6	"			(三郎右衛門 又七)			
# 8	清水伝四郎			"			
# 9	"						
# 11	稲垣喜兵衛	(時煎)	健吉	清五郎			
# 12	"	"	"	(清五郎 清右衛門)			
天保元	稲垣六右衛門	"	"	"			
# 3	"	"	"	"			
# 4	"	"	"	"			
# 6				(太左衛門 孫兵衛)	帳 付	小 使	
弘化元	(利田屋宗右衛門 室屋弥三兵衛)	(関屋善次郎 米屋三郎兵衛)	(味噌屋治郎右衛門 五穀屋弥三郎)	岩瀬屋新兵衛 万屋善七	林三郎 喜助		反魂丹役所、産物 方役所附属となる。
# 2	"	(日尾屋宗右衛門 関屋善次郎)	"	住兵衛 万屋善七	"		
↓	"						
4		"	"	"	林蔵、喜助、善七、 治助、五兵衛		
# 2	"	(日尾屋宗右衛門 あら八)	"	"	"		
# 3	"	(日尾屋宇右衛門 関屋善次郎)	味噌屋治郎右衛門 八兵衛	"	林蔵、喜助、善七、 治助、清兵衛		
# 4	"	"	"	"	"		
# 5	"	"	味噌屋治郎右衛門 能助 荒八	"	"		
# 6	"	"	味噌屋治郎右衛門 八兵衛	"	"		
安政元	(利田屋宗右衛門 室屋弥三兵衛 芳尾利兵衛)	"	"	"	? (4人)	? (4人)	
# 5	"	"	孫兵衛 兵助	"	"		
文久3	密田兵右衛門 数見宗右衛門	味噌屋治郎右衛門 高木屋文次郎	宇兵衛	"	"		
# 4	"	"	"	"	"		
慶応元	"	"	面谷屋伝助	"	"		
↓	"	"	"	"	"		
3							
明治元	"	治郎右衛門 伝右衛門					

上縮・肝煎・調理役等反魂丹役所の役人の員数は、時期によって異なるが、別表によると、上縮は、文化六年（天保十五年）までは一人、反魂丹役所が産物方役所附属となった弘化元年からは二人、安政年間のように三名置かれた場合もある。肝煎も、天保年間までは一人であったが、弘化元年から二人となっている。調理役は初めは一人であったが文政元年以降二人となっている。又、弘化元年から帳付二、四人、小使二、四人が新規に置かれ、反魂丹役所の拡充がうかがえる。

尚、反魂丹役所役人の給料は上の表のとおりである。

合計	小使	帳付	調理役	肝煎	上縮	弘化四年			嘉永五年			備考
						人数	両	歩朱	(銀)匁	人数	両	
一〇	二	二	二	二	二							
三四	(一三)	歳暮	(四)	(四九)	(四九)							
十二	二〇	一〇	二二	二二	二二							
二	四	ツ、	(三)	(二)	(二)							
一三	一	二	三		二							
四七	歳暮	歳暮	(三)	(四九)	(四九)							
一〇	二〇	一〇	一〇	二二	二二							
二	〇	〇	三	(二)	(二)							
三	ツ、	ツ、	一	(一)	(一)							
	益・暮両度渡 一人五拾目	益・暮両度渡 一人五百疋	暮一ヶ度渡 一人銀五枚	全	暮一ヶ度渡 一人銀七枚							

(注) 一両＝四歩 一步＝四朱 一朱＝銀四匁

(ウ) 機能

反魂丹役所は、売薬株仲間に対して、上納金の経理面における実務機能および藩の売薬人に対する保護・統制機能と、互いに異質な二つの機能を果した。前者の実務機能は、上縮・肝煎・調理役によって構成される組織によるものであり、後者の保護・統制機能は、弘化元年を一例にとれば、産物方役所から出向の松田・鳴田両奉行、田部・最上・

森の三名の中役・下付等による藩の管理機構によるものであった。

さて反魂丹役所の実務機能を更に六つの機能に大別すると次のとおりである。

- (1) 反魂丹売薬に賦課された諸御役金の徴集
- (2) 諸御役金徴集に伴なう出納簿の作成
- (3) 売薬株の譲渡売却に伴なう人的取締り
- (4) 諸通達の交付―統制および罰則
- (5) 売薬人の諸出願の受付および藩への取次
- (6) 売薬人相互の仕入金・雑用等の貸借等経済的共済活動

以上の諸機能は、上縮以下、帳付・小使に至るまでの各職員の分担協力によって果されることは当然のことである。

各職の機能と任務とのかかわりを概略すれば次のとおりである。

(1)の機能については、町々の日行司あるいは売薬仲間組の年行司が上納金を取り立て、小使・帳付が日記帳形式によって随時受入簿に記帳し、上納金は上縮が一時預かる。

反魂丹役所における預・取替利足一覧

項目 年次	預 利 足		取 替 利 足		差 引	
	兩 歩 朱	匁	〃	〃	〃	〃
弘化元	8.31	4.687	0.32	5.924	7.32	5.013
〃 二	10.11	3.77	0.21	3.68	8.30	0.09
〃 三	8.32	0.31	0.21	0.68	8.10	5.88
〃 四	8.23	1.435	0.20	5.78	8.02	1.905
	10.31	1.59	(弘化元・2・3年預金を宋年まで預り利足)			

反魂丹後所諸経費一覽

年月日	享和		弘化		嘉永		天保		文政		天保		文政						
	元	年	元	年	元	年	元	年	元	年	元	年	元	年					
反魂丹後所	2.22	0.9	1.30	0.03	1.22	0.793	1.22	2.274	1.01	5.948	1.00	1.375	1.13	4.251	10.21	11.21	2.8.3		
反魂丹後所前料	29.33	1.562	34.30	3.70	34.22	3.175	34.02	3.125		(5.30)							41.00	3.275	
健康行所役人費(方(奉納方))	29.33		15.20		15.00		11.12			(7.00)									
妙因寺奉納	15.20		1.00		1.00		1.00		1.00		1.00		1.00					1.00	
大法寺奉納	1.00		0.22	4.60	0.22	4.676	0.22	5.6	0.22	4.66	0.22	4.70	0.22	4.65				0.22	4.692
その他、人件費			7.12	4.96	4.01	4.687	3.11	4.687	1.30	2.00								4.00	3.275
合 計	49.01		61.02	0.33	57.01	0.331	52.03	2.686		(60.00)			53.11	72.865					56.00
備考(人件費)	45.13	1.562	57.22	7.71	53.23	7.862	48.31	7.812		?									

反魂丹後所雑用明細一覽

年月日	享和		弘化		嘉永		天保		文政		天保		文政						
	元	年	元	年	元	年	元	年	元	年	元	年	元	年					
新田目録(8月、黒七丁)襦袢(5面)、靴(5面)、水入(5ツ)	0.11	5.59			0.01	1.442	0.11	1.75	0.01	1.35			0.10	1.123					
紙代、手木代		2.954			0.20	3.385		3.385	0.11	3.503	0.11	1.565	0.12	3.70					
印形代、印箱、肉	0.30	1.654				3.385		5.6											
ソロボン(3箱)、小刀(5本)漆箱	0.23	1.835											4.615						
茶わん(10)、水かみ、五徳(6ツ)、水鉢(2ツ)、痰	0.20	4.585			1.01	0.273	1.02	1.653	0.12	1.576	0.13	4.71		1.03	6.324				
葛籠代、細引、絛、脚履	0.01	4.211												9.02	2.827				
古張箱、江戸行金箱代、三幅	0.01	5.181						3.076											
合 計	2.22	0.9	1.30	0.03	1.22	0.793	1.22	2.274	101	5.948	100	1.375	1.13	4.251	11.21	2.813			

表中の銀はすべて永銀(札)である。
銀4匁=水銀6.25匁

(2)の機能は、帳付の受入簿作成に始まり、諸費目別帳簿の作成、調理役が利息・小計・合計額を追記し、肝煎が決算書を作成、上縮が決済する。更に、弘化元年以降は産物方役所へ提出する。

(3)の機能は、反魂丹場所帳面(売券)の売買譲渡に関する調査・帳付は調理役が行い、肝煎役・上縮の連署によって売券証文の書入(奥書・捺印)は、調理役が行う。

(4)の機能は、弘化元年以前においては反魂丹役所の名で、弘化元年以降においては産物方役所の名で交付されるが、実際の取締実務は上縮の責任において肝煎が行う。

(5)の機能は、出願は肝煎を通してなされ、肝煎・上縮の連帯責任において吟味し処理される。

(6)の機能は、頼母子の主催、売薬人同志の貸借決済・場所帳面の預り等種々の業務を果す。

反魂丹役所の運営費用は、「反魂丹上縮雑用」として反魂丹出納簿に記載される。別表の示すとおり、諸雑用は、消耗費と人件費に大別できる。年間雑用五〇両〜六〇両前後、そのうち筆・紙等の消耗費は一両か二両、最も高くて嘉永四、五年の一〇両であり、諸雑用のほとんどが人件費である。この諸雑用は、一時上縮の「取替」(立替)によって賄なわれ、十二月の決算期に、上納金と相殺する。又場合によっては、その一部は、売薬場所帳面の売却譲渡の際の手数料(一厘上納)から支払われることもある。

(E) 反魂丹役所の附属変更

弘化元年(一八四四)、反魂丹方役所は、従来の町奉行支配から産物方支配に変更された。この間の事情については、「此度御改正之御趣意ニ付」として、富山藩の天保の藩政改革にあるとしている。具体的には、天保十四年(一八四三)六月二十二日付の触書の「御改正」の趣旨によるものであった。この「御改正」によれば、「文化(天保)にかけて、借

財が累積し財政が逼迫しているところ、文政八年（一八二五）に藩の江戸屋敷が焼失し、天保二年（一八三一）四月、富山町の大火に富山城も類焼し、その復興に多額の費用を要した。このため公務を始め参勤交代や家中の扶助に至るまで差し支えることとなった。そこで本願寺御門主の力により石田小右衛門に頼んで改革することとなった。」というものである。

かくして行われた天保改革の中で反魂丹役所の産物方役所への付属変更はどの様な意図によるものか。又その効果はいかなるものであったか。

産物方役所は、天保八年（一八三七）、八代富山藩主前田利保の命により設置された。この役所は、殖産興業政策に基づくものであり、陶器・漆器・機業・薬草等の製法・栽培に重点が置かれ、必ずしも産業統制を意図するものではなかった。従って反魂丹役所の附属変更は、産物方役所の機能と機構の改革を前提としなければならなかった。事実、天保十三年（一八四二）、市中の頼母子はすべて産物方役所の取扱いとなり、流通機構に大きな意味を有することとなった。又機構においても、弘化元年（一八四四）迄には、従来の産物方懸りを改めて、奉行二人、中役三人、下付足軽若干が置かれている。こうした産物方役所の機能強化と反魂丹役所の付属変更は、天保二年の大火の復興の一策としてとられた株立政策の強化（無株の営業停止、嘉永二年（一八四九）の紙楮方仕法^{こしや}とともに藩の産業統制の一つであった。さて、反魂丹役所を産物方役所に附属変更したねらいはどこにあったのだろうか。

反魂丹売薬を「富山第一の国産」として、明和頃から保護育成策をとってきた富山藩では、文化―天保―弘化にかけての旅先藩の諸事情による断続的な入国差留は誠に「容易ならざる儀」であった。売薬の富山藩における財政的意義は今ここで述べるいとまはないが、安政四年（一八五七）、利声^{としかた}に提出した佐藤昇庵の意見書に「殊に其売薬の利益頗る広大なることにして、富山の市中数万の町人を養ふには此一物のみにしても余裕あるべく思はる」と述べられてお

り、売薬による収益は富山町人の経済的基盤となるものであった。従って旅先領の入国差留の解除は、藩権力を介入させても対処しなければならぬ問題であった。

さらに又、加賀領や近江・大和売薬等他領売薬との競合に打ち勝つため、あるいは他領売薬のに似寄の薬の配置による収益減の損害に対処するため、「富山産物方改」の目印を包紙に付して売り捌くことを命じたのである。事実似寄りの薬の販売のケースとして次のようなことがあった。

元来、此方様御領より旅出の者も越中と申候故、他国にてはやはり富山産物と相心得や、又地名を隠候者もこれ有や、剩之合薬価迄引下げ得意先を売り崩し、畢竟双方潰にをよび候も顧ず、他国において得手勝手作業いたし居候由に候、

ところで領外における市場維持には、第一には製品の優良さが要請される。殊に人命に直接にかかわる売薬は、品質の良し悪しが、効能とひいては信用に直結するため一層薬種の吟味が重視された。それ故、富山藩では、薬の仲間・締り役人・合薬上縮・薬種肝煎・薬種方吟味等の諸々の締り役人によって、あるいは、京・江戸等他国の薬種天縮を通じての仕入上の取締りによって、薬種吟味と配給統制をはかるとともに、藩の機関、即ち反魂丹役所設置以前においては、勘定所あるいは町奉行によって行われ、以降は反魂丹役所において薬種の管理がなされた。従って反魂丹役所を産物方役所に付属させることにより、「第一御国産の瑕かた理えならびに銘々家祿衰微の基」とならぬよう一層厳重なる薬種の吟味・統制を期待したのである。しかしなお洩薬が多く、嘉永三年（一八五〇）薬種会所が設置されたのである。以上のように、反魂丹役所の産物方役所への付属変更のねらいは、具体的には、(1)売薬の旅先領との種々の交渉における藩権力のバックアップ、(2)薬種統制の強化、(3)反魂丹役所の機構改革の三点に求めることが出来る。

かくして富山藩では、天保改革の一貫として、産物方役所を設置し産業の振興と統制の強化をはかるうとしたのである。反魂丹役所を産物方役所へ付属させ、薬種、売薬営業のより厳重な取締りを強化するとともに、「富山産物方改」の印を包紙にすることによって、単に似寄りの薬と区別するばかりでなく、売薬に対して藩の権威を付すことによつて、売薬を外側からバックアップすること、ひいては領国経済のバランス維持に寄与せしめんことを意図したものである。

一方、反魂丹役所の付属変更は、売薬人の統制と運上金、冥加金の徴収をはかるために、反魂丹役所の機構を整備充実する意図があつたことも見逃せない。事実、弘化元年（一八四四）を契機に、厳重な売薬人の調査と御役金賦課の査定を行い、かつ諸役金、上納金に関する売薬の出納の顛末を帳簿に記録する等事務の遂行も機能的分業的に行われようになつた。又嘉永元年（一八四八）、売薬場所帳面の売買譲渡の際の手数料である売券料（一通につき四三文）に加えて、複雑化する事務手続の手数料として、場所帳面に売買口銭を買人に課す「壹厘上納」制度を設けたのであつた。

六、売薬商人の仲間制

(ア) 行商の発展と仲間制

江戸時代において、富山藩第一の銘産であつた富山反魂丹売薬は、いつ頃からその販路を開拓し拡大していったのであるうか。

『屑籠から』（古谷常蔵著）に収集された史料をもとに、享保（二七一―二七六）以降の富山売薬の販路開拓の様相を表す示すと左のとおりである。ただし国・郡・町についての解説は明確になされていない。

富山売薬業の販路開拓

年次	国別	郡名・町名
享保年間	南部・常陸・下野・上州・美濃・尾張・三河・遠州・越後・越前・五畿内・因幡・肥前・薩摩	秋田・庄内・磐城・勝山・大垣・高田・長岡・福井・小浜・鳥取・松江・津和野・浜田・延岡・中津・佐賀・熊本・鹿児島
宝暦年間	南部・上州・下野・房州・三河・相州・美濃・尾張・越後・能登・加賀・越中・越前・紀州・肥後	磐城・岩代・福島・白川・仙台・勝山・佐賀・宇津宮・高崎・上田・新発田・福井・丸岡・和歌山・米子・鳥取・松江・杵築・赤穂・岩国・広島・大須・高松・島原・小倉・大村・久留米・熊本
天明年間	上州・越後・紀州	江戸・庄内・福岡・小田原
寛政年間	尾州	赤穂・高鍋
文化年間		諫早
文政年間	越後・武州・相州・駿河・五畿内・中国・甲州・紀州・薩摩	桑名・伊豆・米沢・松前
天保年間	中国・雲州・信州・伊勢・五畿内・九州	小倉・仙台・森
弘化年間	南部・江州・上州・飛驒・美濃・出羽	会津・姫路・長岡
安政年間	甲州・五畿内・因幡・奥中国	飢肥

右の表によれば、正徳（一七一〇〜一七一六）以前は不明であるが、他領の配置業開拓が享保〜宝暦期（一七二六〜一七四四）と
りわけ宝暦期に集中していることが分る。又宝暦三年（一七五三）以前とおもわれる富山藩倭約奉行の通達に「国々一
統相用功能これ有候段、兼々きこし召される産物珍重の御事ニ候、此旨嚴重存入、別て製法吟味を遂げ、龜抹これ無

候様商売せしむべき候也」と申し触れていること等から、享保から宝暦にかけて急速に販路を拡大させていったのである。

この様な販路拡大の動きの中で、売薬人は、旅先領における営業の確保と安定化をはかるために、営業地域を同じくする売薬人相互の間で、新懸、価格の面で協定を結ぶため仲間組を結成しはじめた。享保六年（一七二二）ごろに結成されたと思われる「福井十三人組」、「鹿児島九人組」等がそれである。こうした富山売薬の伸長は、藩財政の逼迫に苦しむ藩の注目するところとなった。即ち、富山藩では、享保年間よりみられる産業統制策の中で、反魂丹売薬を掌握するために、次の諸策を段階的に実施したのである。

- (1) 元文五年（一七四〇）十一月、富山・八尾・西岩瀬・四方の売薬人を調査。
 - (2) 宝暦二年（一七五二）三月二十四日、薬種仲買人を任命し、薬種売買の縮方について通達。
 - (3) 宝暦三年（一七五三）正月二十六日、反魂丹役取立を一時停止し、売薬の保護育成をはかろうとした。文化二年（一八〇五）に改めて名前前の帳主に銀十匁、連人に六匁の役銀が課せられた。
 - (4) 宝暦九年（一七五九）ごろには、反魂丹縮役として長町人又七郎おしちが任命されており、反魂丹商売切手（旅先領に宛てた売薬許可状）の発行権が与えられた。
 - (5) 宝暦十年（一七六〇）二月、町奉行より初めて売薬人の心得方が通達された。
 - (6) 明和二年（一七六五）八月、薬種改座を設置し、預り薬種、質入薬種、売買薬種の出入を報告させ、洩薬の取締りを行う等売薬の根幹にかかわる原料薬種の吟味に厳正を画した。
- かくして宝暦から明和にかけて、藩では急速に売薬に対する管理統制の諸策を実施しており、このような一連の売薬政策の中に、藩財政の一助として売薬を組み入れていこうとする方向を見ることが出来る。

更にまた、藩は、延享より明和より天明にかけて、藩の株立運上政策にのっとり、「是以後新規の商売人承届す候、尤右人数の内欠人これ在刻は、其人の役銀相残り数より指出し申すべく事」として、明和二年（一七六五）ころ売薬人個々の営業を積立とし冥加金を賦課したのである。このことについて「反魂丹原由に付妙国寺書上」に「明和年中に至ては、売薬人の人数大勢に相成り、手広く売弘め、其砌人数株極きまに仰付られ、御冥加金指上来候」と記している。同翌明和三年（一七六六）二月二十四日、反魂丹場所売買口銭取立役および反魂丹請縮に富山中町源右衛門を任命しており、反魂丹売薬株の移動における取締りを行わせたのである。

ところで富山藩における株立政策の意図はどこにあったのであろうか。加賀藩では、天明・寛政期から他国商人による直売・直買が顕著となり、前貸資本の台頭を助け、文化・文政期には、領内都市商人を脅す存在となった。こうした時期に、領内都市商人は自己防衛のため、株立と運上、冥加の上納を願ひ出していたのである。こうした動きに対して加賀藩では、重商主義の立場から株立政策をとった。これに対して、富山藩においては、加賀藩に先立って明和頃より株立政策を実施したが、株立の意図は、加賀藩のような商人の経済的自発意志に基づく要請によるものではなく、むしろ逼迫した藩財政を補うものとして実施されたもので、冥加・運上金の徴収さらには多額の御用金、調達金の賦課を意図するものであった。しかし一方では、売薬行商が他国他領における零細な商行為であることから、厳重な仲間規制とともに、藩の他領（旅先領）に対する政治的援助を必要とするいわば藩と売薬人の互恵的關係にあり共存共榮的な意味あいをもっていたのである。

(1) 仲間組の規制の意義

売薬人数の株極は、必然的に株仲間を生み出すことになった。株極は、「綿・弓弦ゆみづる一方売り」・「塩一方売り」・「杉皮・

鉄漿・楊枝売人商売」・「大坂あらめ志軒商売」等一株あるいは数株の場合は、仲間の結成はありえないが、鬢付・煉屋びんつけ ねりや十四人他豆腐・蠟燭・鶏卵売人が、富山儉約奉行より株仲間の形成を申渡されていること等から、千を越える商売人をかかえる売薬業の場合、当然仲間組の結成なくしては人的取締り、確實なる運上金の徴収あるいは安定した営業の確保がはかられなかったと考えられる。

富山売薬の仲間組の結成は、享保頃に売薬人同志の私的な組織として生まれた「福井十三人組」・「鹿児島九人組」等の小さな仲間組を公権力によって包含する一方、全国を十八のブロックの商圏に分け、一ブロックを一組とし、各組々の株数を原則的に決定し、各組にそれぞれ三名の当番年行司を置き、「反魂丹商売方之儀諸事支配」せしめたのである。かくして十八の組々は、それぞれ年行司を惣代として、仲間規約の遵守を前提とする株仲間組を結成した。そして個々の株仲間組は、相互扶助をはかると共に共通の権益擁護のため「惣仲間」として結束をはかった。富山売薬はこうした組単位の株仲間の集成ととらえることが出来る。

このような富山売薬の株仲間結成の時期は、明和二年（一七六五）三月に、奥中国組の仲間示談帳が作成されているところから、少なくとも明和二年以前、それもそんな遠くないところと思われる。しかし株仲間組が実質的に機能し始めたのは、文化十三年（一八一六）の反魂丹役所の設置以降と考えられる。

株仲間は、売薬営業株を有する人によって結成されるものであり、従って株主が株仲間の成員となり、緊密な仲間関係が結ばれていた。反魂丹売薬人の株は総じて二〇三五株（弘化元年の場合）であり、各組々にそれぞれ年行司と称する惣代人を立て、成文化された仲間規約―仲間示談帳によって仲間相互の自主規制が行われた。

次に寛政十二年（一八〇〇）閏四月の「奥中国組追加示談帳」を全文掲げて仲間規制の実態をみることにしよう。

連人共可相心得示談覧

一 人々場所迄街道筋の宿々、或は茶屋々々、又は往来通行の旅人等へ対し、聊も申分け仕らず候様急度相心得申すべき事、且又馬士、舟人又は木の下者の類は、何れにおいても都て我儘不筋なる儀を仕懸候ものにこれ候、右躰の者は何事も此方より了簡を致し、喧嘩口論等致さず候様急度相応得申すべく候、此儀只往来の事と人々仮初に相心得え候儀、甚以心得違にこれ有候、子細は其街道筋にも仲間の得意先々数多これ有候、仲間は同国同商売人に候得ば自分々々の得意も同事にこれ有候、仍て以後右街道筋にて余人の得意に候共、自分の得意同様に相心得、随分と叮嚀に会釋渡り合を致すべき事肝要に候事、

一 旅先においては仲間の儀一入懇意に致し合、縦先々別宿に候とも相互に尋ね合、格別深切に致すべく候処、同国同商売仲間を籠略に致し、三都の商人、所々の大商人と親しく交り、酒宴等を催し、僭上なる付合間々これ由相聞候、此儀は甚あるまじき事に候、全く右に大商人に付き合候てに自分々々も自然と大風になり、中々小商人の致すべき付合にこれなく候、右大風なる付合を致し候故連人共の内にも終には出奔等を致し候様に相成り候、猶又先々において金銀仰山にも取上げ候様大風に見請られ、夫故近年諸国において同商売人等出来致し、其国において連上等を致し入込まれず候様に相成り候国々もこれ在候得ば、右等の趣篤と思慮を致し、己来右大商人と付合の儀は堅無用に致すべき事、

一 旅先宿々において不行跡の族これ有様相聞候、右の戯増長致し終には見苦しき事、又言分なども出来致し候、連人等は親方の甚ためならず候間、以来仮にも戯咄し等は急度相慎しみ申すべき事、

一 所々御城下にて御家中様の新懸に入り込み候儀は是以後堅く相成らず候、若不調法等もこれ在候ては仲間一統の障に相成、萬一其国之入込まれず様相成候ては人々の身上に相拘り相済ざる儀に候間、右の趣人々急度相

心得、以後御家中様方の新掛に入込候儀は堅相成らず候事、

一 宿々において飯代の儀近日相済すべきなどと扱わずに立、又は不足に相払い右不足の分重てなどと其場を言扱、重々の時は別宿等に止宿致し、宿々の謗を請、仲間共の外聞を失わせ候様の者これ在由相聞候、以来右鉢の不筋これ無様急度相心得申すべき事、

付り 初て場所之罷り越し候連人の中にも宿々にて自分の実名は唱えず改名を呼び合ひ候事これ在候、是等は第一一人の連人式人に相聞え 又は香具鉢の者の様にも相見得甚以紛敷、勿論右鉢の儀相重り得意先々にても囃りを請候ては却て其身の為に相成ず候間、以後右等の儀急度相慎実名を呼合申すべき事、

一 前々より重置の儀は堅く相ならず候、仲間一鉢の示談に候の処、店々之薬卸売の儀是迄式割、三割引き迄引来り候処、近年甚猥に相成、人の式割引に致し置候処は三割引、又三割引は四割引と段々に引下げ、前々より割引を仕落候様の不筋者共間々これ在由相聞候、此等は結句、御名産の位を引下げ候同様の儀にこれ有候、左様段々に引落候得ば、終には、人々取集めるべき銭これ無様に相成べく候、其上他所売薬など右鉢の振合見習候て、置合等の得意にて格別に売捜し候ハ、却て人々の弱に相成候、然は畢竟親方の不為に相成申候、仍て以来は右の意味を相考、有来の分は格別、三割引迄を定法に相立、夫より一向引方これ無様、尤重置の儀も是迄の通堅相ならず候事

一 近年旅先において病人を聞出し候得ば脈などを見、煎薬等を調合致し、専ら医者同様成仕形の者これ、夫のみならず其所の医者是不学人の様悪様に言捜候者等これ在由相聞候、右医者鉢の致し方は恐ながら御名産の御冥加を存じ入れず候徒なる儀にこれ在候、都て反魂丹商売人の致すべき所作柄にてはこれ無候間、以来右鉢業堅く差止、其上其処の評善悪共に一向取沙汰致しまじく候事、

一、旅先において雇人の儀は是迄堅御停止の処、今に心得違の者これ有、右雇人を致し、新掛或は懸方等を取集めさせ候者これ由相聞候、此儀は第一御名産の秘事口伝でんを他国者に知られ候事もつて以の外の心得違にこれ有候、是迄他所の商売人は右躰の不埒より大切なる口伝共を奪われ候族に相成、近年場所先衛かたなど間々これ在候の儀は、皆右躰の心得違より発おこり候事に候得ば、是以後旅先において雇人又は助け人等堅致申間敷候事、

一 賭の諸勝負其外何に依らず悪しき参会の儀、兼て厳しく御停止に候得共、以後は猶更急度相慎申すべく候事、付り無賭の碁・将棋たり共、又は小唄・浄瑠璃などは、悉商売の妨に相成候間、以采右等の業急度差止申すべき事、

一 衣服惣て身の廻り何に依らずて聲、花に不相応なる物着致し候の者これ由相聞候、是等は甚以心得違にこれ有候、人々反魂丹商売に候得ば、第一香具躰の者に相見得、恐多く御名産を相穢けがし、夫のみならず人々の悉恥辱に相成申候、勿論商人の法に相外れ不届至極の事に候、依て以来は右躰不相応に成る衣服着かざり候儀堅く致申間敷候事、

一 近来旅先において他御領并諸国の同商売人と出合、様々争論に及候者これ有由相聞候、以来右躰の儀これ無様急度相心得申すべく候、且又右の衆中と出合候節は、随分と叮嚀に挨拶を致し申すべく候、併叮嚀あしらいに會釋あきら候ても萬事打解、親しく咄合など致候儀は堅く相成らず候、尤同商売人に限らず縦たとい余人にても、国元において場所帳面売買の直段ぢか、或は仕入方の儀、又は銘々親方の分限、小家を大家の様に言なし、様々成言を申述候事、甚以心得違にこれ在候、若得意先々のよう御当所の相見得人々の暮し方見請られ候時は、誠に以恥しき次第に候、猶亦同国同商売に在りながら、誰れが本家、彼れが末家などと言ふはれ候者これは在候、是等は全心心得違にこれ有候、何れも仲間同志に候得ば、相互に商売致し合ひ、皆一統の為に相成候様言成・執成しつり致すべき儀肝要の

事に候、全躰御国方の趣意、善惡ともに白地あからさまの沙汰堅致し申しまじく候事、

一 連人の輩古参新参共、親方分えは、其所々にて縦別宿たり共相尋、勿論始ての連人などは猶更の儀、私は何屋某の連人何と申者と実名を申述候て、念頃致すべき様相心得すべく候、併か様には示候得共、商用を相かし申儀にてはこれ無、右之様に人々実意に心得候得ば、商用に拘らず商出入の序ついでに随分間音信は相成べく候間、連人共右の趣心得違のこれ無様、全実意に相心得申すべく候事、

一 旅先において連人の内諸事不埒なる者、仲間内にて見聞致候付、其他の親方共より右の連人の教訓に及び候の節、其連人より申聞候は、自分に不埒これ有候得ば自分の親方より預示に候、其元は其元の連人を相示されるべきと、我儘なる不筋の者これ有由相聞候、元来か様な我儘者は連人斗にしてもこれ無、其主人にも心得違これ有候、主人と隔て得意廻りの連人など兼て申付の不行届よりして不埒も出来致候、右の通り隔て候て相廻させ候連人に候得ば、第一に右我儘を相働かず、不埒の事仕出かさざるべく候様、主人より急度申付、尤不埒成儀これ有り候得ば、何れの連人にも相互に仲間中より教訓差当たつに及ぶべく候、猶又得意先において何に依らず故障の儀などこれ有節は、自分一存を以取斗らわらず、其処に居合候仲間親方分の者之示談に及び、其故障軽重共に示談の上取斗候様、右の品々堅相守候様、人々相互に急度申付廻在致させ候は、右躰の我儘は申聞きましく、又不埒も相成ましく候、然ば何れの親方より教訓に及び候ても、麁略には請け難く急度相憤べき事に候、左候得ば自然と不埒も出来難く相止申すべく候、併右の趣相用申さざる者は誠不人に候得ば、自分連人右の不筋を見習候様に成行候ては、仲間一統の妨に相成候の間早速旅出差留印申すべく候事、

右の条々連人中之毎歳春寄合の節洩ざる様急度読聞かせ、印形取請申すべく候、其上若右か条相用申さざる者は、旅先差留申すべく候、以上

寛政十二年庚申閏四月四日

当番年行司

右の趣承届候、猶更心得違これ無様嚴重に相守べき者也

同四月四日

町吟味所

当番五兵衛

同正兵衛

同伝助

惣仲間共え

『史料集』一一七―一二二頁

右の示談帳に示された仲間自主規制をまとめてみると次の諸項となる。

(1) 売薬人の旅先行状に関する事項

(ア) 旅先における仲間同志の親睦等相互扶助を行う

(イ) 旅先において賭諸勝負など悪しき参会を停止すること

(ウ) 旅先宿々において未払・不払等の不行跡を厳禁すること

(2) 営業に関する事項

(ア) 新懸の厳禁

(イ) 割引(値引)・重置の厳禁

(ウ) 旅先における雇人の停止

- (エ) 他領御領からの場所買入の厳禁
- (オ) 売切売券・引当売券の期限・手続について
- (カ) 商域境の争いについて
- (キ) 訴訟・申分手続に関して

これらの仲間相互の規制項目は、「御請印形帳」を町奉行に提出することによって公権力による規制となったのである。

右のような仲間規約を有し互恵的な売薬仲間の株数は、原則的には限定性をもちながらも同時に増加する要素もあり、又内部では担保・売却などによる移動性をももっている。具体的にいえば、新規加入・相続加入等の加入、退転などによる株の売却による脱退である。

加入には (ア) 新規加入、(イ) 相続加入、(ウ) 別家加入の三つの形態がある。

(ア) 新規加入

申込に基づき仲間の寄合で相談をした結果不都合がない場合、反魂丹肝煎に申請し許可を得て加入となる。新規加入料は、名前入―帳主の場合「新名前御礼銀」と称し、御礼銀は売券代銀の何%という形で上納された。連人の場合「新連人の御礼銀」と称し銀二枚（金書両壹歩と永金―紙幣銀九匁三分七厘）を上納した。

(イ) 相続加入

相続加入には、実子譲り、養子譲り等があり、名義切替の際、通常の譲渡に上納される壹厘上納が免除された。

(ウ) 別家加入

別家加入とは、今迄連人であったものが、名前主の株売却に際して株を買取るものでこれを買付連人と称した。

但し連人は明株を買取る際に条件があつた。即ち、明株の買取りは同じ組内の連人に限ることとした。

株仲間の総体意思―全体の意志は寄合において決定された。この寄合の召集に当っては、廻文あるいは組で雇われた小使によつて触れ廻つた。参加者は本人を原則とし、遅参を戒めた。寄合は、年行司を中心に、(1)旅先藩営業における差留、売薬人の不始末等に対する対処策、(2)新加入者及び株の移転に関する審議、(3)仲間規約である追加示談・示談改正、役員の選定に関する審議、(4)売券の定値を定め、相場を立て、売券売却の際の規格統一の打ち合せ等々を行つた。寄合の場所は、通常は寺院を充て、寄合の費用は不参加者も含めて頭割りにして徴収した。なお差留解除のための冥加金・御礼金等の雑用は、株主の歩割によつて割当られた。たとえば、「売薬薩摩組合之沿革史」の中の文政十二年(一八二八)の「御免願」において、次のように述べている。

一 今度願一件之儀ニ付、兩人出立致シ、彼之地之儀ハ万事相任せ可申候間、木村喜兵衛殿示談之上、可然様御取計可被下候事、

但し願人之姓名不詳

右諸人用銭壹万貫文を七二金と直し

此金千三百八拾九兩余

式拾六人足割、忝人脚ニ付

金五拾三兩壹步三朱ツ、

右仲間ヨリ出金したり

(『史料集』 八四四頁)

このように売薬人仲間の寄合は、株仲間相互の統制をはかるとともに、営業上必要な事務手続、営業に関する決議

機関であった。又安政二年（一八五五）の「反魂丹出納簿」に謡曲本代二四両が計上されており、このことは、寄合が単に営業上の議決機関のみならず、仲間相互の親睦、文化意識の高揚の場でもあった。

さて各組々では当番年行司が選出されるが、年々選出されるのではなく、ある時期に数人から数十人を示談によって選出し、順番を決め、「順番連名帳」を「当番印鑑帳」に添え、各年の二月十五日迄反魂丹役所へ提出すべきこととなっていた。

又年行司は、文化七年（一八一〇）三月、「役中町々町頭並」に申付けられ、「全体年行司の儀は其組において重き役筋に候間、向後仲間寄合之節、日間遠慮の事」、「年行司を輕し何に依ず我儘成義申述候族もこれ在体相聞へ相濟ます候、以後右体の品これなきよう急度相心得るべく候」と反魂丹売薬人に通達している。かくして藩が年行司を各組々の仲間を取締るいわゆる警察的取締りの重要な任務を負わしめたのである。又年行司の任務は警察的取締りの他、売券引当、売切の際の懸高・代銀の吟味、弘化元年（一八四四）以降組名前・連人の御役金徴収等があった。

このように組々は、惣代としての年行司を中心に仲間関係が規定され、次の諸帳簿に要目が集約された。奥中国組の場合を例示しておくこととする（『史料集』一〇八―九頁）。

申年、次年行司へ引渡之帳・書物控目録

一 仲間示談本帳 式冊

一 売券留帳 壹冊

一 同古売券帳 壹冊

一 一札控帳 壹冊

- 一 定法御触書 壹冊
- 一 被仰渡候御定書 三冊
- 一 仲間示談印形 四冊
- 一 式十組印形帳 五冊
- 一 取受申一札之案文 売冊
- 一 巡番年行司帳 三冊
- 一 年々仲間印形帳 壹冊
- 一 年々雑用帳 壹冊
- 一 辰三月ヨリ申四月マテ諸書物入 壹封
- 一 寛政十二申三月改、美濃屋治郎吉一札 壹包
- 一 但州向寄、茶ノ庄蔵買潰売券 (脱アルカ)
- 一 岡田屋甚次郎雲州一儀 (件カ) 一札
- 一 右ニ付、仲間より甚次郎方へ、雲州へ売方不成義、一札
- 一 安芸、因防美ノ治郎吉控留帳、壹包

右之通引渡之品如斯ニ御座候、以上
(寛政十二年)
 申四月

当番 五兵衛

正兵衛
 伝助

これからの諸帳簿は、順次年行司に引継がれていった。

(ウ) 仲間組の諸機能

富山反魂丹売薬人は、経営における利益をはかるために、相互に規約を結びこれを仲間示談として自らに課したのである。この仲間示談から売薬人株仲間の機能を大別すると(1)経済的機能 (2)政治的機能 (3)藩権力の代行機能 (4)文化的機能があげられる。

株仲間は本来経済上の目的のために組織されたものでありこの経済的機能には(イ)販売・市場の独占機能、(ロ)売薬人相互の權益を擁護する機能、(ハ)信用保持の機能の三つに分けることができる。

独占機能というのは、示談帳に「無脚白帳を以新懸いたし候儀堅相成申さず、若し心得違を以右様の者有らば、其所持の売薬帳残らず御取揚、以後売薬商売御指留に候条、此段一統嚴重相心得」と規定しているように、仲間組は、団結力と藩権力に立脚した排他性を有しており、新規加入の制限と仲間外の営業禁止の二つの方法で機能を果している。

仲間相互の權益を擁護する機能は具体的には、仕入銀・駄賃・宿泊等の諸経費が不足した場合の借用銀、あるいは差留解除に要する雑用等を仲間相互の融資、組単位の融資、藩からの融資等によって仲間組全体の權益を保持しようとする場合であり、又新懸・重置の禁止、組雑用に対する売薬人おのおのの歩高に準じた割符などの協定や、値引を三割以内にする事、出立日・帰国の目的地までの道中の統一行動等の申し合わせなどによっても又株仲間相互の權益を擁護しようとしたのである。

一方藩も、連人召抱えの場合にみられるように積極的にこれをバックアップした(『史料集』一〇七頁)。

反魂丹商売人連人不埒の義これ有、暇遣し候者は申すに及ばず、主人納得の上にて暇遣し候分も、右の者同商売人仲間の中へ召抱候ハ、其組は勿論他組たり共、先主人より指構ひこれ無趣印形の送り書付取受召抱申すべく候、尤毎春連人縮人源五郎方にて諸組一統連人共印形取請候節、主人勢マカ致し候分は右送り書付見届候様仰せ渡され候、尤右の通改て仰渡され候上、万一先主人送りこれ無の者を召抱彼是申分の品これ有り候節、御調理の上相知候得ば急度おと越度に仰付られ、以来仲間一統に奉公御差留仰付らるべく候、右の通り入念に申渡し候の様仰せ渡され候事、以上

寛政十一未三月

町 肝 煎

諸組当番 年行司衆中

連人召抱えは、先の雇用者の承諾を必要とするものであった。これは、先雇用者の商行為の技術や知識等営業上の秘密が他の雇用者に洩れたり、あるいは得意先を蚕食されたりすることから守る等、先の雇用者の權益を擁護するためのものであった。

仲間示談帳において、「彼御国か条を以仰渡されるの趣意其意を奉、入念相心得申すべく候事」、「当御役所において定置させられた示談御定法、急度相守申すべき事」等旅先領の御法を遵守することを八項目にわたって申し合せている。又得意先回りについても、「衣服や身の回りのものを華美なもの分不相応のものを着ると反魂丹商売が香具体かたまりにみられ御名産を穢すものであり」、「得意先において何によらず故障の儀等あれば、自分一存で取斗らわず、其処に居合候仲間親方の者へ示談に及び、其故障軽重共に示談の上取斗候様」と申し合せている。

政治的機能とは、売薬行商は、旅先藩の領域経済政策との関係において行われるものであるから、常に入国許可と

差留が大きな問題となるのである。それ故株仲間が藩権力と結ぶことにより、その權威に依存して他領における商圏を保持したのである。殊に差留解除、領内営業の継続等において政治的機能が作用したのである。

統制的機能とは株仲間相互の自主規制によるものであった。また統一的かつ定型のない江戸時代において、売薬人の商行為は仲間示談による規定に拘束された。違反者は、毎春組々において開かれる寄合において吟味糾弾され、軽度の場合は仲間内にて仲裁および処分されるが、「重々不届至極」の者については、年行司より、文化十三年（一八一六）の反魂丹役所設置以前には町吟味所へ、以後には反魂丹役所へ申告された。罰則については個々に明記していないが、仲間示談帳（奥中国組因伯向寄示談帳）に「右ヶ条之趣一統会得せしめ、嚴重相心得、聊心得違之人これにおいて、連人は勿論、親方たり共足留致すべき候」として「旅出差留」を一般規定とする単純なものであった。その他「亭主分場所取上、連人の義は過料申渡向後旅出商売差留」られる重罰もあつた。

文化的機能とは、営業に直接かかわりの薄い、(イ)共同奉納・共同寄進・共同参詣等信仰に関すること。(ロ)祭礼の参加、(ハ)謡曲等芸事げいじの共同練習等々をいうのである。(イ)については、毎年春と秋に大法寺に銀壹株（金に直して式歩式朱と紙幣銀四匁六分五厘、妙国寺に式両ずつを寄付、特に妙国寺に対して、「数多の売薬人共小前の者に至る迄、帰国の上御初穂として薬王菩薩并浄閑居士靈前へ金錢奉納仕、猶又文政年事以来反魂丹方御役所から御祈禱料」を寄付するものであつた。(ロ)については、嘉永五年（一八五三）「御表稻荷社」の祭礼に、芸人を雇うについて拾五両式歩一朱と三百文を出している。又祭礼入用雑費の一部として壹両式歩一朱と三十式文を出している。(ハ)の事例として、安政二年（一八五五）に謡曲本を式拾四両で一括購入している。式拾四両というと相当数の謡曲本代に当たる。数多くの売薬人が仕事の暇々に仲間同志で練習をしたのであろう。

第八節 加賀領の売薬業

富山県における売薬業は、現在、水橋、四方を含む富山市を中心に、呉東では上市町・滑川市、呉西では小杉町・高岡市など広い地域に分布している。これらの市町村の売薬業はいずれも江戸時代からの系譜を有する「しにせ」である。一般的に「富山売薬」は、富山県内の売薬業の総称とも見られがちであるが、実際には、富山藩領における富山、八尾、四方を中心とするいわゆる「富山売薬」と、以外の地域の売薬業は、支配組織・仲間統制組織などの点で異なっている。上市・滑川を中心とする売薬を「新川売薬」と称し、小杉・高岡を中心とする売薬を「射水売薬」と称する。この「新川売薬」および「射水売薬」は、加賀藩領の地域であることから総称して「加賀領売薬」ともいう。こうした越中の売薬は「三組三カ所」と呼んでいた。三組とは、高岡売薬・射水売薬（小杉売薬）・富山売薬を指し、東岩瀬・水橋・滑川売薬を三カ所と呼んだ。また富山売薬と対比して高岡・小杉の二組と三カ所を総称して加賀領売薬と呼んだ（『富山県史 史料編 近世下』一〇三九頁）。この用語は、必ずしも現在の一般的な名称ではない。広く富山売薬の中に包含して理解される。しかし封建時代では、加賀領に属していたので、行政上の取締り機関が別であり、領域的、地域的規制も異にしていることもあり、ここではこの用語を使用した。また旧制高岡高等商業学校編の「富山売薬史史料集」においても、その最後の部分に補編として「越中加賀領売薬業史史料」を収め、全編二〇二二頁のうち一八九五頁から後の部分をこれに充てている。

売薬行商人の分布は、富山町と周辺の農村地区、滑川・高月・水橋・東岩瀬の臨海地区および射水低湿地の早場米

を産する単作農業地帯の三地区に大別され、新川売薬は臨海地区の、射水地区は単作農業地帯の町人や農民による売薬であった。

臨海地区の売薬業の発生については、滑川町・水橋町の例にみられるように、海辺の農漁民が、冬の稼ぎとして富山町の薬種屋等へ奉公し、その際薬調合等を見よう見真似で習い覚え、風薬等を調合し、売広めたのである(『史料集』九一八頁)。

もっとも、行商人数は、富山町および四方、八尾のいわゆる「富山売薬」を構成する地域が最も多く、経営規模も、単独の一人帳主もあるが数人の連人(売子)を雇入れ、ときに五〜六人から十数人の連人を町内、または農村から雇入れる事例があり、むしろ大規模な專業者が比較的にかつた。これに対して、臨海地区や単作農業地区の売薬業は、例外を除いては一人帳主かまたは二〜三人で行商する零細な経営が主であつて(『竹橋文書』—富山市郷土博物館蔵、兼業の形態をとるのが比較的にかつた。また雇われる者が多かつた)。

売薬商人分布は、東側では、泊町が東限であり、安政五年(一八五八)、滑川の売薬縮方から「当御郡の者ともものうち、魚津町等他の支配へ売薬売子に罷越候義堅不相成……」の達があり、滑川近在のものが魚津の業者に雇われるのを制約した。西側では、高岡が限界であつたが、砺波や井波の地方にも分布していた。

しかし砺波や井波地方の売薬業は、系譜上からは富山売薬とは関係なしに発生したと考えられ、幕末にいたつて、近接地の売薬人から行商先の場所を買い入れて富山と同様の行商をはじめた。砺波郡野尻村の場合、「五香湯」という地方的な靈薬をもとにした地方的な売薬が出発点であり、幕末嘉永のころには、この地方から、「他国出合薬商売人」として他国行商が成立した(植村元覚『行商圏と領域経済』七六頁)。

たとえば、嘉永四年(一八五二)の質屋御役銀一件抄録に、「砺波郡柴田屋村、他国出合薬商売人、孫右衛門、同郡二

日カ町村地回合薬商売人、丹右衛門ノ四人」の名がみられる。しかし、「右御領国廻り等合薬商売人共株役銀之外、出脚役銀は天保八年以前も上納仕不申候」(『同書七七頁』)とあり、薬種商としての役銀は上納したが、いわゆる他国出売薬営業税は納めておらず、せいぜい地廻りと称して領内の地方的行商をなすにすぎなかった。しかし、安政ごろは、越後の場所を買請け、富山売薬と同様の配置行商が成立した。これに伴って同年他国出売薬御役銀として銀十五匁を上納した。

一、新川 売 薬

一般に、新川地方の売薬をさすが、滑川以西、魚津を東端とする主として臨海地区の売薬業をいう。それは「三カ所」即ち東岩瀬・水橋・滑川売薬を主とするが、内陸の新庄町・上市町を含めた「五カ所」の売薬によっても構成された。「嘉永六年九月 上新川郡内売薬人脚数覚書」には次のように述べている。

嘉永六年丑九月調、上新川郡内売薬人所持調理帳抜書左の如し

東岩瀬 佐藤屋与三右衛門等九十人脚

新庄 油屋又兵衛等七十六人脚

黒牧村 弥三郎等二十四人脚

西水橋 儀左衛門等二百十九人脚

東水橋 上野屋平兵衛等二百八十七人脚

高月村

石黒屋権九郎	四人	小林屋嘉十郎	八人
高田屋次郎兵衛	八人	高田屋仙四郎	五人
松倉屋作左衛門	五人	稲葉覚兵衛	五人
網屋喜三衛	三人	井黒屋弥四郎	八人
中村屋喜兵衛	二人	開谷屋十次郎	四人
開谷屋十五郎	五人	曲渕屋久兵衛	十九人
松井屋喜三八	四人	専光寺屋友三右衛門	八人
四十物屋徳三郎	二人	高田屋清次郎	三十人
高田屋清五郎	五人	高田屋文左衛門	十四人
領家村半兵衛	一人	総人数百四十二人 ⁽⁷⁾ 脚	

滑川町

島屋仁兵衛	九人	松任屋覚右衛門	五人
竹内屋長三郎	三人	藪屋甚助	七人
万十屋与右衛門	二人	上野屋吉兵衛	七人
並木屋新七	二人	笠木屋新助	六人
石正屋喜右衛門	六人	尾山屋宗兵衛	六人
市江屋伊左衛門	四人	奈部屋甚四郎	十二人

大掛屋吉六郎	一人	高田屋次郎右衛門	六人
小泉屋太三郎	十五人	中島屋勘三郎	四人
野町屋長七	一人	竹鼻屋伝藏	四人
万十屋久兵衛	二人	浅井屋利三郎	一人
大熊屋助四郎	三人	大掛屋嘉一郎	五人
宮路屋次兵衛	四人	柳田屋又兵衛	七人
笠木屋忠藏	三人	四十物屋与左衛門	二人
蓬沢屋久助	七人	蓬沢屋久太郎	八人
三宅屋源右衛門	四人	恋塚屋与左衛門	三人
総人数百四十八人脚			

嘉永六年(一八五三)『史料集』一九三二―一九三三頁、安政六年(一八五九)『富山県史 史料編V 近世下』一〇二四―一〇二五頁の新川郡の売薬人の売薬営業権の客体である「脚」数をみると、水橋が東西合せて五〇六脚で、滑川(高月を含む)の二八九脚に比して約倍に近い。水橋は新川売薬の中で圧倒的な営業権を有していた。なお、薬を製造する合薬商売、生薬を卸す薬種屋の数や規模も売薬の活況に大きく影響するが、安政六年(一八五九)の合薬商売及び薬種屋の軒数をみると、滑川、薬種屋四軒、合薬商売三軒で、水橋は薬種屋二軒、合薬商売八軒で水橋の方が売薬業に密着した合薬商売が多い。これらのことから、新川売薬では水橋が最も盛んであることが知られる。

滑川売薬は、水橋に比して「脚」数や売薬人の数は少ない。それは滑川町の売薬人は、他の商売を兼業する者が多

新川郡売薬人

滑川町	組名	村(町)名	人数	組名	村(町)名	人数
売薬と材木	上条組	西水橋	13	大田組	荒川村	2
沖田屋茂右衛門		東水橋	33		牧野村	1
煙草 石政屋文助	下条組	(合薬商売)			黒牧村	13
綿木綿・古手		魚躬村	1	上滝村	1	
小松屋藤四郎		中江上村	1	鳴田組	東岩瀬町	43
綿木綿・銭蔵・古手	上市村	6	東岩瀬村		10	
小松屋藤右衛門	広野村	1	辻ヶ堂村		3	
古手・太物	西加積組	滑川	48	西宮村	4	
万十屋与三右衛門		高月村	19	高野組	利田村	1
屎商・批屋・塩小売・煙草		(合薬商)			野口新村	1
高月屋嘉助		寺家村	2		芦峯寺村	1
豆腐 田中屋小右衛門		高月村	1		竹内村	1
蚕 飯野屋六左衛門	領家村	1	入部町村		2	
批屋・薬物	東積加村	東福寺村	1	上条組	(他国出)	
宮路屋次郎左衛門		石仏村	1		西水橋	90
質・古手・青染・油白		滑川	2		水橋中村	2
敷 重助		(合薬高)			水橋館	1
菜種 三宅屋源右衛門		下田村	1		北馬場村	1
古手 高田屋次郎左衛門	下布施組	生地村	3		(御国廻)	
質商・古手		(合薬)			ニッ屋村	2
中山屋忠太夫		三日市村	4		池内町村	2
質商・古手・絹・花・宿	三位組	生地村	4		石正村	2
竹鼻屋伝蔵		泊町	2		石割村	1
屎商 飯坂八郎兵衛		(合薬)		若宮新村	1	
酒造 小泉貞次郎	泊町	1	水橋中村	2		
紅粉商 嶋屋仁兵衛	荒川新村	1	水橋館村	2		
醬油 市江屋伊右衛門	高月町			若宮村	1	
曲物 上野屋吉兵衛				沢端新村	1	
屎物商売四十物屋徳三郎						
〃 平左衛門						
〃 重助						
〃 忠三郎						
〃 煙草 徳三郎						
酒造 清次郎						
質屋 喜兵衛						
煙草屋 嘉四郎						
醬油屋 石黒屋権九郎						

(安政6年「新川郡諸商売取調理
書上申帳」(滑川市史))

いことが主な原因と考えられる。滑川売薬人の営業形態を見ると、売薬を本業とするもの二四人、他の商売を兼業するもの一九人、兼業率四四％に達する。高月村では、売薬を本業二人、兼業七人、兼業率は三七％である。

売薬との兼業商売は、こまわ尿物商売・酒造・質屋・醬油屋・糶屋、蔵宿などに集中、有力商人への商業資本集中化を如実に示すものであろう。

このような商業資本を有する売薬人は、多くの売薬株を買集め、多くの売薬奉公人を使用し、大経営を行っていた。殊に高月村の高田清次郎は三〇人脚、曲淵屋久兵衛は一九人脚、高田屋文左衛門は一四人脚、滑川町では小泉屋太郎は一五人脚、奈部屋甚四郎は一二人脚という多くの株を有していた（『史料集』一九二頁）。

「三カ所」・「五カ所」の売薬人は、富山売薬と同様、權益の保持と相互共済のための仲間組を組織し、さまざまな規約を定め、罰則をもうけて、行商人たちの行動をきびしく規制していた。

仲間組を取仕切る役目として、国元即ち在所における様々な世話をするものを年行司役人と称し、寛政十二年（一八〇〇）の年には、「年行司」に谷屋次兵衛、「他国場所先キ諸事しらべ役人」に日置屋久四郎を任じた。世話料として一年に金子百疋給付された。仲間組は、単に規約を定めるばかりでなく、商売に関する相談事も行った。

仲間組規約の一つとして安政五年（一八五八）の滑川「売薬御縮方箇条書」を挙げておこう（『史料集』一九六一―一九六二頁）。

売薬御縮方ヶ條書寫

- 一 売薬に罷り越し候国々の御作法相背き申さざる様相心得申すべし、尤御国之取沙汰堅く仕ましく候事、
- 一 売薬御役銀、毎歳三月十五日限り滞りなく上納仕るべく候事、
- 一 旅立日限之儀は其国向寄に寄合いたし候て夫々定日取り極め、御請書御領申すべき事、

一 三月十五日、上納濟まざるうち旅立いたしまじく候、併指急候趣これある節は書付を以其旨相伺申すべく候事、

一 売薬仕入方薬種等精誠にいたし吟味龜末等相用い申さず、御法度の薬種類取扱仕まじき事、

一 売薬場所売子共自分売求めたく候砌、奉公人証文の内に相調有之候通、ほか商売たりとも主人の場所江は立入申さざる様、急度相心得可申事、

一 売子脚札等譲替いたし候節、吟味人江申達、其所方仲間共望之有無得(徳)と聞詰、彌望(いよいよ)人無之候は、他所へ売出可申事、

一 売薬場所譲替の節、上縮聞届之裏書を請け申すべく候條、勝手次第下たに而譲替相成候らず事、

一 売薬場所組々向寄の儀、先年は八組と取組有之候えとも、今般改而一ヶ国向寄に取組候條、国越致さざる様旅人に其心得可有之事、

一 当御郡之者共の内、魚津町等他の支配へ売薬売子に罷り越し候義堅く相成らざる趣、嘉永元年九月嚴重に仰せ渡され候通りに候條一統相心得へく、若心得違に而密々右体之族有之においては急度仰付けらるべく候條、見聞次第早々可断候御事、

一 挟懸(はさか)いたし候節に而茂、村々より置來候御郡の者薬有之候旨先方より申聞候は、堅く薬預け申しまじく候事、

一 薬重置候儀は、文政元年六月・同六年未二月改而堅く相成らざる趣申渡置候通、嚴重相心得申すべき事、

一 無脚白帳を以新懸(前脱)いたし候儀堅相成不申、若心得違を以右様之村有は其者所持の売薬帳面残らず御取り揚げ、以後売薬商売御指に候條、此段一統嚴重相心得申すべき事、

一 新懸いたし候節、(意脱カ)得等馴れ合い薬下売等いたしまじく候事、

一 毎歳二月売薬御縮方等申し渡し請書印形見届け申すべき事、

右ヶ條書之趣一統嚴重相守申すべく候、若相背中者有之おいては急度可仰付候條、此段一統相心得申すべき事、

安政五年午十二月

規約の要目は、富山売薬の仲間示談書の影響を受けて、条文は簡潔であるが、条数内容は類似している。

要目は、次の諸項である。

(イ) 新懸嚴禁、(ロ) 重置嚴禁、(ハ) 商域境、(ニ) 売薬人の取締り、(ホ) 旅立、(ヘ) 薬種・製法の吟味、(ト) 場所譲替、(ク) 役銀上納についてである。

この定書によれば、売薬人は毎月十二日「縮方申渡請書」に印を押して「売薬御縮方簡条書」を遵守することを誓約、三月一五日迄に売薬御役銀を上納、その後向寄の寄合において申しあわせ事項を確認、出立日限を決め、通行手形を受け向寄まとまって旅先領へ出立することとなる。この通行手形は、十村天正寺村金山十次郎の認許にかかわるものであった(『史料集』一九〇一―一九〇二頁)。

また、向寄仲間組の規約も簡略なものではあったが、「薬場所連中定書之事」として富山売薬と同様定められていた。

寛政十二年三月 新川売薬仲間定書

薬場所連中定書之事

一 御公儀様より仰せ出され之御法度全ニ相守る事

但シ御掟嚴重ニ相守商売茂全ニ相勤ル事

- 一 旅先ニ而喧嘩勿論博奕・廓杯ニ寄らず、法埒いたす者聞き付次第急度詮義致す事
 - 尤其の義聞入れなき者ハ、其場ニ出合候仲間者江持参物預り置、国本江相戻シ申すべき事
 - 一 旅先ニ而一銭たり為とも未致事一向成不申、不埒等致す者於其場に成共、又国本ニ而茂詮義相糺す事
 - 一 先様より銜等有之節ハ其向寄仲間打寄、他領他国之者ニ而茂名前相改訴訟ニ及ぶべき事
但シ可濟事公事訴訟ニ不可及、此義肝要可為事
 - 一 旅先ニ而病煩致し又病死有之候共、聞付次第介抱の上そこそこ致濟仏葬事
乍併香典之儀ハ格別
 - 一 旅宿屋筋不寄付合之刻、何事ニ而茂致心易事
 - 一 若者ども心違有之候ハ、仲間示談及品ニ寄而急詮義いたす事
 - 一 仲間衆□□□ニ洩氣腹不致候者、其地々々の御役所江訴事
- 右定書之通相背申しましき様堅く相心得申すべく候、依而如件

寛政十二年申三月

年番(判)

(『富山県史 史料編V 近世下』九六一頁)

向寄仲間は仲間規約を定めるとともに、また相互に金融組織を設け、変動の多い経営資金の円滑な運用をはかろうとした。文久三年(一八六三)、水橋・高月の売薬人二人が上総・下総行の向寄組を組織するとともに、「融通講」を設け、仕入金の融通をはかった。

融通講定書

一 会日之義は二月二日の事、

一 忝人前壹步懸の事、

一 借用金有之御方は元利会席江積立の事、

一 借用金入札之義は一錢たり共高札江相渡し申すべき事、但同札有之候得は先開札江相渡可申候事、

一 借用方ニ両請人の事、

一 借用金相滞り候時は両請人相見（つと）の上所持帳面向寄中江売渡候上元利返済の事、

一 仕入金融通講と名付け候除銀借用成られ候御方は、何れ江如何様之役印を請、書入ニ相成居分有之候とも、此借用不相済内ハ売券為致間敷候事、

右前後ヶ条書の通急度嚴重相守り申すべく、依而仲間印形仕候、以上

文久三癸亥二月

かけ金子年迄分

中田村 弥 三 郎

辻ヶ堂村 政 右 衛 門

西水橋 嶋 屋 武 七

同 四十物屋久右衛門

同 弥 吉

東水橋 四十物屋七右衛門

東水橋 四十物屋七兵衛

かけ金辰年迄

同 同 七 五 郎

同 冲 屋 長 七

印原印原印原印原印原印原印原印原印原

に付、故十左衛門義、貴殿方ニ売薬旅出奉公長々相勤め、近年上州売薬懸場所引請け商売仕来り候手續を以、今度改めて、貴殿江相願い候処則御承知下され、相替らず下記通之極合ニ而御引渡下され難有仕合ニ奉存候、依而油断なく為相稼、仕入之品等ニ至る迄入念ニ致させ、龜抹之仕成方仕らざる様為相心得申すべく候、夫に付、貴殿方ニおるて是れ迄御見馴御座なき者故へ、旅先覚束なき義も御座候半哉との思召、其義は旅先ニおるて不法不埒任り候歟、又ハ懸方等過分取落し商売猥りニいたし、其上旅先において借用等いたし、若帳面等質入杯之振り合ニも成り行き候節は、私共万端引請、貴殿之御損分御難題ニ少も相懸けず候様取捌相弁し可申上くべく候、依而後年之た免請合証文如件

文久三亥年二月

針原中村

與 右 衛 門

印

滑 川

八 尾 屋 弥 七

印

高 月 村

高 田 屋 清 次 郎 殿

〔史料集〕一九八九頁

新川売薬に關する支配、即ち売薬業および売薬人の支配は、郡奉行、十村によつて取締られた。

郡奉行は、売薬株持人および売子役銀等取調理方主付を任命し、売薬人の取締や役銀取立を行った。これらの役銀は加賀藩産物方役所に上納された（『富山県史 史料編V 近世下』九八二頁）。天保四年（一八三三）の御役銀は株役・売子役共合せて銀八貫九七一匁であった（『同書』九八九頁）。又、十村、天正寺村十次郎は他国出の通行手形發行の認許を行

った。

そして、新川売薬は、「三方所」―東岩瀬・水橋・滑川―のほか、新庄町・上市を加えた「五カ所」の地域にそれぞればほ三名の売薬吟味人がおかれた。売薬吟味人は、懸場帳の譲渡などの諸証文の吟味をその任とするものであった。かくして新川売薬は売薬吟味人↓組(年行司)↓向寄(請人)↓売薬人という系列によって取締りを受けた。売薬業の許可あるいは停止は十村の権限に委ねられたが、売薬商売の取締りについては直接的には売薬吟味人が行った。

二、射水売薬

射水地域とは、現在の射水郡と新湊市を含む旧越之瀨の後背農村で、その大部分が射水低湿地帯であり、純農村で、売薬は農業兼業として行われていた。「弘化四年(一八四七)六月、射水郡売薬他国出脚、吟味人 手合ヶ所分主付、布目村 仁左衛門」には、射水売薬人一〇四脚と集落名が明細されている(植村元覚著『行商圏と領域経済』付録三五九頁)。小杉新町の二一脚や大門新町五脚・放生津五脚は在郷町であり、その他の売薬行商人の出る集落はすべて農村であって行商は農村兼業として営まれた。射水売薬人の分布について、新川売薬と比較すると射水郡一円ほぼ均等に分布しており、売薬が農村の兼業として広く行われていたことを示す。

売薬人の脚数をみると、三脚を有する株持人が四人、二脚を有する株持人が一八人で一脚のみは五六人となっており、売薬人七八名のうち一脚のみの売薬人が七二%に当る、このことから射水売薬は兼業売薬であることが分る。行商先は、東北地方がもつとも多く三一脚、次いで北陸が一九脚、さらに関東一三脚、中部一〇脚などとなっている(「竹橋文書」―富山市立郷土博物館)近接地と東日本の地区が多い。このことは売薬人自身が農民であり、町への商売が

射水郡売葉他国出脚狀況

集落名	脚数	行	商	先
久久湊	6	越前2	丹波2	長門、尾張
野村	1	佐渡		
殿村	2	南部	仙台	
片口	3	越前	勢賀	和泉
堀岡新	1	不明		
海老江	2	仙台	備前	
下村	1	武蔵		
三ヶ新	4	不明		
赤井	1	越後		
新開発	2	越後2		
今井	2	越後	武蔵	
高木	9	陸奥4	駿河	下野
小林	1	下野		備前
南高木	2	陸奥	出羽	長門
中野	6	伊達2	出羽	下野
布目	4	出羽	不明3	南部
黒河	6	近江2	武蔵2	信州
				大和

第八節 加賀領の売葉業

集落名	脚数	行	商	先
吉久新	1	武蔵		
柳瀬	1	越前		
小杉新町	21	陸奥9	越後2	伯耆
		奥州	出羽	武蔵
			不明3	
大白石	1	信州		近江
橋下条	3	尾張2	越前	南部
小杉三ヶ	3	陸奥2	尾張	
放生津	5	武蔵2	越前	信州
荒屋	3	越後2	駿河	越後
大門新町	5	陸奥	尾張	出雲
東広上	2	佐渡	伯耆	不明2
申田新	1	丹波		
下関	1	不明		
横田	1	伊予		
上伏間江	1	下総		
鏡宮	2	武蔵	陸奥	
集落数	104			
計32村				

(弘化四年六月現在)

なじまなかつたためであらうか。

また、射水売薬人の中で自らが帳主として他国出売薬を行ったものがわずか六名しかない。売薬人の大多数は売子として他国出売薬を行っていたのである。彼らの大部分は、高岡売薬人や新川売薬人に連人(売子)と称せられる雇人として売薬業に従事したのである。慶応二年(一八六六)の高岡町会所の売薬方仲間規約に、「売子に召仕候者近年不埒之働きいたし、其主人江過分の損銀を相懸け申すに付、自今以後当人一門等請縮は勿論弁銀指^{つか}出候而も指聞不申者請人に相立、其村方肝煎中^ニ之奥書を取請印章、為入念村役人中江可致尋及候事」(『史料集』一九九五頁)と規定し、村方から雇用した売子の行動について厳達したものである。

射水売薬は、いつ頃から発生したかは明らかではないが、嘉永七年(一八五四)の仙台藩入国差留に関する記録の中に「享和・文化・文政年中ニも雑用脚數与御役銀与半々之割符ニ相成居、古キ帳面も間々居」(『小杉町薬業史』九頁)と記され、仙台・南部行の売薬が享和の頃から行われたことを示している。この射水売薬は、文政十三年(一八三〇)、射水郡奉行から「売薬方御調理御取扱」役が任命され、射水売薬が加賀藩の支配するところとなったのである。この年九月、四〇箇条から成る「売薬方仕法帳」が定められ、射水郡奉行の奥書によって発効している。次にこれを示す。

文政十三年九月

売薬方仕法帳

射水郡

一、売薬ニ罷り越し国々の御作法相背き申さず、尤御国之取沙法堅ク仕まじく候、跡々より御法度の趣何事によらず厳重ニ相守申すべき事、

一、売薬御役銀、毎年十一月限り滞りなく上納致すべき事、

一、御過書相願わず密ニ売薬ニ罷り越し候者隠れ置後日相顯ニおゐては、急度仰せ付けられるべく候条、此旨相心得申すべき事、

一、新掛いたし候節前々より薬置き来り候者之ある様ニ先方より申聞候ハハ、強而薬預ケ申しまじく候、若し先方より好みの薬品も候ハハ、前々より置来候者も指し置かせ候様相心得申すべく事、

一、薬種置之儀、近年心得違の者もあり、猥ニ薬置を合其上直段下直ニいたし得意先と馴れ合い重置仕る者は追々御詮儀の上足留めニ仰付けらるべく候条、急度相心得申すべき事、

一、射水郡売薬仲間相互ニ薬置合せ堅ク仕まじき事、

一、商人不似合風俗潜上ニ相成らざる様、万端慎しみ方急度相心得申す事、

一、場所先ニおゐて仲間わづらい煩出候節、向寄之ヶ所江参り居候者相互ニ馳せ集り、心深ニ介抱仕り療養等致すべく候、若煩出候儀存じ申さず仲間之方江は、急速申し遣わし代々ニ介抱いたすべき事、

附り病人相果候ハ、其所々之難題ニ相成らざる様、相談の上品能く計り申すべき事、

一、旅立定日の儀は、向寄仲間寄合候而夫々申し含み、都て御作法方等の趣会得仕り、御過書御願申上げ致すべき、出立寄合済まざる内、勝手次第旅立致しまじき事、

附り戻り注進者御過書相願候節、年月書上置候通り、急度罷帰り申すべく、併せて病氣等ニ罷り帰り難き訳も有之候ハハ、其手筋の役人等方江書状指遣わし日延べ相願申すべき事、

一、御国廻売薬人商売ニ罷り出候砌、何方々々江罷り越し日数何日程相懸り候段、取方役人江相達し出立仕り、罷り帰り次第相届申すべき事、

一、旅先ニおゐて代人相雇い、得意先広め候儀堅ク成らざる事、

附り相煩候歟又は不時成る儀出来故障之あり候は、仲間之内相互ニ助け合い申すべき事、

一、売子人のうち先の親方より、隙を取り何れ之売子ニ相極候とも人柄之様子杯商売方指障りの儀之なき哉得と先親方手前相尋ね申すべく、其儀とれなく勝手次第ニ取極め之あるにおいて、吟味人江申入れ詮儀の上其人々指省キ申すべく、若其上他所江罷越し主取稼仕り候共、先親方場所向寄ニ候得れば指構申すべき事、

一、旅先ニおゐて親方は申すに及ばず売子人ニ至迄博奕賭之、諸勝負かましき儀一切致しまじく、御縮方嚴重相守り旅先ニ而無益の障を取、年若の仲間をだまし金銭費わさせ候様の儀之あるにおいては請人ニ相弁しませ又嚴重御詮儀仰付けらるべき筈ニ候条、兼而急度相心得申すべき事、

附り旅先より罷歸り候上は、薬種等の用意第一開作稼ぎ等入情ニ相心得猥ニ日を送り申しまじき事、

一、売薬仕入方薬種等精誠吟味仕り、鹿薬取扱い申さざる様入念ニいたすべく、尤御法度之薬種類堅ク取扱い申しまじき事、

一、丸薬製候節手伝の者共江格別馳走か間しき儀致間じき事、

一、株持人並売子共之内ニ茂、旅先江罷越し我儘を働き、是廻隨其国薬直段極等有之所、鹿抹成仕入いたし直段、売下ケ外仲間共顧りみず、迷惑の者共之ある躰、是等は売薬一統の指障りニ茂相成り候間、吟味人方ニて得と詮儀の上断に及ぶべき事、

一、無高所等為稼御郡売薬株持人並高岡等江相雇われ、他国江売薬売子商売仕り度き希者、所方役人より其段願出、御聞届の上ニ而商売致候、且又右売子商売指止め候節は、其段所方役人より断り出申すべき事、

一、売薬株持人自分帳面場所先江倅或ニ三男等、旅立致シ候時は、御願申上売薬売子人ニ御聞届ヲ請い申すべき事、
一、株持人々売子召仕り候時は、給銀取式ハ礼銭引請等双方示談の上、得と相極め慥かなる請人等相立て証文取

替わせ、後日において申分これなき様仕るべき事、尤売子奸曲の儀於之ある者、向寄売薬人等相互ニ打寄立会の上実否相糺し埒明かに申すべき事、

附り礼銭引請の売子人召仕り候節は、株持主売子並向寄売薬人等立ち会い薬場所帳面の表精誠を以て取揚、銭高等相調理候上、双方意得の上請卸シ相定め申すべき事、

一、仙台様南部様等御領分合薬売弘申す人数^{きよ}究居、彼方様江御役金上納仕り御免礼御渡商売仕来りヶ所は其組合切ニ而毎歳年行司役相立て夫々調理方等仕り者来候分、是迄の通相心得申すべき事、

一、当御郡今度売薬株立て並出脚相定め申し候、併地国他領より薬場所帳面買入れ候茂、御国益ニ茂候間、指支申さず候、尤其向寄売薬ニ指し障り候ハハ聞届け難く候、其節詮儀なすべく候、且又他領等より薬場所買入れ候分、出脚相増候儀指支申さず候、

一、売株ニ薬場所帳面出脚売人分付き添い、残場所帳面所持仕る者相互ニ切出シ売買之儀、勝手次第ニ仕るべき事、

一、是迄売薬商売仕らざる者已来売薬株並出脚場所付添譲り請け、薬商売願出候者これ有り候ハ、御聞届け可下さるべき事、

一、売薬株並出脚及不勝手の場合所切出シ等譲り替の儀、売人より吟味人等江示談に及ばれ候ハ、吟味人等より売薬株持人々江一統廻文いたし其上ニ而売買これ有るべく候、若望人これ無く候ハ、他所江売出し申すべく候、且又隠売買致シ候儀相顕わるるにおいては検儀なすべき候事、

附り前段譲替の儀、売薬仲間ニ而茂挨拶をなし直段等の儀、実意を以て取極め双方迷惑の筋これなき様相心得申すべき事、

一、高岡・新川郡等売薬場所売買の儀は、御国の儀ニ候間、吟味人示談に及び売薬主付之指図を請け売買致すべく候事、

一、新川郡より売薬場所帳面買入れ候ハ、新川郡売薬主付裏書を請け申すべく候、高岡等より薬場所帳面買入候儀は是迄之通ニ相心得申すべき事、

一、売薬株譲替の儀、所方役人並売薬吟味人奥書を以相願候ハ、主付より組主付江其段相届候上ニ而取極め売買致すべき事、

一、売薬場所帳面引当ニ而合薬仕入れ、銀等指支無扱借用又は御収納引当等ニ仕候節、吟味人得と詮儀いたし、其向寄売薬人手前茂聞合せ、右帳面銭高を以て借用等致すべく候、若吟味人等不穿鑿ニ而印形相弁候而者、後年煩わしき儀出来仕るべく候間、得と検儀の上司致印形候、勿論主人能々聞き調理証文取替のために、六ヶしき義出来仕らざる様相心得申すべき事、

一、売薬場所売券証文並引当証文等理調理案文可相渡すべき候間、其旨相心得、尤品ニ寄外ニ書加ヒ申し度儀茂有之候ハ、吟味人示談の上書入申すべき事、

一、売薬商売仕らざる者ニ而茂、売子諸人と歟売薬方ニ引合候儀これ有り候節は、吟味人より其者呼ニ遣わし候而茂、彼是申立出合申さざる時は、其段主付江及案内に及び申すべき事、

一、売薬場所譲替の儀は、すべて主付之聞届の裏書いたし候間断り出申すべく候、万一聞届を請け申さず勝手次第下ニ而譲替堅ク相成らず候事、

一、奥州仙台様御領分

〆 壺組

一、同 南部様御領分

〆 壺組

一、越後、信濃、飛驒、出羽、武蔵等東国 〆 壹組

一、越前、近江、五畿内、九州等西国 〆 壹組

一、御国加越能三州 〆 壹組

右五組と相定め以来ニおゐて、故障式は売子共置定等ニ申分致し出来候ハ、其一組のうち向寄の売薬人並吟味人立会詮儀致すべく候、若壹組ニ而落着仕らず候ハ、五組打寄り詮儀いたし、大躰之儀は、吟味人自身ニ其座江罷り出で、精誠を以取縮りこれあるべく候事、

附り吟味人並壹組之内、向寄の売薬仲間立会い万端故障之ある共、大躰之事は取縮有之あるべき事、

一、薬売子人自身ニ売薬場相求め申す時ハ、是迄売子ニ罷越し候主人の同寄場所等ニ而、先主人より指構之あるケ所指省キ、扱なき薬場所請け申すべき事、

一、此度壹株之出脚人数相極め候上は、相互ニ吟味いたし過足等見聞ハ、早速断り出申すべき事、

一、壹株之出脚人数相極め居り候之ども、場所得意先キ年々相働極之出脚ニ而手張り廻業候ハ、向寄の売薬人と示談の上増脚相願ひ申すべき事、

附り売薬場所得意先キ不廻等ニ而出脚極之人数程入用ニ之なき候而茂、御役銀取立候条、(猶カ)猷更商売方人情ニ相働増脚茂相願候様、専一ニ相心得申すべき事、

一、毎年三月中日限相極売薬御縮方等申談し、請書印形見届候間、売子人不法の筋等これあり、親方手前ニおゐて穿鑿いたしても聞入れ申さず候ハ、無泥段断出申すべき事、

右ヶ条書之趣一統嚴重に相守り申すべく候、若相背申す者之あるにおいては、急度御詮儀仰付けらるべく候条、兼而重々相心得申すべき事、

文政十三年九月

宮森村

庄五郎 (花押)

高木村

藤右衛門 (花押)

右仕法之通可取極置者也

(射水郡御郡奉行) (印)

御郡奉行 (印)

(『小杉町薬業史』二三四頁)

この「定書」の内容は、富山売薬の仲間示談帳とほぼ同様であり、この中二つの項目を別記すれば次の通りであり、

一、高岡・新川郡等売薬場所売買之儀は、御国の儀ニ候間、吟味人示談に及び、売薬主付之指図を請け売買致すべく候事、

一、新川郡より売薬場所帳面買入れ候ハ、新川郡売薬主付裏書を請け申すべく候、高岡等より薬場所帳面買入れ候儀は是迄之通ニ相心得申すべき事、

射水売薬は、売薬株譲替について高岡売薬および新川売薬と交流があつたことを示すものであり、加賀領売薬は史料にみられる以上に新川・射水・高岡各売薬相互の交流があつたと考えられる。

射水売薬は、文政十年(一八二七)には、

- 一、奥州仙台様御領分 × 壹組
- 一、同 南部様御領分 × 壹組
- 一、越後・信濃・飛驒・出羽・武蔵等東国 × 壹組
- 一、越前・近江・五畿内・九州等西国 × 壹組
- 一、御国加越能三州 × 壹組

の五組と定められた。その後幕末の慶応二年（一八六六）には七組も増えて一二組となった。

- 一、美作・備中・備後・安芸・周防・長門・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐
- 一、播磨・畿内五カ国・紀伊・丹後・丹波・但馬
- 一、四国・九州・淡路
- 一、若狭・近江・越前・伊賀・伊勢・飛驒
- 一、志摩・尾張・三河・遠江・駿河・甲斐・伊豆（二組）
- 一、越後・佐渡・出羽・陸奥・信濃（二組）
- 一、相模・武蔵・安房・上総・常陸・上野・下野（二組）
- 一、御国廻り（二組）

〔『小杉町業史』一〇～一二頁〕

これらの組にはさらに同一の旅先領か近隣の旅先領を一グループとする旅出組を構成している。これを向寄と称し、仲間定書も決めている。

嘉永五年（一八五二）の関東売薬（上野・下野・武蔵・下総・常盤）の五か国の行商人一七名の定組を次に挙げる（『富山県史 史料編Ⅴ 近世下』一〇二二—一〇二三頁）。

嘉永五年四月 関東売薬仲間談帳

〔表紙〕 関東行配薬商人定書之事

一 私共関東江配薬商内与して先前より罷り越し候処、近年最寄仲間数多ニ相成り申すニ付、此度相改め射水郡組与して寄合相輻メ、一統示談仕り候、仍而取極メ通相洩申さざる様急度相守申すべき候事、

定

- 一 御公儀様御法度の趣、先前より仰せ渡され通急度相守り申すべく候事、
- 一 我ヶ家伝通嚴重ニ可申候事、
- 一 薬種仕入方等問屋吟味は勿論、紛敷品取扱いしましく候事、
- 一 旅先ニおいて商方ニ付、仲間示談之上定之直段より下売等仕しましく候事、
- 一 先得意之者江跡より重置等仕候者有之候時は、書付いたし取候^{（可也）}、万一押置等いたし候はゞ、引取持参仕候、若哉得意ニ不心服ニ御座候ハ、其儘ニ而罷帰り、定通其時直段より三割増ニ為買入させ申すべく候事、
- 一 中仙道筋、奥州道中筋五ヶ国之内、尤道中ニ而も仲間宿之外、自分勝手の宿等は一円仕まじく候事、
- 一 旅宿ニ而病煩イ等出来仕候時ハ、宿寄仲間江相しらセ早速相集り拵抱いたし候^{（介）}、万一病死等有之候得ハ其所之御作法通取り納め仕るべく候、尤持参有合之品其座江立寄し、仲間中ニ而始末仕候而も彼是申間敷事、
陸ヶ敷申し懸候時は、宿寄仲間江人を以相しらセ、早速打ち寄り示談仕るべき候事、

一 旅宿ニおいて不埒の銭金酒喰女類其外あしく事ニ交わり候時ハ、仲間聞入次第早速馳集り吟味仕り、其所勿論五ヶ国之内ハ為立拔候、万一不法申立候得ハ、自身テも代人ニ而も帳面等引取り他人相為廻、其宿寄仲間取斗江ニ而始末いたし彼是申しまじく候事、

一 旅立之前ニ連人等召連寄合、示談之上出立仕るべき候事、

一 旅先ニおいて上様之御宿符等一切相用江仕しはしく候事、

一 寄合造用之義ハ惣人割ニ致すべく候事

一 仲間内より年行司の義ハ式人宛順番ニ致す事、尤示談候箱付渡りの事、

一 寄合定日之義ハ、毎年三月廿五日相定申すべく候、尤前日年行司より廻状出すべく候事、

右十五ヶ条之趣、急度相守仕るべく候、若心得違の者御座候ハ、右五ヶ国の内禁足可仕るべく、よつて仲間一統連印仕如件

嘉永五年子四月十八日

扶持人

この定書に違反した者に入国禁止の罰則が決められている。

三、高岡売薬

高岡は、銅器をはじめ、伝統産業が活発である。高岡売薬の発生はいつ頃のことであるか知るべき史料はないが、

「大橋氏留帳」に、享保元年（一七二六）八月、高岡の売薬人黒田屋太兵衛が連人と共に三人が能登で死亡した事件（『高岡史料下巻』一〇〇頁）を留めていることから、享保の頃にいわゆる地廻り売薬が高岡に存在したことがうかがえる。また引き続き続いて元文四年（一七三九）七月にも、高岡の売薬人が上野国玉村町の宿で死亡した記述がある（『同書』一〇二頁）。幕末に下って、安政五年（一八五八）、高岡における地廻り売薬屋・他国売薬屋・他国出売薬人などは次のとおりである（『富山県史 史料編Ⅴ 近世下』一〇三八頁）。

安政五年十月 高岡売薬人の人数につき覚書

一 地廻り売薬屋 拾九軒無株

役銀壹軒ニ付八匁五分宛

一 他国売薬屋 四十二軒株立

役銀壹軒ニ付拾五匁宛

一 他国出売薬人 貳百十五人

出脚役銀壹人ニ付拾五匁宛

一 薬種屋 貳人
売薬屋 肝煎

安政五年十月十六日被命、年給トシテ薬種屋八軒ヨリ銀五枚、売薬屋ヨリ銀五枚、他国出脚売薬役銀一名ヨリ銀拾五匁ノ内十分ノ一御算用場ヨリ被下、都合給料銀八百五匁
（『高岡史料』）

地廻り・他国売薬屋は、店舗経営であり、一軒当りそれぞれ銀八匁五分、一五匁の役銀が課せられた。他国出売薬人

は二一五人、他国出役銀は一脚に付銀一五匁となっており、これら売薬屋・売薬人は、二人の薬種屋・売薬屋兼帯肝煎によって取締られた。この肝煎は、薬種屋・売薬屋より銀一〇枚の他、売薬人の役銀の十分の一、合計銀八〇五匁の給料が算用場から下付された（『富山県史 史料編V 近世下』一〇三八頁）。

「行商先きは、「奥羽地方に多く出脚し、その他関東地方にも出脚せしこと明なり」（『高岡史料下巻』四三四頁）とあり、また、松前にも若干の者は進出していた（『史料集』一一一六六頁）。

高岡売薬人は、その後の増減は分らないが、幕末の慶応二年（一八六六）、横田屋又助外九一人の売薬人の存在が知られる（『史料集』一九九九～二〇〇〇頁）。

高岡売薬人は、新川売薬、富山売薬、射水売薬の仲間組と同様、仲間の売薬権益の確保と相互共済を目的とした「売薬方仲間規定」を定めている。そして慶応二年、売薬方肝煎、高岡売薬人九二人、売薬方吟味人八名によって「売薬方仲間規定」を高岡町会所に書上げ、町会所に見届けられ公的規制力をもつこととなった（『史料集』一九九五～二〇〇一頁）。

一 御公儀御法度之趣は勿論、何国江罷越し候とも其国所の御作法通急度相守申すべく、尤商売怠りなく出情（種）いたすべき事、

附り、召仕の売子人共江情愛を加へ、成り立つよう取り計るべき事、

一 旅先ニおゐて御絵符並ニ帯刀致しまじく、駄賃・船賃等其所の定通り相払い申すべく候、御用人杯ニ紛れ申分仕まじき候事、

一 仲間同士於旅先ニ別して親しく相交り父子兄弟同様ニ相心得、若病人等有之節は早速馳集り主従親疎の隔て

なく介抱致すべし、万一病死いたし候は所持の荷、宿相見を以取りしらべ、巨細ニ書記シ持参仕すべく、尤病死いたし候ハ、其国所何宗ニ而も寺院を頼執葬いたし候、及其者之得意先キ仲間之内より手伝仕り、持参金等夫々始末致シ申すべく候、尚病人手前金銭貯も尽し候ハ、仲間より取替へ帰国の上決算致すべく候、何事ニよらず不人情の汚名を蒙り候らざる様急度相心得可申すべく候、

一 売子ニ召仕候者近年不埒の働きたし、其主人江過分之損銀を相懸け申すニ付、自今以後当人一門等請縮は勿論弁銀指出候而も指問え申されば請人ニ相立、其村方肝煎中の奥書を取請印章、為人念村役人中江尋及いたすべく候事、

一 売菜之儀は得意先キ盛衰も有之、依而得意先相廢り不申様毎年新得意を仕立其主人江相渡すべき筈、其義もこれなく、主人より仕込み申し候仕入菜を自分ニ帳面を拵、密ニ買入聞繕ヒ売捌候族これあり、右様の義相顯れ候うへハ、帳面は勿論是迄掠取候代銭・仕入金等其主人江引取申すべく、其趣御断ニ及び御僉議を請、売人・買人不正之致方等御咎方仰せ付けらるべきの事、

一 旅先ニおゐて賭の諸勝負、或は酒色ニ耽り、無益の金銀を費し、及遊里がましき場所江立ち入り、又は売女ニ携り宿元江対し猥りの行ヒ致しまじく候事、

一 場所先ニおゐて淨留理等音曲(増場)を以て人寄せいたし候儀は相成らず、品ニ寄売子人共肩休と申唱、得意先不廻りニいたし数日逗留仕まじく様心得方専用の事、

附り、右等不埒の者仲間の内ニ見聞ニおよび候ハ、其場所先其者ハ宿預ケニいたし置候而早速国元江相知らせ申すべく候、若仲間の内ニ見聞乍見逃ニいたし置候は後日相顯われ候時ハ同様之御咎方禁足の事、

一 他国他領へ行候而ハ礼義正敷応答可仕、且ツ仲間たりとも常ニ信義を以厚ク相交り申すべく候、若輩の者旅先

ニおゐて何の斟酌もなく国元江取揚持參金員数高風(歌)為聴いたし候義ハ一切相成申まじく候事、

一 場所先ニおゐて水火の災難ニ而薬品取失ヒ候者其向寄之仲間共より成丈ヶ助力をいたし当座指問なき様取計申すべき事、

一 送り荷行先キか所之儀は在来通ニ致すべく、我得手勝手を以外か所江送り着申しまじく候事、
附り、仲間同士組荷物の義は、馬士ニ打任セ申さず、各の内番替りニ才領致すべき事、

一 得意先キ土産物の義大略在来振も之ある筈、分ニ過キ余計ニ致しまじく候、中ニハ置合薬の得意先キ杯江殊之外土産物を以なけ込、密ニ申込み口留致し置き候族も儘之あり、右様奸曲を以相働者見当り次第其段御断に及び御僉議之上禁足可被仰せ渡せらるべく候事、

附り、高岡並御郡方富山御領等之者の得意先キたりとも置合之義は相成らざる筈、人々得意先自他之階級相立混雜ニ相成らず候様専用ニ相心得申すべく、假令置合仕らず候とも近所隣打廻シ夫々置業いたし、先前より在来候余人之得意浮足ニ致すべき族も之あり、矢張夫等も指障り申すべく、右等之致方を以新得意相弘メ候而ハや、もすれバ喧嘩口論之端と成、自今以後堅ク無用之事、

一 近年売子人の内中ニハ場所先キ帳面拔出し我得勝手を以交易いたし候者も之あり、在来候得意先キ振替候儀は全以相成らず候義ニ候得共、廻り先キ手遠ニ付日費ニ相成不勝手之義ニ候ハ、やむをえざる事、其由主家江相談シ、取揚銭高を以取遣仕るべく、尤吟味人中之見届を請、末々混雜ニ相成ざる様心得方専用之事、

一 連年召仕候売子人江中ニハ密ニ給銀手揚いたし、先主家より暇を為乞売子ニ召抱候而は宜しからざる義、何方ニ主取仕候とも先主家より暇取請所持不仕者ハ召仕候義は相成らず候事、

一 近年親方分並売子之者ニ至迄衣服身之廻り腰提等金銀を取用候族も之あり、売業人不相応の取飾り、是等、

宜しからざる義、若輩の者共美々しく拵方見習、終ニ人々身上を取失ヒ申すべく、右様之者ハ吟味人中江届ニおよび、衣服等取飾り方穿鑿の事、

一 旅先宿々ニおゐて若輩の親方及売子の者共家業を打忘レ、棒留メ杯と名付、酒肴等取囉子悪しき参会相催シ、酒興之上喧嘩口論拵仕出し候由、右様の義は互ニ異見(意)を加へ、乱がましき義は一切無用の事、

一 誰彼ニ寄らす自分世話しきニ取紛れ得意先仕切書間違等之あり、他領江対し仲間共之面皮ニ拘り候儀別而相慎ミ申候、殊更売子人等取揚銭高偽書をいたし帳面を穢し申しまじく候事、

一 所方帳面他所江売出し候義は堅ク相成らざる筈ニ候得共、町方ニ買人も之なき時はやむをえず事売渡申すべく、他国に及び帳面買入候義堅ク相成り申さざる事、

但、場所柄ニ寄り付添帳面等ニ而買入申さず而ハ不益之筋も之あり向は、吟味人中示談之上、肝煎申指図を請申すべき事、

一 売薬人誰彼ニ限らず仕入方手後レ候者、其向寄仲間の方より仕入方穿鑿いたし早速仕入ニ取懸らせ申すべく、若仕入金指間不行届の向は、吟味人中江相談、所持の帳面引当ニいたし仕入銀借請申すべく、尤証文の義は御定の通相心得申すべき事、

但シ、組々規定ニ相触れ申さず、示談方落合申すべき事、

一 薬品の義は人命ニ相拘り候大切の品ニ候得ハ調査方入念製薬吟味いたすべく、遠国においても深山奥在拵医者等これなきか所、売薬を専ら取用致信仰居候義能心底ニたもち、丸散等調査合鹿薬取扱申さず、檢行(校)ニ及び預り引請帳ニ而も同様ニ相心得、薬品吟味之事、

一 旅先ニおゐて出口不正生薬種買収しまじく、又は得意先誂杯と号し過分の余商物持参いたし候儀相成申さ

ざる事、

一 売薬人並売子ニ旅先江罷越候者共、毎年三月十七日限りニ帰宅仕るべく、尤三月中仲間惣寄の上売薬相統方夫々可談趣も之あり、本人ハ申す及ばず檢行人並召仕え売子の者迄も相同シ罷越ざるべく、不参之なき様出席の事、

右仲間惣寄之席江重役衆中等御出役、前文取極候か条の趣為御読聞かせ仰渡せられの通、自今以後堅ク相守り申すべく、若違犯之族於之あるにおいては急度曲事ニ仰せらるべく付候、依而為売薬相統印章取揃上の申候、以上
慶応二年八月

横田屋又助

佐野屋伊兵衛、福岡屋清右衛門、小間物屋小右衛門、砺波屋桃造、千代屋徳右衛門、和泉屋甚助、大工長五郎、^(カ)林屋善助、津幡屋仁三郎、北村屋久右衛門、牧澤屋甚右衛門、木津屋長右衛門、荒井屋新左衛門、岩瀬屋與右衛門、黒田屋善兵衛、澤田屋次右衛門、赤井屋治助、室屋武右衛門、和泉屋八右衛門、棚田屋伊助、関村屋周次郎、井林屋嘉兵衛、棚田屋彦右衛門、柳田屋佐兵衛、松村屋利助、中野屋武兵衛、松村屋理兵衛、鳴屋長兵衛、和泉屋長右衛門方同居 梶屋清吉、吉野屋新兵衛、大門屋茂右衛門、鏡宮屋藤藏、中条屋宗右衛門、京田屋善助、梶屋武右衛門、開発屋円兵衛、吉野屋八兵衛、新屋清兵衛、開発屋藤五郎、新屋清助、蠟燭屋長次郎、澤田屋義右衛門、関野屋市左衛門、朴木屋善兵衛、鳴屋理兵衛、酒屋理兵衛、開発屋権右衛門、守護町屋半左衛門、佐野屋長右衛門、鷲塚屋十右衛門、水戸田屋源助、中田屋理助、吉野屋七郎右衛門、山田屋弥右衛門、佐野屋又七、道具屋半兵衛、小嶋屋小兵衛、飴屋伝右衛門、鳴屋伊右衛門、室屋間兵衛、床鍋屋理助、綿屋五兵衛、金物屋七郎右衛門、羽広屋勘左衛門、関屋忠右衛門、高辻屋八右衛門、羽広屋与八郎、井波屋平六、高木屋庄助、車屋次郎左衛門、

和泉屋権右衛門、本江屋伊右衛門、綿屋平兵衛、早貸屋弥吉、和田屋善助、館屋長七、岩原屋新兵衛、綿屋儀兵衛、柳田屋善四郎、井森屋宗兵衛、清水屋与兵衛、片山文哲、塩屋半次郎、小馬出屋七右衛門、小松屋半右衛門、車屋平次郎、桶屋次助、室屋勢助、浅井屋長右衛門、塩屋吉右衛門、高木屋藤右衛門

売薬方吟味人

和泉屋善兵衛

松屋理右衛門、室屋武兵衛、中野屋喜助、和泉屋長右衛門、定塚屋清四郎、本屋清右衛門、高木屋理兵衛

右当所売薬人共先前より仲間規定相立商売取続来候処、追々違乱仕時々故障等出来御難題ニ相成り候趣、茂御座候ニ付、今般仲間一統納得之上以後為取縮規定相立書出申ニ付、私共において詮義任り候処、売薬之義は他国取組之商売柄ニ付き手堅ク規定相立置申さず而ハ商売衰微に及び、畢竟御不益之筋も御座あるべきと存じ奉り候間、何卒右規定書御見届仰せ付け置かれ被下され候様願ひ奉り上げ候、仍而奥書仕上之申候、以上

売薬方肝煎

源 三 郎 (44)

新 藏 (44)

高岡町

御 会 所

右見届置候条有相違ましきもの也、

寅 九 月

町 会 所 高岡町会

明治三年（一八七〇）にも、商法御局に対して、高岡売薬人一〇九人が、「仲間売薬規則書」を定めている（『史料集』二〇〇五頁）。

高岡売薬人は、高岡町会所の支配のもと売薬方肝煎二人、売薬吟味人八名によって売薬経営のみならず日常生活に關しても嚴重な支配を受けた。

役銀は、幕末の安政五年（一八五八）頃は、他国出売薬人一脚が銀一五匁であったが、明治三年には、地廻即ち「加賀・能登・越中迄出脚株帳壹冊ニ付錢三貫文」で、「他国出出脚株帳壹冊ニ付錢十貫文」であった。

又、売薬帳面の売却・譲渡など譲替に際して、富山売薬は「一厘上納」と称する懸場帳売却値段の1%の手数を反魂丹役所に上納したが、高岡売薬は、口錢として懸置高一〇〇文には四文上納し、内二文は仲人に渡し、一文は吟味人へ、残り一文は仲間の年中諸雑用に充てられた（『史料集』二〇〇五―二〇〇八頁）。

高岡売薬人は、毎年三月中頃までに帰宅し三月下旬に惣仲間が、売子や検校人迄も同席させ、仲間規約の改正、違反者の処罰等を含めて売薬経営に關する諸々の事柄を相談することとしていた。

第九節 旅先及び国もとの生活と教育

一、旅先の生活態度

売薬業は、国産として永く継続してきた重要な産業であり、それによって家内のなりわいとして暮しが支えられてきた。したがって業者は常に身を修め、誠意をもって、この業の発展に尽くすべきであるとして、特に旅先の生活態度を嚴重に規定した。仲間示談は、これについて多く規制した。今、重複する点もあるがその一例として萬延元年（一八六〇）の越後国仲間示談の中から旅先の生活態度について規定する主な事項を次にかかげることにする。

覚

- 一 御国産売薬の義は、往古より諸国え相響き倍たすます、連綿の潤色を以て銘々家内養育仕り米り候は、全く蒙こうむり奉る御恩沢の程、前々仰せ渡され置き候御規定の趣、仲間示談等正路に相守り渡世相励み中すべき処、近来仲間内並に連人等場所先において酒宴に長じ、遊所通ひ等懦弱に相流れ、息子分は親々え難儀に及ぼし、連人は親方え不筋の損亡相いかけ……心得違いより事起り……

旅先においては決して争い事をやらないことが至上命令であり、円満に治めることが要請されていた。売薬の代金の請求による訴えは全く起こしてはならないこととされていた。即ち、

一 場所先々自国他国に於いて、御上向且つ御家中の御沙汰等事によらず口発しまじく候。もし相尋ね候義これ有り候とも、勿論存知せざる候よう申し答え、非礼これなきよう御国風に随ひ相慎み申すべき事

また女遊びや酒宴についても慎しむべきこととされた。即ち、

一 場所先数多遊女これあり候所柄に候、然るに格別の心得方もこれ有るべき候処、酒色に迷ひ遊所え度重なり、
剩あまつさえ 自分悪業の得勝手に仲間内又は連人そらうか 唆し俱々遊樂に耽甚だ迷惑の場に陥り候義、篤と勘弁これあり、己後遊所通ひは勿論、酒宴遊興堅く相成らず候事。

なお同業者は、とくに親密にして、病気の際は勿論、困難なときには、相互に相助けあうように規定した。

一 仲間の義は格別の親しみに付、猶さら睦まじく互に実意を以て相交わり、万一病気或いは迷惑筋これ有る筋は、助合い申す可き事
(『史料集』二七九―二八〇頁)

同業者間の連帯関係は、故郷を離れた他国における営業であるため、他の職業にはみられない位に強固であった。たとえば、安政五年(一八五八)の越後組示談書の「付載」として、旅先の病気の際には、「其の近い宿居合わせの者は見舞いに罷りこす候儀は勿論の事に候、もし看病も入用の病体には候はば、仲間談合し替り替り信義を以て介抱致すべく候。もし病死いたし候はば、十里四方の宿々へは案内致すべき事、先ず宿居合わせの者は早速馳せ寄り申すべく候。格別懇意の者は里数に拘らざる義に候事。」(『史料集』二七一頁)と付記している。病死の場合は十里四方の宿々に連絡することなど、旅先という特別の環境における交際のありかたを示している。

またばくち、口論をさげ、仲間一同は和合を第一にすべきことが示された。即ち、

一 彼の御地は申すに及ばず、道中、船中たりとも御法度の博奕、賭の諸勝負、喧嘩口論、すべて悪しき参会堅く致すまじく、別して遠国へ同道いたし候事ゆえ、仲間一同和合第一に相心得申すべく候、若し違背これ有るに於ては前条同断の事。

なお、旅先の得意先は、商人の先取得権が認めらるべきこととされ、「重置の儀は堅く相成らざる事」となっていて、薬を一軒の得意先に二重に配置してはならないのであった。しかしもし後でそのことが発覚したとしても、連人同志で話し合いをしないこととされた。即ち「其の主人え申談、主人の下知に随ひ、我意の懸合致すべからず候事」と定められていた(『史料集』一六三頁)。

さらに配置した薬の価格について、その値引きをしないこととされていて、「諸薬下売等相成し申さざる事」とされた(『史料集』一九八頁)。実際は薬の価格は相当に激しく変動する習性があり、時代は下るが、幕末から明治にかけて、次のように大きく動き、「反魂丹二関スル諸事留書」にも、富山売薬の銘柄の数十品について記帳している。このうち数品についてのみ述べると、次の表に示される。

慶応二年仕入高値二付薬直段直揚記

延寿反魂丹	反魂丹	万金丹	一角丸	無二かう	安神散	千金たん	五香湯	万金丹	肝涼圓
慶応二年	七〇文	五〇文	四〇文	一〇〇文	一六文	一六文	六〇文	四〇文	一〇〇文
明治二年	一〇〇文	七〇文	七〇文	一六〇文	五〇文	七〇文	一〇〇文	七〇文	一六〇文
明治三年	一五〇文	一二〇文	一〇〇文	二〇〇文	五〇文	一二〇文	四八文	一五〇文	一〇〇文
								二〇〇文	

(『反魂丹二関スル諸事留書』『史料集』三三四～三三七頁)

この時期は、幕藩体制から明治新政府への激変期に当り、物価の大変動期であつて、富山売薬の価格にも、右のような激変があつた。価格は仲間組員にとつて重要であり、その指示がなされ、遵守さるべきこととされた。

旅先で他国の売薬商人と出合つた時は、とくに無礼にならぬよう丁寧にあ挨拶することとされた。例えば、前記の奥中国組防長向寄仲間示談書にも、「彼の地に於て、伊佐の売薬人と出合い候節、無礼これなきよう相心得、万事叮嚀に挨拶いたしたき事に候」とされた。そしてもしも「面倒がましき義相尋ね候はば、私義は手代のこと故何事も存じ申さず候間、御城下萩表三笠屋方まで御同道にて聞き取り下さるよう致したくと申し答……」（『史料集』二二七頁）というよう旅先の細かい注意を怠らないのであつた。

定宿は、毎年旅先において宿泊する規定の宿舎であり、その変更は行わないのが建て前であつた。安政元年（一八五〇）の奥中国組防長向寄仲間示談にも、「定宿を随意に取替え候事相成らず候。止む事をえず取替え申したき義これ存候はば、仲間一統へ示談のうえ、勝手に致すべき事」（『史料集』二二七頁）とされた。

そして宿所においても、生活態度は規制された。天保七年（一八三六）の安芸向寄示談帳にも「宿々において商用・私用たりとも、夜更かしは堅く相成らず候。勿論わがままなる義申し立て、其の上食事等の儀に付、彼これ申述べ、畢竟、宿々より断わりに及び候族これある趣、一統の人躰に相拘り候致し方、急度相心得申すべく候事」（『史料集』一九八頁）と述べて、夜ふかし、食事の事などすべてに節制するようにした。

こうして、富山売薬商人の旅先の生活は、万般にわたつて「柔和に取引き致すべく候事」が義務づけられ、「随分々々叮嚀に応待し」、「たとひ彼の方非分たりとも、御客の儀に御座候えは、先ず柔和に申し述べ候事肝要に候」（『史料集』一九八頁）が第一の守るべき規範とされた。もちろんの事であるが、商人たちが旅先藩内で営業が出来ることについて、藩当局の御高思に感謝し、国法を遵守すべきことは、その前提になつていて、「彼御国筋御法度の趣、堅く相守り申す

べき事」(『史料集』一九七頁)。

それはまた服装についても規制され、寛政十二年(一八〇〇)の奥中国組示談帳にあるように、「衣服すべて身の廻り何によらず、おんくわに不慮なる物着いたし候の者……心得違にこれ有」(『史料集』一二〇頁)として、不慮なる衣服を着飾ることを堅く禁止した。

次に売薬商人の守るべき規範として旅先の宗教の問題を取りあげられる場合がある。明治四年改めの薩摩組仲間示談定法書には、旅先において、その藩の禁止の一向宗について、語らないことを嚴重に注意した。即ち、

彼の御地にて一向宗門、古来より重く御禁制の処故、一統相慎しみ申すべく候、自然、得意先の懇意に任せ、法語の所望申しかけられ候とも、穩密にも右咄合いかたく相成らず候。……勿論心得違ひこれ有るに於いては、

本人、連人に限らず、其の親方壱人にて引受け、仲間ゆえ少しも難題相いかけ申すましく候事(『史料集』三五五頁)とされた。真宗王国の富山には、熱心な信者が多くいて、行商人にも旅先や道中の安全を祈ると共に、旅先に小型の仏像を持っていく者もあった。ところが薩摩では真宗は禁止されていたけれども、内密の信者がいて、「かくれ念仏」を唱える者もあると疑われた。それで行商人の信仰にも嚴重な取締りがあった。

また町には夜はもちろん、勝手に出歩かないこと、とくに軍事関係のことには見物にいかないなどが示された。即ち、

御城下滞在中、夜分は申すに及ばず、すべて猥りに徘徊相いならず、若し^{よんせう}扱なき用向きこれ有る節、其の段仲間の内へ案内に及び、指図の通り相い心得申すべく候、……

付けたり、御城下をはじめ諸郷に調練等の節は、必ず見物など出で申すまじき事。

さらに旅先地より出発、帰国は、個人行動は避けて仲間の協同行動をすること。即ち、

彼の御地出立の節、故なく相残り、随意に帰国致すまじく、成るだけ前後見合わすべく、仲間同道いたすべく候事。

菓の値引きをしないで、定価通りにすることも嚴重に決められた。即ち、

……すべて他郷の者へ内分にも菓下売り一切相成らざる段、先前より堅く定め置き候えども、近来等閑なにおざりに心得候のものも之れ有り、以てのほかの事に候、向後少分たりとも右下売りの儀これ有るに於ては、仲間一同ひとかたへ一方ならず差障り候間、毛頭相成らず候。もし心得違ひこれ有るに於ては、仲間示談の上、急度申付くべく候の事。

旅先では酒宴は禁止された。即ち、

御城下町に於て滞在中、並びに道中筋等、仲間付き合いを以て酒宴等、相催し候儀、堅く停止の事。

以上の諸事項は、多くの仲間示談において規定しているところである。なお旅先で集金した売上金の処理についても、この明治四年の薩摩組改正示談定法書は、その送金の仕方について規定している。他のものには見られない珍しい事項である。即ち「御城下始め、田舎において為替金取組候とも、一口に大金取組み候儀堅く相成らず候事、附り、両替の儀も、帰国の節一時に相成候ては過分の金高に相および候間、相成る可く丈郷々において目立申さざる様両替致す可き事」としている。

二、文献にみられる売薬商人

(ア) 内山逸峰の売薬行商の見聞日記

富山売薬の行商に関する事項を記録した文献として、越中宮尾（現富山市宮尾）の長百姓で歌人でもある内山逸峰が享保から安永年間に書き残した道中記や歌稿等を集めた『内山逸峰集 享保く安永』がある。本書は岡村日南子の解説によって、昭和六十一年に桂書房より出版された。この中の道中日記に越後や会津の売薬行商についての叙述がある。その書物の中にある「越中、飛驒、信濃、越後、奥州、上州、武州道中日記」は、明和三年（一七六六）八月の日記であって、元禄期からは約八〇年後の時に当り、そして明治期までまた一〇〇年ぐらいがある。売薬行商史料としては早い時期のものである。著者の内山逸峰が売薬商人と道中を共にして、越中から飛驒、そして野麦峠をこえて信濃、そして越後の出雲崎に着いたが、ここには「富山から売薬の荷物が届いていた。」（『同書』一五四頁）とあり、行商に役立つように、出雲崎の定宿に前もって富山から送られたものである。なお歌人の著者は売薬商人の後見役として売薬の旅に同行したものであって、八月二十八日の項に、「長岡町にて前途に遠し、われ彼を見失なう。随分急ぎ歩き候へども逢わず」（『同書』二五八頁）、と道で相手と離れたことをも記している。

同日記の八月二十五日ごろの記事は、次の通りである。日付は特に記していないが、前後の関係から類推される。

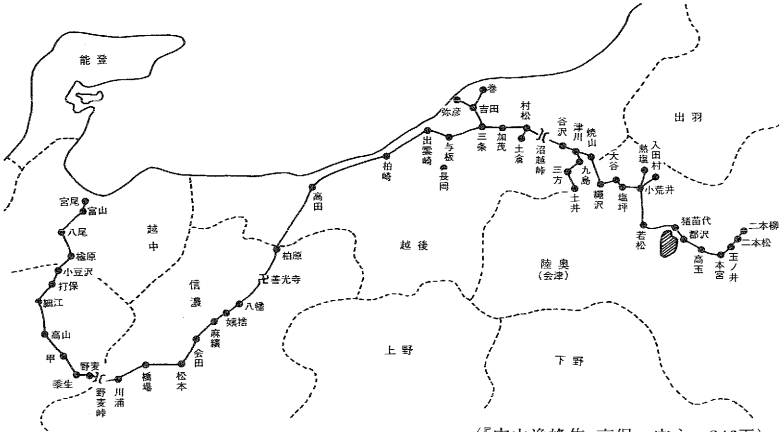
吉田在屋^{（弥彦）}彦村四郎左衛門 一ノ四六

矢作村五兵衛 九百八十五文

山崎村源二郎 四百五十五文

越中、飛騨、信濃、越後、奥州、上州、武州道中日記 略図

第九節 旅先及び国もの生活と教育



(『内山逸峰集 享保～安永』246頁)

この日記では、新潟県の三条と弥彦付近の行商を示している。著者は右のように、薬の配置先の住所氏名と受取金額だけを記帳している。一日の行商戸数として、十四戸が記される。これに続く日記は、八月二十九日となって記述されていて、九戸を訪れている。後見人であるということは、売薬行商人が年齢が若すぎるので、旅先の道中や集金管理を間違いないように指示する役目を果たすものと推察される。したが

- | | |
|-------------|----------|
| 同村忠左衛門 | 一ノ九百五十文 |
| 同村又八 | 一ノ四百四十五文 |
| 村山村権兵衛 | 一ノ六百文 |
| 吉田町桶ヤ三十郎 | 一ノ百五十五文 |
| 長島村権四郎 | 一ノ三百五十五文 |
| 三条式ノ町太左衛門 | 一ノ三百五十文 |
| 同町茂左衛門 | 一ノ六百七十文 |
| 同町甚兵衛 | 一ノ三百四十文 |
| 三条かぢ町かとや勘兵衛 | 一ノ六百八十五 |
| 二ノ留院様 | 一ノ八十五文 |
| 大曲村吉兵衛 | 一ノ八百四十文 |
- (『同書』二五五頁)

って著者自らも念のために、得意先の名と集金額のみを記帳したものと解せられる。行商人の持ち運ぶ懸場帳の記帳金額や現金出納を確かめる手段に使われたのであろう。

この日記では、得意先の分布は、三条町が四戸、吉田町が二戸、山崎村が三戸であり、他はそれぞれの村に一戸である。三条町から吉田町周辺の十数キロを行商圏とするが、その内部の得意先は、分散的に広まっていることが知られる。

得意先一戸当りの集金額をみると一貫文以上が多く、十四戸のうち十二戸をしめる。しかし二貫文以上の集金は存しない。行商一般の通例であるが、零細な経営であって、少額の集金を克明に継続して一軒一軒を回るのである。なおこの日記では、薬の使用金額と支払金額の間に差があるのか、又は値引きをしたのか否かも不明である。また配置した薬の品名は一切記入されていない。せいぜい九月二十七日の項に得意先に預けおいた次の薬の品名十二種と価格の合計一貫六五六文が記述されるにとどまる。恐らく平均的な配置の数量であろう。

覚

- | | |
|----------|--------------|
| 一、式百四十五文 | はんごん丹七 |
| 一、百七十五文 | こたん丸五 |
| 一、百弍十文 | 安神散三 |
| 一、百弍十文 | きをうぐわん三 |
| 一、弍百五十文 | たいふとう半ふく入五ふく |
| 一、百九十文 | ふり五かう三 |

一、百七十五文 ちの薬五

一、四十六 風□薬三

一、四十文 わけとう五

一、六十文 わ中さん五

一、六十文 たわらや十式文

一、百七十五文 り病丸五

右ハ戌九(明和)月廿七日塩坪村伝左衛門殿に御預ヶ置候。

〔同書〕二六六頁

なお、この日記の叙述で注意されるのは、得意先を大切に取り扱い、その発言に無理な点があったとしても、それに敢えて反対しない柔軟な客扱いの態度である。他国から入り込んできた外来商人として、摩擦をおこさない建て前である。即ち、「勘定するときには、うり日記の内、ていしゆ、覚おぼえのないといへば、其分に致し置候事」〔同書〕二五七頁とある。

支払代金の記帳の横に、右の事項が一つだけ書かれている。得意先の亭主が支払いについて、債務の記憶がないと言えは、そこで事を荒だてないで従うべきこととしている。旅先の行動規制として、業者のあいだでは不文律として存在した習慣であった。

これは越後から会津に入って、会津若松の近くの塩坪村の得意先に配置した薬の品名と数量と価格を示したものである。日記の一節であり、懸帳帳ではないけれども、富山売薬業の史料として得意先に預け置いた薬に関するものとしては、今のところ最も古いと思われる。明和三年（一七六六）の配置薬に関するものである。

(イ) 内山逸峰の「旅日記」

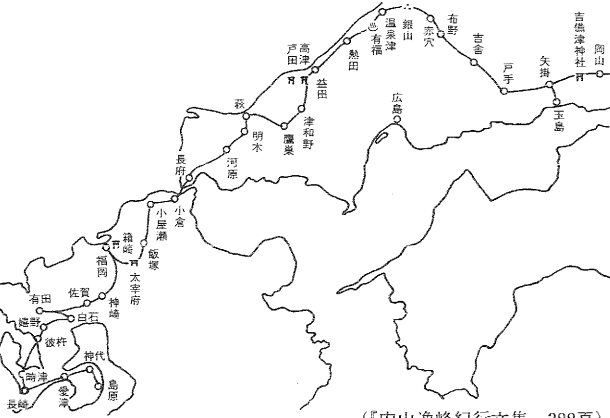
同じく「岡村日南子解説」による別の『内山逸峰紀行文集』（桂書房 昭和五十九年六月八日発行）の中に「草稿、西国筑紫紀行抄」の一節がある。この中に、

五月八日ノバン、神崎ノ長崎ヤ武左衛門ニトマル。九日ノアサメシ
過ニ、ト山ヤクシユヤ千五郎弟、豊三郎ニアフ。酒、吸物ナドコシ
ラへ此方ニフルマフ。
（『同書』四二一頁）

の文章が記述されている。安永二年（一七七三）のことである。三月に「越なかつくはの中国宮尾の里」（現在の富山市宮尾）の自分の家を出て、大阪・岡山・津和野・萩・小倉などを通して、福岡から佐賀に行く途中で神崎の宿で、「富山の薬種屋」にあつた記事がある。そこで御馳走を受けたのである。

本書は、「長百姓内山治右衛門大伴逸峰の、宝暦十一年以後の主要紀行文を集めたものである。全編とも歌を主とした旅日記であつて、一百姓の筆とも思えぬ教養の高さと交遊の広さに驚かされる」と解説の岡村日南子が述べている（『同書』四一五頁）。富山四代藩主前田利隆の時代であり、大地主で十村役を勤めていたが、若くして歌道をおさめ、諸国を旅行した。九州で富山売薬商人にあつたのは、七十三歳のときであつて、太宰府に詣り、長崎、島原に至つてゐる。富山売薬業史の史料がまだ比較的

西国筑紫紀行（富山・岡山間を省略）



（『内山逸峰紀行文集』388頁）

に少ししか残っていない時代のことである。それが九州の佐賀の近くの神崎の宿で同宿したのであり、歌人の日記から、売薬行商人の旅先のこと知られる。

(ウ) 泉鏡花の「高野聖」

この小説には、明治三十年代の富山売薬商人が出ている。元來、この短編小説は、越前の敦賀の旅館できいた同宿の僧の不思議な物語を書いたものである。

飛騨から信州に行く山中の古い道を蛇や山蛭ひるに苦しみながら、やっと一軒家に辿りつき、魔性の若く美しい女との出会いが、この物語の基点である。その夜一つ家を襲ってくる怪獣怪鳥の啼き声、女のうめき声の中で、人間を脅かす妖怪変化の鬼神力ともいべき畏るべき力の存在が描かれる。一つ家の魔性の女は鬼神力である。作者である鏡花の考えは、この世には不可抗力あるいは鬼神力があるが、また人間に加護を与えてくれる観音力があり、人間は人間にあって全く無力の存在とされる。

この魔性の女からませて、富山の薬売りが登場する。「高野聖」に登場する富山の売薬商人は次の通りである。「飛騨の山越をやった時の、麓の茶屋で一緒になった富山の売薬といふ奴あ、けたいの悪い、ねぢねぢした厭なわかもの壮佼で」(「泉鏡花集 日本近代文学大系」第七卷 角川書店 三八二頁)とあり、人通りのない夏の朝の山の山道であつたこの富山売薬商人の服装は、「このまた万金丹の下廻したまわりと」いう下働きの雇われ人であるためか、「千筋の単衣ひとえに小倉の帯、当節は時計を挟んで居ます。脚絆きゃはん、股引ももひき、之は勿論、草鞋わらぢがけ、千草木綿ちくごもめんの風呂敷包の角ばつたのを首くわに結あへて、桐油合羽とうゆがっぺを小さく畳んで此奴を真田紐まんだひもで右の包につけるか、小弁慶べんけいの木綿かうちりの蝙蝠傘かぶとを一本、お極きまだね。一寸見ると、いやどれもこれも克明で分別のありそうな顔をして、」(「同書」三八三頁)と描いている。

(二) 北海道開拓期の「岩倉日記」

明治期の北海道開拓村の日記に次の記録がある。

十月一日、夕前、越中くすり屋来たり、くすり入れ替え置く。

十月二日、あさ三橋にて六十銭借り受け、ただちにくすり屋へ二十一銭払い渡す。

右の日記の記事そのものは、何の変哲もない文のようであるが、内容は極めて深刻である。現金収入のない開拓村の実情が示され、他から借金してきて売薬商人に支払いをした記事である。明治二十六年、北海道虻田郡洞爺村の岩倉三代吉が書き残した所謂『岩倉日記』の一節である。これは「柳行李を背負って——軽医療を支える富山売薬」の最初に記述されている(『同書』一三頁)文章である。本書は、大来佐武郎、国井長次郎等を中心とする「日本の経験シリーズ」刊行委員会」が著者となり、一九七九年十二月に出版された。

本書のねらいは、その「あとがき」に巧みに記述してあるように、僻地で医者に恵まれていないところが多い。病人が出て、医者に診てもらえなく、手遅れとなる例が少なくない。そこへ富山のくすり屋がきたが、現金は何もないので友人から借金してきて、直ちにその一部で支払いをしたという日記の記事である。この開拓村の悲惨な生活の中の売薬の役割が記されている。この社会的要請を荷う富山売薬業について、北日本新聞の一九七八年一月一日からシリーズとして、石黒成治部長、土田茂、梅本清一の成稿が、本書の形成に役立った。

この洞爺村に初めて開拓者が入ったのは、明治二十年五月のことであり、入植第一陣は四国の旧丸亀藩士、三橋政之以下二二戸、七六人であった。四〇ヘクタールの貸付地を開いて、大豆、小豆、そば、きび、馬鈴薯を植えた。しかし冷害のため収穫は皆無であり、生活は苦難そのものであった。翌年も収穫はなく、貸付地を返上して、洞爺湖畔

に別の貸下げ地を開墾し、ようやく豊作になった。それは、入植後三年目つまり明治二十三年であり、この年第二次移民八〇戸を迎えた。

富山の薬屋がいつこの村に入ったかは、明らかではない。しかし二十六年の日記では、既に各戸に薬が配置されていて、代金の回収をなしている。少くとも二十五年には配置したことになる。「岩倉日記」は、辛惨をきわめた開拓生活を示し、原始林の中の草ぶきの粗末な住居でのほげしい労働の毎日の中で、栄養の摂取もできず、極度の困窮の生活が続いた。そこで一番恐いのは病気であった。病気になれば、越中のくすり屋の置き薬が唯一の救いの神であった。くすり屋のもってくる紙風船や売薬版画は、文明から隔絶した開拓地の家族には、何よりのみやげであった。しかし現金収入のない、また貯えのない中で、使用した薬の代金を支払うのは、事実上は不可能に近い難事であったが、無理をしても近所より借り受けて支払うのであった。開拓民には置き薬は、神々の使者であり、生命の救済であった。この越中のくすり屋は、同書によれば、富山県新湊市川口の帯刀松蔵であった(『同書』二二頁)。松蔵は洞爺村に初めてはいる、昭和十五年に五十九歳で死去したが、息子の松陰が跡を継ぎ、いまも盛大堂の屋号で売薬を続けているという。松蔵青年は、倶知安くつちやん、ニセコ、真狩に薬を配置したが、売薬荷物は、富山から船で岩内いわぶちに送り、岩内から山を越えて倶知安に送られた。原野に煙のたつのを見つけると、ためらわずに足を運んだのである。

開拓地は道も整備されず、電灯もなく、熊の出る危険もおそれず、泥沼の荒地をつき進んだ。フロンティア精神にもえていた。開拓民は現金収入はなく、翌年まで売り掛けになることが多く、また小豆、大豆など収穫物で支払われることもあった。しかしどこでも歓迎され、医者がわりであった。新懸あたかけは従来しんげんの町村では難業であったが、開拓地では歓迎され、待ちうけられていた。しかし売上げ金の運搬は危険であり、途中の盗難が心配であって、同行の人数を多くし、柔剣道を習ったり、護身用の太い矢立を腰にさしている者もあったということである。

三、売薬商人と家庭生活

富山の売薬行商人は一般的な意味での行商人ではなく、むしろ生活の場と商売の場、すなわち家と業とを完全に分離させた商人といった方が適切かと思われる。つまり、彼らは、一旦商いに出かけると数カ月も家に戻らないという、現在の単身赴任のような生活形態を三〇〇年もの昔から続けている商人なのである。

当然、そこからは一般の行商人とも店を構える商人とも異なつた富山売薬商人特有の性質、そして彼らなりの家庭生活の営み方といったものが生み出されてくるはずである。

ここでは、そういった売薬行商人の生活を、その実態生活の特色、家訓、留守居妻、教育の観点から、富山の風土・文化の特徴と考へ合わせてみていくことにする。

(ア) 売薬歳時記

帳主は、出発に際しては、雇人である連人を家によんで、旅立の宴をもうけた。祭礼と同じ御馳走、赤飯と酒が出る。近い親類も招かれ、嫁の実家から魚や酒が贈られた。旅先から帰ってきた時も、家に着くと直ちに雇人たちの労をねぎらうための酒宴が用意された。

帰宅をすれば、翌日から次の行商に出かける準備に入った。仕入と製薬である。薬種商から種々の原料薬を買い入れて、自分の家屋の一部、たとえば離れなどの板の間を仕事場として、製薬にかかった。通例一〇坪ないし一五坪ぐらゐの面積で、帳主の監督の下に雇人それに家族が従事し、家内工業の形態で行われた。次の行商に出かけるまで一カ月ないし数カ月の間、集中的に製薬がなされた。

行商の雇人は、帰国すれば、当然に製菓の仕事に従うのは、この地方の習慣であつた。このほかにも、冠婚葬祭や大掃除、雪おろしなど、雇主の家に労働力の必要な時は、呼び出され、経済外的強制として従事した。これらには食事が給与された。行商の雇人は、製菓労働を含めて行商が終つて帰宅した時に、賃金が支払われた。明治に入り、洋菓が採用され、製菓の許可制の薬事法が規制されると、この形態はくずれた。業者は資本を出しあつて、会社形態の共同製菓所を新たに造ることになった。富山の広貴堂はその例である。

売薬行商人の住居は、普通の庶民のそれと異なるところはない。薬種屋の店舗は分散して、大阪の道修町と違い、特異な商店街景観をなしたわけではない。富山の町に二千数百人の行商人が居住したが、それらも町々に分散して、行商人たちの集積した特定居住地域を形成したのではなかった。それらの仕入れに便利なような位置の町々に、薬種屋の店舗が存立していた。薬種問屋の屋号を書いた黒い大きな幕が店先に下げてあり、店内には数多くの和漢薬を納めた薬箆筒が備えられてあつた。薬の芳香が店先に匂つていた。他の店と異なつて、大規模な店舗であつた。

行商人は、富山平野の町村部にも、広く分布していたが、射水の海老江や中新川の堀江は、この分布密度の高い地域であつた。周囲の農村景観の中で、ほかと違つて、比較的に大規模な町風の住宅が見られた。客用の玄関口と通常の入口を別にし、疊の敷かれた広い座敷と立派な仏壇を設け、高級な住居地を形成した。明治以後は一層顕著になつていった。早く瓦葺きにして、屋根の上の棟飾りに「鯨鉾」の瓦を対にして乗せたり、また寺院にみられるような「懸魚」を棟の破風板に飾つたりした家も現われた。

行商人の服装は、柳行李を黒の大フロシキで包んで、背に負うて歩くのが一般的であつた。柳行李は五つ重ねが多く、下が最も大きく、中には桐の板の仕切りがしてあつて、薬の種類別に整然と並べてある。上になるにつれて小さくなり、最上段の行李には、懸帳帳とおまけの土産物である紙風船や版画が入れられた。それは全体として、西洋の

登山姿のリュックに似た恰好であり、生活の知恵の結集であろう。重さは三貫目ぐらいで、一日の行商に必要な薬の量が詰められた。

フロシキは、黒色で六尺四方の大きい木綿の丈夫な包みである。そしてすげ笠に「かっぱ」、草鞋わらじに「げはん」、そしてきちんと角帯をしめて、質素な堅実な身なりであった。なお裕福な商人は、「駄賃持ち」という運搬人に運ばせていた。腰には「矢立て」をさしていた。得意先に配置する薬や消費量、代金を記入する筆記用具であるが、同時に護身用を兼ねていた。近江商人は、薬もあるが、日用雑貨を取扱うので、天秤棒で担っていくのが普通であった。

明治になると、片手に「こうもりかさ」をもって歩き、自転車が新たに利用されるようになる。自転車の荷台に黒のフロシキ包みが乗せられて行商された。なお、薬の包装の容器や意匠も徐々にではあったが、かつての「だるま」や「鍾馗しゆま」さまの疫病神を退ける魔よけの神や、雷様などの絵は大正期にも残りながらも、次第にデザインが近代化していった。

行商人たちは、精神的にも、肉体的にも、労苦の多い旅先から帰れば、それは仕入、製造を除けば、休養の期間であり、また業界や友人、親戚との交際の時期でもあった。

旅先行商は、年二回の春廻りと秋廻りが原則である。これは旅先地の麦や米の収穫期とか、養蚕・織物その他の入金時期をねらったものであった。その間隙期のお盆と正月また田植の前後の時期は、商人たちの帰省の時期に当り、家庭内も、地域社会も急に活気を呈することになった。

結婚式や法要が集中し、同年会や業者の会合が続いて行われた。旅先藩で働く業種であるだけに業者の団結は強固であり、家族の葬式には、地域の業者のすべてが参加した。

次に、業界としては、次の信仰行事があげられる。

(一) 薬師祭 一月八日、漢方薬を中心とする富山売薬業においては、薬の元祖の神を祭り、神農祭ともいわれた。薬業振興を祈念して一五〇年ぐらい前から行われてきた。各地区毎に業者が集まった。滑川では、薬師神社に集まり、祈願のあと新年宴会が催された。

業者の家庭では、お正月に天神さんと神農さんの二幅の掛軸を座敷の床の間にかかけ、懸場帳を前において、鏡餅を三方さんぱんにのせて、御神酒を供え、繁栄を祈念した。

(二) 正甫公祭 四月十八日、富山売薬業の祖といわれる二代藩主前田正甫公の命日に、富山梅沢町にある菩提寺の大法寺で行われた。法要のあと、薬師菩薩の彫刻が参会者にくじ引きで与えられたこともあった。

(三) 常閑祭 六月五日、岡山の医師万代もす常閑は、元禄年間、前田正甫公にはじめて反魂丹を献上し、その製法を伝授した。富山売薬業形成の恩人として、その墓がある富山の妙国寺で業者が集まって法要が営まれた。

(四) その他の信仰 真宗王国である富山の業者の家には大抵、仏壇が安置された。半年以上も旅に出る留守宅では、旅先の安全を祈り、仏壇を大切にした。旅先にはその小型の「おじつさん」を持っていくものもあった。その仏像は高さ一〇センチぐらいであった。滑川の売薬業者は、信州の旅先の定宿にも仏壇を置き、旅先で業者の法要を営んだり、また周辺にいる行商人が集合してお参りすることになっていた。江戸時代は、舟旅が多いので、海路の安全を祈って、讃岐の金比羅や秋田や九州の神社に石燈籠を寄贈した(植村元常稿「売薬」『富山県の民俗』一三三―一三三頁)。また道中の安全のために地蔵を建てた。富山市呉羽山麓の五百羅漢には売薬業者の寄贈が少くない。

業者たちは、家に帰れば、旅先での厳しい労苦をいやすため、休養をとると共に、趣味を愛好する生活にひたった。書画・骨董を楽しむ、茶や囲碁を嗜み、また謡曲や浄瑠璃に凝った。彼らは旅先の得意先を毎年訪問するので、信頼されると、結婚の仲介や女中さん探しを依頼されることが、しばしば起こった。また親戚扱いを受けることがあった。

結婚式やお祭りに、余興を披露しなければならぬこともあり、その時に好んで謡曲や浄瑠璃を披露した。また趣味についての話題も必要であった。

このような事例は、史料としては残存することは困難であるが、業者間ではよく聞かれることであつた。天保年間、関東行きの売薬人見佐田某は、浄瑠璃を好み、女義太夫竹本紋之助を妻として帰富、紋之助は富山の五番町で稽古所を開き、多くの弟子をもつた。このような売薬人の浄瑠璃熱は、幕末には、大坂から巴勢はせ太夫だゆうを招き、清水じよみ定舞台たいで興行し、後に大坂浄瑠璃太夫の講社である大坂因講いんこうにならつて、富山因講を組織した。

さらにまた芝居好きでもあつた。売薬人の持参した版画には、よく芝居の名場面が出てくるが、これについての得意先での説明も、巧みであつたばかりでなく、富山ではよく愛好されたと云われる。全国で十一カ所しか幕府が許可しなかつた常設芝居小屋が許され、記録にも「扱さても富山ハ……元来都も及ハざる程のにぎハしき城下と評判打も、第一芝居は年中興行して、千両役者より八百両、五百両のものハ折々来る事多し」(『大場家文書』)と記され、売薬人の芝居好きと財力がもたらした富山の文化の水準は、相当に高いものであつた(『富山県民会館』『富山の売薬文化と薬種商』八四―八五頁)。

(1) 生活の理念

(一) 横山源之助のみた生活 富山売薬商人の性格そしてその生活態度については、『日本の下層社会』の名著で知られる横山源之助の論文に示されている。源之助は富山県出身の論説家であり、明治三十四年(一九〇二)十二月号の『新小説』に「天涯茫茫生」のペンネームでこれを発表している。その中で富山市民を金沢市民と比較して、金沢市民に
おいては、

其の人情、風尚は矢張り依然たる百万石の都会であつて、……商人も犀川、浅野川に出で釣を試み、兼六園に足を入れては、さも優長（原文のまま）に謡曲をうとうている者が有る、……富山の人民はどちらかといへば、花より団子の実利一方、……辛抱強く、勇氣はさかんであるとは誰の眼にも見ゆるところであらう、……富山市民は佐々時代より明治の今日に至るまで、大火災にあつたのは五十余回の多きに及んだということである、わずかに十万石の都会でありて、数十回の天災にあい、それで別段繁華を減ずることを聞かぬのは、よく富山市民を説明しているであらう。

と述べている。

また、横山源之助は売薬行商人（ここでは独立の帳主ではなく、帳主に雇われる行商人を指している）については、次のように述べる。

行商人は帳主の奉公人であるに相違ないが、帳主の許に寄食する者は少なく、家にはれつきとした妻を持つてゐるのも多い。

帳主で行商を兼ねる者は別として、帳主の下につける行商人は、一期幾程と給料を定め、それに薬品、印紙、旅費などを貰つて旅に出るのである。給料はむしろ廉だ、四十円ないし六十円位のもので、中には三十円位のもある、しからば行商人は給料を貰つて、機械的に働くにすぎないのかといへば決してそのような窮屈な者ではない、行商人がぼんやりしていて、懸金を集むること少ければ、損失は行商人で背負わねばならぬ、その代り集金は多く、華主も増殖て来ればまた相応の分配を得るのである、これであるから、行商人はぼんやりしている訳にはいかない、かくて行商人には奮発を興しうると共に、帳主は坐りていて配業の範圍を広めつつある、富山人は

転んでも、ただ起きない市民である。……

横山源之助は、富山市民そして売薬行商人気質を以上のように描いている。

(二) 浅野成俊のみた生活の形成 このような売薬行商人の生活態度については、浅野成俊の『富山の民性』（大正十五年（一九二六）刊）に、その県民気質の一環として叙述されている。浅野は、富山の風土を北国とみて、そこに住む北方人と南方人との差異、つまり天候風土からみて、北の厳しい寒さ、雪の中の生活から生まれる北方人の生活態度として考える。すなわち、

富山人が意志が強く質実で粘り強いのは、その北方人共通の性情を分け前せるものである。その性情の培養に与りて力あるものは富山売薬である。売薬行商が富山人の意志をかくも堅実に鍛錬したのである。意志そのものは実行であるが、意志は実践に依りてのみ養われる。富山売薬が全国津々浦々に普及せるは売薬行商人の辛苦の結晶であり、その辛苦が富山人の意志を典型的に鍛錬したのである。

浅野成俊における富山の県民気質は、右のように北国人としての雪、寒、風、水の災害に影響されながら、自らこの風土に対応して自己形成した精神構造に求められている。

越中の風土的特色はとくに近世についてみると、災害にみられ、それは、洪水、大風、早魃、冷害、地震、火災や飢饉などさまざまであるが、中でも重要なのは水害であり、次いで火災である。この水害と火災の発生時期は大体固定してほとんど定期的な自然のリズムをもってあらわれる。しかも当時の技術水準ではこれを防圧する決定的手段の対策は不可能であり、自らの生命を守るには、既存の経済体系を離れて新たに合理主義的に、かつ積極的に強力

な対応を講ずるよりほかに仕方がなかった。それは自然環境への適応的反應としての、外に出て働くという經濟活動であった。不屈の努力的態度として旅先に出て活動をするという能動的、積極的な生活獲得の手段を講じ、展開していくことになったのである。

しかも、富山の地域は稲作に適した水田地帯でもある。急流河川により扇状地が発達し、水田の土地利用が卓越してきた。このような自然環境では、住民はたくましく水利事業に粘着力をもつて励み、農業に従事するが、これと共に、郷土を愛し、農業を愛するがために、苦しいけれども、よりよい生活条件を求めて外へ出稼ぎに赴きそしてまた農業を営むために帰ってくるという合理的かつ必要な生活態度であった。厳しく荒々しい自然に鍛えられた住民が売薬行商と、北洋漁業を選択したのは、この風土的産業として理解されるのである。

売薬商人の分布地域と洪水の多発地域とはほぼ一致し、また北洋漁業の出身地は富山湾の海岸に多いのであるが、とくに黒部川の秋落ちの扇状地にあたっている。両者とも活動範囲のスケールの広さでは他に例をみないものであるが、交通路が巧みに利用されて栄えた。

右のような横山源之助、浅野成俊の考えからすれば、売薬行商人の生活がよく理解できる。売薬行商、北洋漁業は季節的な災害の不安からの単なる回避ではなく、そのリズム性のゆえに外でしかも遠くでも新しい生活を勝ちとろうとする積極的合理的生き方であり、経済的豊かさを求めている、地道ではあるが、たくましい生命力の発現であった。都会的な才覚を働かす営利の商人気質というよりも、肉体的労苦に耐えての堅実第一の生活態度であった。そしてそれはまた刻苦精励の農業生産の努力の派生でもあり、土地柄として堅実に無駄なく男も働くが、女も劣らずによく働く県民気質としてあらわれている。つまり、きめの細かい才人型の営利的態度であるというよりは、むしろ一銭も無駄にしない堅実と質素を旨とする態度なのである。さらに彼らは旅先に定着しないで農業生産のために国元に帰って

くる。この意味で、富山売薬商人の生活理念は漁業者を含めて、経済的風土として富山型のものとして理解されている。

すなわち、実利主義にはしり、そのためには遠隔地にも出かけて行き、外部の情報を吸収する新規なものへの関心も高い。しかし、より根本的理念的な文化の建設は、とかく二の次になりやすい気質の典型ともいえる。ここに富山商人の発展性とともにもまた、それゆえの限界性もみられる。富山商人の生き方は、労力を惜しまず勤勉に精励してよく働き、実利に走るが、それを決して無駄と思われることにはつきこまず、着実性と堅実性を堅持して、計画的に良い状態を持続していこうとする生き方なのである（植村元覚著『富山の商業』一四〇―二六頁、四九〇―五二頁）。

(ウ) 中田家の家訓

こういった富山売薬の生き方は、江戸時代の薬種屋中田家の家訓の中にも明確にあらわされている。

中田家は、江戸時代から明治・大正・昭和にかけて、そして現在にいたるまで富山地方の名門としてその名が知られている。

江戸時代は薬種屋が専業であり、現在も継続している。しかし、明治に入り地域の近代化過程において、富山国立第二百二十三銀行の実質上の創設者となり、またその経営に掌わり、堅実な経営方針によって基礎を固めた。やがて松方デフレ時代に金沢国立第十二銀行と合併し、「十二銀行」と改称してその頭取となり、その後昭和に入って「北陸銀行」となり、子孫は引き続いて頭取となった。また、書店経営にも多角化した。このそれぞれの部門において代表的な位置を占めている名家である。

先に述べたが富山は火災の多い地域であり、このような土地でまとまった形態で残存している家訓は、はなはだ稀

れな存在で貴重なものといえる。

以下に、中田家家訓の全文を掲げる。

享保二年一月 薬種屋中田家家訓

- (1) 第一家業に精を入れ、常々油断これあるまじく候。家督受け取り候時より少しにても減じては、その身いちぢん一分立ち申さざる事に候、且つまた年々入りかた少しづつよけこれあり候とて、油断あるまじく候。火災そのほか不時の入用あるべき事に候えば、その心得あるべき事。
- (2) 火の用心常々油断なく、家来共へも申しつくべき事。
- (3) 親死去候あと、必ず不しあわせあるべき事と万事に慎しみこれあるべく候。若き時は勿論中年たりとも、代わりには貸しかた等ふらち出来申すものに候あいだ、思慮あるべき事に候。かつ又家内の者にも私欲これなきよう、常々算用等念を入れ申すべき事、右肝要に候。
- (4) かし方の帳面、質帳、俵物帳、店かけ帳、何れも常々くり返し度々見候て、先々え催促いたすべく候。たとへ覚えおり候とも、度々披見いたし候には、大きに得これあり候。
- (5) さしあたる用事、よろずの事ども、覚書にいたしおき、毎朝夕見候て、用を弁じ申すべく候。かつ又正月より暮までの覚書いたし置候間、折々とり出し披見これあるべき事。
- (6) 常々奢おごりがましき暮しまじく候、年中いり用多くなり申さざるように常々心がけ申すべき事。
- (7) たとへしあわせ宜しとも、家来を増し、又は座敷など建て、常々華麗に暮しては、若いその身一代つつがなちやうく暮し候とも、あと三代立ち申すまじ。かく、もうけがたく減り易きは、金銀にて候。とかく定入用多くては

入りかた負け申し候ことに候間、随分小勢に軽く暮し候ように思慮あるべき事。

(8) 年中の勘定は正月中に委細に仕るべく候、二月へ延し申すまじく候、不しあわせの年は急に思慮いたし、家来を減らす事簡略仕るべく候。来年はかように有るまじきなどと定めならざる事を當にいたし、常体に暮し候はば、存じの外の算用違ひ申すべく候。とかく不しあわせの時は、急に驚ぶりを替候事肝要に候。

(9) もし不しあわせの事これあり候とも、ただ今までいたしつけ候商売がえ申すまじく候。この儀は京、大坂にて商の道に名を得たる人申したる事に候。しあわせ能とて、紺屋が蔵宿いたし、又は酒屋が米商いたして間もなくつぶれ申す家、その例多くこれあり候。

(10) 米商一切仕まじく候、されども年により見込みこれある時、五十石、百石までは確かなる切手買い候事あるべき儀に候、とく大がかり必ず無用に候、たとへ一年宜しく候とも、翌年あしきか畢竟損の方に成り申すべく候。

(11) その道存知せざる商、他人すすめ候とも一切しまじく候。

(12) かり銀を以て商手広くしまじく候、とかく借銀に歩を出し候ては、何商にてもあい申さず候。

(13) 何事によらず請人に相立ち申すまじく候事。

(14) 米預り状たとへ当座の事にも書き候て人にかし申すまじく候、か様の事は兄弟たりとも仕まじき事に候。

(15) 火事の節取出し見申し候覚え事いたしおき候て、常々一応思慮候、土蔵へ道具を入れ候時、入口にばかりつみ置き、奥へは入れ申さざるものに候。内へ式人入りおり候て、二階より段々つめ候へば過分に入り申す事に候、まど、戸まへ、ここにて能々ぬり申すべく候、やけ通り早速立寄り戸を明くために遠くへのき申すまじく候、おそく戸明け候へば内より出し候事これあり候間、早速より申すべき候事。

(16) 火難にあい家普請仕り候はば、店は前におとり申さざるように宜しく建て申すべく候、内普請は随分小がまへに仕るべく候。勿論座敷などは五、七ヶ年も建て申さざる暮し申すべく候。末々に至りしあわせ宜しく候とも、座敷広く建候事必々しまじく候。家風おもく成るにては身代むつかしく候、何とぞ軽く暮し候へば一分心安く候。

(17) 分限に不相応の衣服着用あるまじく候。別してふだんは古き粗衣着申すべく候。此儀筆紙につくし難き徳これあり候。

(18) 孫々に至り候ても、武家より妻をむかへ申すまじく候。勿論武家より養子一切しまじく候。

(19) 何によらず芸に心をよせ申すまじく候。無芸なること何人も相応の事に候。芸に工夫候ては、家業疎になりゆき候、別して連歌、俳諧などすきいり、此道にのみ思慮をめぐらし、身代つぶし候人何国にても例多くこれあり候。わけて茶湯などすき候事、町人身体破滅の左右に候、しかし何芸にても少しづつ習いおき候へば間に合い申す事に候、すき入りにて其の道のみ工夫いたし、我を忘れ候故身代つぶし申す事に候。

(20) 参会又は慰に他に出候翌日、用事もなきに近所たりとも出歩き、商不精にては身代立ち申さず候、きのふは終日他出候間、今日は別して精出し申すべきと存じ候覚悟にてこれなき候ては、宜しからず候。

(21) 何によらず高値なる道具求め申すまじく候。かけ物、硯箱その外にても下値なる物にて間に合い申すべき事に候。

(22) 土蔵くらの火の用心常々思慮なすべく候。かく古く候い、付かへ申すべく候、用心かべその外火事の前後に入れ申す道具、常々一ツ用意ある事。

(23) 碁、将棋、双六すき申すまじく候、夜は慰めに打ち候とも、昼のうちか様の慰め、殊のほか隙どれ、無益の

事に候。

(24) 万事に仁の道これなく候ては、家相続なり難く候。商の事にも少しづつ用捨をいたし、別して質物など歩合
いを算用仕りあげ申す事に候間、少しづつ用捨いたすべく候。右の心がけに候へばいよく、商も広く、質も
多くなり申すべき事に候。このほか出入り申す者、家来に至るまで仁道を以て隣これある時は、代々繁栄に家
相続あるべきこと、疑なき者なり。仍って件のごとし。

享保式丁酉年（一七二七）

正月吉日

中田清兵衛

昌 栄 花 押

中田豊三郎 殿

〔史料集成〕一七二七～一七二九頁

家訓のねらい

中田家の家訓は、享保二年（一七二七）一月のもので家を中心として生活の具体的なあり方や家業経営の進め方などを二十四項目にわたって述べている。これらを大きく家業経営の安全確保対策と消費生活のあり方の二部門に分けてみていくことにする。

① 第一部門 家業経営の安全確保対策

第一項では、「家業に精を入れ、常々油断のないようにすること、家督を受けた時から少しでも家業に減少があつてはならないこと、年々収入に余剰を残すように心がけて油断のないようにすること、また火災その他突発事に備えて準備を怠らないこと」として、「家業に精励して、家業の安全、堅実な発展と余剰、ないしその積立てをはかり、そし

て不測の事件の対策をすべきこと」をあげて家業についての全般的体制の理念を明らかにしている。

この理念にしたがって、細則が述べられる。まず帳簿については、第四項で貸方帳、質帳、俵物帳、見世かけ帳など常々目を通しておくこと、そして記憶に頼らず帳簿にしたがって期限内に催促することが必要とする。このために第五項に帳簿の重要性を述べて、記帳は決して怠らないこと、用事はすべて覚書にしておき、点検を怠らず、これによって処理すること、また一年間にわたる記帳は時々取り出してみることとする。

また第八項において、一年の勘定は一月中に予算をたて、その延期はしないこと、不運の年は速やかに雇人を減らすなど簡素化を進める。しかし、翌年はこのような事はないと思つて常体に復していると、算用違いとなるので常々注意が肝要であるとする。

なお第十二項では、借入金をもつて経営の拡大はしないこと、借金をしてはいかなる商いも宜しく運ばないものである、として積極的な拡大策はとらないこととした。同様に第十項では、米穀商は一切やらないこと、見込みがあつて五十石とか百石の取引をしても、大規模には決してしないこと、それはたとえ一年は良くても翌年は損となるからであるとし、次いで第十一項で、知らない商売は他から勧められてもやらないこと、要するに第九項として決して他の職業に変わらないようにと強調する。たとえ不運の時も継続すること、これは京・大坂の有名な商人の言として、染物屋が蔵宿をしたり、酒屋が米穀商に変わつて間もなく破産した家の例が多いということを知るべきであるとする。第十三項には、さらに堅実保守主義が出ており、いかなる場合にも保証人にはならないこととした。同じ趣旨は第十四項に、米の預り状についてこれを短期間でも他人に貸付しないこと、兄弟の間でもしないこととし、安全確保を第一にした経営方針があらわれている。

次に経営外の自然災害に対する安全対策がある。フェーン現象、とくに春先の乾燥した南風の場合は、県下に大火

災をおこし、富山では洪水と共にこれの対策に苦勞を重ねた。

中田家の家訓の中にも、火災について三項目があげられている。

第二項には火の用心に油断なきこと、雇人にも申し付けることをあげる。そして第十五項に火災のときの注意事項をあげる。すなわち、火事のときに家から取り出すものを平素から考えておくこと。また、土蔵へ道具を入れる時の留意事項として、入口に道具を置かないで二人で入って二階より順次積むこと、窓や戸前には壁土をぬるが、火が通り過ぎると早速にも戸を開けること、と注意する。

次いで第十六項において、火災にあった時は、店舗は前に劣らないように建築するが、家内の普請はひかえめにし、座敷などは後にまわし、五年も七年もたつて建築するとしても以前より広くしないこととする。第二十二項において、土蔵について火災対策を考え、古いところを修理するためその材料を用意しておくこととする。

つまり、災害対策についても、防災に十分務めると共に、被災した場合は店は被災前と同規模に家内はひかえめにしようように、外はけちけちせず内でひきしめる姿勢が貫かれているのである。

② 第二部門 消費生活のあり方

消費に関する戒めの項目は、質素節約の精神で貫かれている。

すなわち、まず第六項において、日々の生活について常に奢りの暮しをしないこと、生活を節約して入用多くならないよう心懸けるべきこととする。そして第七項にいたつて、順調に運んでも、雇人を増し又は座敷を建て贅沢に暮らすと、その身一代は支えられるとしても三代目には支えられなくなるものである、金銀は減りやすく、生活をきりつめる思慮が必要であると述べる。

第十七項には、これを衣生活に貫いて、身分不相応の衣服を着用しないこと、日常生活では着古した粗衣を着るこ

と、これは必ず筆紙につくし難い利益があるものであるとする。

さらに結婚について、第十八項で孫の代にいたるまで武家より妻や養子を迎えないこととしている。

次は芸能関係の戒めについてであるが、遊芸には熱中しないこと、芸に心をくだいては家業がおろそかになる、連歌・俳諧などに熱を入れると破産する例が多くある、わけても茶の湯などを愛好して身代破滅となるのはあちこちに例が多い、もつとも何芸であつても少々は学んでおくことは宜しい、ただこれに没頭すると破産になる、と第十九項で警告する。

さらに第二十一項においては家具について述べ、高価な道具や掛け物、硯箱などその他贅沢品は買わず、高くないもので間にあわすこととする。

また第二十三項では、碁・将棋・双六は愛好せず、夜も娯楽はほどほどにすること、ましてや昼のうちでは無益のことであるとする。

このほか日常の行動については、第二十項において、集会や慰安のために外出するとしてもそれを翌日まで延ばすことは、商売不熱心なことであり、身代が立たなくなる。昨日は夜まで外出して遊んできても、今日は精を出して働く覚悟がなくてはならぬとする。

ところで、この中田家家訓にみられるような質素儉約精神の底には、カネを卑しむという日本の伝統的風土があることを山本七平は指摘する。すなわち、

欧米諸国や中国などでは、昔から権力者はその財力を遠慮なく誇示してきた。しかし、日本では、徳川時代中期の紀伊国屋文左衛門のように吉原を買い占めて他人を入れないようにしたり、一分金を雪の上にはらまいて芸

者に拾わせ、泥だらけになるのを見て喜んだりという成り金趣味的な財力誇示は歓迎されなかった。

紀伊国屋などの全盛以後、幕府は何度もぜいたく禁止令を出し、違反すると財産を取り上げるということを行った。町民にしてみれば、貧乏のふりをしていた方が安全というわけで、幕末から明治にかけて三井の大番頭だった三野村利左衛門は、家の中では絹の着物、外へ出るときは木綿を着たといわれる。また住友の「江戸出店の定め書」には「日ごろからご懇意にさせていただいてお役人方のご家中などへは、粗服でお勤めすること。美服ではかえって親しみが薄れるので見合わせた方がよい」という趣旨のことが書かれている。そうした風潮は、不景気でつぶれたりしないよう、資本の蓄積をしつかりしろ、という石田梅岩の石門心学ともつながって根を下していく。

さらに、徳川時代の税制は、農民が農地面積に応じて年貢を納める固定資産が中心だった。商人も家の間口に応じて課税されるため、間口は狭く奥行き深い商家をつくった。これも、人々が表向きは質素にする習慣にながった。

もうひとつ、「米穀を貴び、カネを賤しむ」という儒教の教えも見逃せない。これによって、カネは手にするものも汚らわしいものになった。

(朝日新聞 昭和六十一年四月十四日「新国算論」より一部抜粋)

富山の売業行商人は厳しく質素儉約に努めたがまた、彼らは旅先ではその土地の風俗習慣の枠内で地味に生活する一方で、富山の自邸は造りの立派な豪華なものを構える、すなわち商い先では質素に、商売を離れ郷里に戻れば派手にという生活態度の切り替えを行っていった。

「カネを卑しむ日本の伝統的風潮」は、富山売業商人の生活態度に象徴的にあらわれているのである。

(五) 留守居妻

富山売薬の活躍を語る時、忘れてはならないのが、旅先での彼らの心の支えであり仕事の励みであった家族・家庭の存在である。

長い者は一年のうち三〇〇日も旅に出、家を留守にする売薬行商人にとって、旅に在る時は、何の心配もなく商いに没頭でき、旅から帰れば、一国一城の主として心身共にくつろぐことのできる家庭の存在は必要不可欠であった。

そのような留守家庭を守り、徹底的に質素をまもって、家計のやりくりを成就し、家を盛り立てていったのが売薬行商人の妻たちである。一家の主・夫のいない寂しき、心細き、不安を胸の奥にしまい、家のため、夫、子供のために身を粉にして働き、たくましく立ち回った越中女の心意気が、富山売薬の繁栄の一助となったことは否めない事実なのである。

留守居妻とは、主人のいない間、家を守る妻たちのことである。その生活態度は、昔も今も変わらない共通点がある。古い資料がないこともあり、ここでは現在の場合の文献をよりどころにしてその一般的な本質的な生活態度を類推することにする。留守居妻については、木内哲子が県内各地の売薬の妻を訪ね歩き、記したものが『富山の女』の中の「売薬の女」一三六頁～一五七頁。

そこには、新妻から老妻までそれぞれの世代の売薬妻の姿が描かれている。

以下、木内に従いながら、留守居妻の実態を紹介する。

① 上市町のはずれの小さな長屋に、新婚六カ月、二十一才の留守居妻、角好美は住む。夫は香川県回りでまだ帳主ではない。

帳主になるまでとは、一つの着物の生地がうすくなって破れるまで着て、着物を解いた縫糸などは決して捨てずに

仕付け糸にする。食事は御飯と味噌汁だけで、昼はパートに出て働いている。

帳主になること、そしてその成功のしるしとして、人が振り返るりっぱな大きい家を建てることを到達目標に、一軒でも早く多く回って一円でも沢山持って帰ろうとする夫と、夫が苦心した金だから何よりも儉約して待つ妻のつらさや苦しさを決して口に出さず、むしろ輝かしい帳主を約束する逆境として今の生活を耐え、昔ながらの売薬パターンに魂を適応させるのに一生懸命である。

「今さら、そんな昔の型にはいらなくても御主人とご一緒に歩かれたら」という声にも、まず旅館代が高むつえに、それでは励みにならないと手きびしい。

しかし、好美の詠った

陰膳を据えまいらせつ独り言いえるわが身のいとほし夕べ

の一首に、若い留守居妻の隠すことのない心の奥の真の気持ち吐露されている。

② 富士市岩瀬に住む四十七歳の売薬妻、高木スエは何不足ない帳主である。

香川に在る夫と富士の妻は、毎日夜十時になると、必ず同じ時間に一度は床にはいるという、二人だけの就寝儀礼を持ち続けている。夫は家に帰ると、「俺は旅で人の機嫌ばかり取ったから、家に帰ったら思い通りにする」と、八畳を閉め切つて、素っ裸で大の字に寝る。そんな夫に妻は、「あなたこそが一番大切な人」とくり返すという。男を大きな子供として見、その自尊心の根底をおさえている妻である。

結婚間もない頃、一度は本気で売薬をやめようとした夫を励まし力づけ、売薬としての成功をつかみとった妻は、今、夫に「お前ほど、安心して家をまかせられる妻はない」と感謝される幸福な日々を送っている。

③ 売薬の成功の証のひとつは大きな家を建てることであるが、富士市暁町にある売薬の家は前に売薬倉庫、横手

に車庫という目を見張る構えである。この家の主人は四十八歳、五人の使用人を連れ、自動車二台で山形・宮城・盛岡を回っている。

その妻、櫻木美佐子は、子供たちに売薬を継がせたいという。

「……と、申しますのは実は、私の祖父が丸薬師だったのでね。末合まつあわせを手でこねる事のできる薬は、仁丹・赤玉・反魂丹・金清丸だとか、六神丸や救命丸、感応丸、敬震丹は高貴薬だから、乳木にゅうもく（鹿の角でできた薬をこねる棒）を使うとかね。祖父はこの道に生命をかけました。そして六神丸の艶出しに竹の笹をこがしたものを使って、常々「丸薬は生きている薬」と、製法には敬虔でした。また、ビー玉ぐらいの大きさの神教丸は腹痛に用いられて、山間部に好評であって、砕いて飲むのに重宝だとかね。私の曾祖父は売薬、そして祖父は丸薬師。ですから根っから富山売薬に力があるんですよ。」と、売薬に対して並々ならぬ情熱を抱いている。当然、売薬で叩きあげた夫への一体感・共感も人一倍である。

「町中（が）姑で陰見されているのと同じ、それに夫は私にもつたいない人だし、子供もいるし、生活も安定している、浮気など死んでもできない」ときっぱり言い切る賢明な妻である。

④ 水橋の大谷石の垣に確かに構え込んだ鉄筋二階、建坪八〇坪のりっぱな家もやはり二代続いた売薬の家である。この家の主婦、中山育子（四十九歳）は、十年前、夫が歩く定宿を一人で尋ねたことがある。布団はせんべい布団、風呂もない家があったり、軒先の三畳の暗い窓のない部屋もあった、食事もまるで犬か豚にやるようにして出されるという旅先での売薬の生活をその時、身をもって知った。

育子は、夫が辛い思いをして送ってくるお金であることを二人の子供に聞かせてきた。そのお陰で、子供たちは積極的に父親代理を務めてくれる良い子になったという。すべてが感謝調で、「不平は小さく感謝は大きく」を家訓とし、

どんな質問にも「お陰様で幸福です」という答えが返ってくるほどである。

またさらには、「一家の主人がいないから、女世帯だから」と人の噂にのぼらないように門限や戸締りを嚴重にする、そして三日に一度は旅先の夫に葉書を書くという日本女性の鑑のような妻でもある。

だが、おとなしく優しい一方ではなく、新築の家の設計・監督を一人でやりとげたというところに、心底に強いものを横たえる売薬妻のひとつの特色が見える。

⑤ 留守居妻五十年のキャリアを持つ松井セツは富山の町の中心部の木町に住み、売薬の妻という宿命を積極的に生き抜いた女性である。

三人の子どもを育てる傍らで下宿屋をやり、看護会を牛耳り、また自分は助産婦として活躍しながら、短歌の趣味ももつ。長男大学受験の年には「金の心配は小さい私がするから」と、借金をして帳主になり、次女をも大学に送り、家を建てるといふ、常人では想像もおよばないエネルギーを出し、さらに民生委員を務め、六十歳を過ぎてからは洋裁を習って、孫のものいっさいを自分でつくる。まさにスーパーウーマンである。

「七十歳の主人がまだ売薬に出ていますから、私もせめては人のお役に立ちたいのです」と、今に意気盛んな「木町もん魂」を見せる。

以上において、五つの例をあげたように、留守居妻は二十一歳の角好美から五十年もの歳月を売薬の妻として生きてきた松井セツまで、各々現実の生活の形は様々であるが、根底に共通一貫して流れる留守居妻としての心構え、心持ちが感じとられる。

売薬の妻たちの二つの大きな願いは、一日も早く帳主になること、そして成功の証としての大きくりっぱな家を建てることである。その夢の実現のために、懸命に働き辛抱を重ねる。

しかしながら、彼女たちは、昔型の耐える女というよりは、もつとしたたかな知恵をもった女としてとらえることができる。

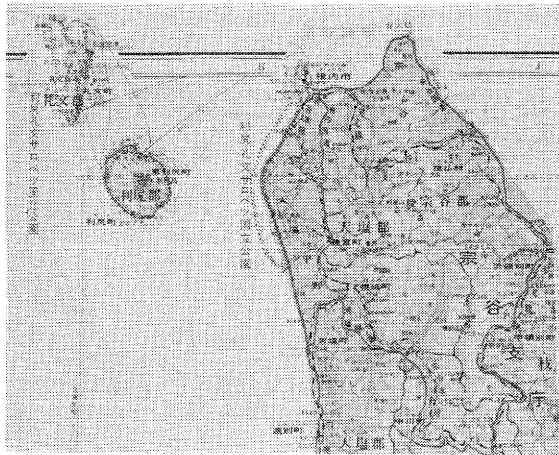
それは、大阪の商家の妻が、表向きは一人前の扱いは受けなくとも、内では「お家さん」「御察さん」「御察人」として、隠然たる勢力を持っていたことと通じるものがある。江戸の女が、才覚があると、それをどんだん表に出し男と並んで世間を渡っていったのとは対照的である。しっかり自分というものを内に確立しながら表面上は夫に従い、家のために尽くす、それが売薬の留守居妻といえるのではないだろうか。

(4) 女行商人

富山売薬に係わる女たちは留守居妻だけではない。なかには自ら売薬行商に出かけた女たちがいる。次にそのような女行商人を紹介しよう。もつとも江戸時代には女人の行商は禁止されていて存在しなかった。しかしここでしっかり者の富山の女で売薬行商に出た数少ない例をあげて、その中に流れている彼女の女たちの根強い性格の一端を知るのに役立てよう。

① 昭和六十年二月二日の「薬日新聞」と同年九月五日の「家庭薬新聞」の二紙に、八十三歳にして現役の女性配置販売業者であり、六十年七月には薬業功労者として富山市長表彰を受けた松波しげが紹介されている。以下この業界新聞によって説明を加える。





富山県には六十歳以上の女性配置販売業者は四十三名いるが昭和五十八年度・富山県売薬振興課調べ、年齢・キャリアともに、しげの右に出る者はないとされる。女性の売薬商人というだけでも稀少な存在であるのに八十三歳の現在も実際に懸場を回っているという。さらに、彼女の回商先は、北海道の最北端・稚内と利尻島である。

しげは毎年春と秋に、富山から北海道へ出かける。「特急『白鳥』で青森まで行って、青函連絡船で函館へ上がり、昔は旭川で乗り換えたが、今は札幌で乗り換え、急行で稚内まで行く」という。富山から稚内までは約三十時間。さらに利尻島までは稚内からフェリーで二時間の旅だ。「稚内から利尻島まで昔は三時間かかった。今は大きな船で車も載せられるが、昔の船は小さくて、上から波がザブザブかかった。……」利尻島は利尻水道をはさんで本島から約二十キロの海上に、北の礼文島と並んで浮んでいる。その玄関口は鴛泊(おしどまり)。そこからバスに乗って、行く人はどこまでも行く、島のぐるり(周囲)は十八里。島の中心に富士山とよく似ていて『利尻富士』と呼ばれる山(一七一九m)があり、そのぐるりに沓形(くつがた)、仙法志(せんぽうじ)、鬼脇、鴛泊の四つの村がある……」売薬行商に出かけることになった理由は次の通りである。

しげが初めて利尻島を訪れたのは大正末から昭和初期にかけての「ニシン漁業」の中心として島が湧き返って

いた頃のことである。

上市で呉服店を営んでいた夫と初めは衣類の行商に出かけた。……その後すぐに薬の配置も行う。衣服の得意先に軒並み厚袋で新懸けした。「池田さん(池田模範堂)の紙の袋のひもを引っ張って『クスリを入れさせてくれんけ』と島の『ぐるり』を私と夫の二人で回って、衣類の得意先は全部新懸けした」という。しばらくは衣類とクスリの両方を持って行つたが、その後クスリだけになる。息子に回商を任せたこともあつたが、二年ほどで息子が配置を嫌うようになってからは「せつかくのお得意さんがもつたないから」とまた、しげが回つた。

(薬日新聞)

当時はまだ珍しかった女売薬ならではのエピソードがある。

許可証ももらい、懸場も整えて、現地で得意先回りを始めた矢先に、既存の業者に呼び止められた。あなたは鑑札を持っているのか？ 自分のも出すからあなたのも見せなさい——というわけである。そこでしげは、「私もこういう厳しい仕事には、許可なしでは就けないことは知っている」と答え、自分の鑑札を見せたところ、相手もびつくりしたそうである。

(「家庭薬新聞」)

富山から北海道へ辿り着くまでさえ、かなりの道のりであるのに、そこからさらに利尻島へ渡り島の村々を行商する。

現地での回商の手段は、以前はバスを使つたりもしていたが、今はもっぱら自転車で回っている。

回商の際もそうであるが、宿泊場所も永年の行商経験から顔なじみが増え、世話になることが多い。たとえば、

行李を荷台から降ろしたり、乗せたりする際には、その家の人たちが手伝ってくれるし、つぎの町へ移る時も車にのせてもらうことがしばしばある。

また宿泊も、毎年、泊めてもらう家があり、「三十年からうへも泊らせていただいている得意先もある」から、そこへ行かないとお互いに気がすまない。
〔家庭薬新聞〕

単なる行商人と客と云う関係だけではない人間的な暖い心の交流がそこには感じられる。以前は千軒以上の懸場を回っていたが、現在は、約三百軒を六月中旬から八月の盆までの期間に回る。

「別に大した仕事はできないがやめるにやめられない。もういい加減にやめろと家族にも言われるが、やはり向こうへ行けば楽しいし、去年のように休むと『秋来ると言っていたくせになぜ来てくれないのか』とか、『歳をとっておいでだから、病気ででもしているのかと心配になつて』とお客さんから問い合わせがくる」
〔薬日新聞〕

来年も来て欲しいと待っている人々、そんな人たちがいる限り、行かなければならないとするしげ。この二つの思いが、八十三歳の女性に日本の最北端への売薬行商という偉業を成しとげさせたのであろう。

松波しげの場合は、配置に就くきっかけが夫と共に衣類の行商に出かけ、その得意先に薬も置くようになった、というように最初から単身、女売薬として県外へ出たわけではない。

一方で、しげとは事情が異なり、夫が病気で売薬に出かけられなかったために、やむを得ず代わりに行商に出かけ女売薬として働いた妻たちがある。そんな妻たちを、再び木内に従いながら紹介する。

② 水橋辻ヶ堂の飯山フク（六十五歳）は、富山市成田寺の門徒総代で、七年も寝たきりの夫に代わって、地回り売

薬をした。黒部市の福平開拓地や軽井沢の山を、人の通る道では倍もかかるからと山道を歩いたという。山道では、「熊や狸は怖くないけど、……何ちゆうても一番恐ろしいのは人間ですちや。女ですし大なり小なり金をもつとるもんで……。男に会うのが一番で恐ろしかったですちや。」と笑う。

「人生はツバを吐くのと呑むの違いで、人は三六五日いいことばっかりはないけれど、娑婆一代。内輪はまるく。人には逆らわずと思つてますちや」と、真宗信者らしく、すべてを自分の約束ごとと、女の身一つに納めてただ念仏を口から絶やさず、「乞食するなら所で乞食」と地回りのありがたさを心から喜ぶ女売薬である。

③ 富山市の中田ミネ(五十三歳)は、二十八歳から五十歳までの間、神奈川県と山梨県の境を自転車で配置を行つた。女売薬として働くようになったのは、やはり夫が病氣だったからということである。

「お陰様で私、いい社会勉強ができました。お得意さんに信用を得たいばかりに、お盆も帰りませんでした。盆踊りに婦人会や青年団と、土地の人になじむのに一生懸命でした。……自分の運命だと思つて、朝から晩まで、重い自転車を引きましたが、山の中を歩くと怖いので、よくナイフと懐中電燈を持っていました。……でも、今考えてみますと、もう来るネ、女売薬さんが……と、子供にまで待たれたあの頃が、辛かったけれど、今じゃ一番で楽しい時代だったと、主人が病氣だったお陰で、女としてはほんとにいい社会勉強させていただきました」と、グチはこぼさず、逆境を感謝に結んだ。

右のように、松波しげ、飯山フク、中田ミネ、三人の女売薬は、配置の道に入るきっかけは異なっても、女性の売薬ならではの苦勞、苦心を数えきれないほどそれぞれの胸に秘めている。

彼女たちも留守居妻たちと同様、外からみると決して安楽な家庭生活を送っているとは見えないが、当人たちはグチや不満は一言も言わず何事も感謝にかえる。苦しいことがあつてもそれを運命・約束ごとと心に念じ、決められた

さだめの中で、最も良いと思える道を見つけ出し、全力で投球していく強い女性である。

与えられた人生には逆らわず、しかし流されるのでもなく、したたかに生きてゆく売薬の妻たちの姿が浮かび上がってくるのである。

むろん、すべての売薬妻が成功をおさめ、その願いを叶えることができたわけではない。どうしても留守居妻としての重責に耐え切れず、あるいはその役割りに適応しきれずに、夫婦関係のきれつや家庭の破綻をまねいてしまった場合もあったことであろう。しかし、成功妻といえても、いえなくても、すべての売薬妻の陰の力に支えられ、富山売薬は発展してきたのである。

劇「かえる屋」

最後に、売薬にかかわる女たちを描いた芝居を紹介しよう。昭和五十五年十月に「喜劇かえる屋」の題名で東京の帝国劇場で上演されたが、大変な好評を博し、名古屋、大阪でもそしてまた東京で上演された。製作の小幡欣治は、春に富山に取材にきて、各所を訪ねて構想を煉った。初めは幕末日本の勤王派と佐幕派の政治理念の対立は全国の情報集まる富山でどのように議論され展開したかに関心があった。しかし富山では両派とも大切なお客であり、一方に加担することを避け、むしろ実利的に冷静に事態の推移を見守ったこと、そして洋薬の採用という新しい時代性の問題をめぐって店を守ろうとする富山の女たちの生きざまの逞しさを焦点にした。

「喜劇かえる屋——越中富山の萬金丹」は、年号が明治にかわる頃の富山の薬問屋を舞台にした芝居である。

かえる屋には、おかみのお照（浜木綿子）と旦那の妹、お染（園佳也子）という気強な女が二人いる。この二人は何かにつけもめるが、旦那（穂積隆信）や番頭達、男連中はどっちつかずで頼りない。

こうしたしつかり者の女たちが支えるかえる屋に起きる出来事、ふりかかる事件が、明治という欧風文化崇拜の風

潮がさかまく時代を背景に描かれていく。おかみのお照はこうしたお上のやり方の馬鹿らしさが腹立たしい。

かえる屋は、官軍天下の世、多くの危険を冒して上方の薩摩様に届けた薬の札に、「官許かえる丸」の看板を貰うが、やがて、半年後には、漢方薬が禁止になり、西洋の薬一辺倒になるという情報を、西洋の薬の修業をしたお照の弟啓二郎（大和田伸也）が大坂から持って帰ってくる。啓二郎はさらに自ら西洋の薬を運んで来ていた。他の問屋連中はその薬を川へ投げ捨てると一旦は迫るが、役人に店を差留めにするぞと脅され、すぐさま態度を翻し役人にへつらってしまう。そんな勢にお照は「最後まで漢方薬を守り抜きます！」と固く決意するのである。また女たちは男に負けて

はならないとて、自ら薬の行李を背負って旅先に出かけていく。

芝居の世界ではあるが、ここに登場する女たちは、健気に店を守り、家を守って懸命に生きていく、まさしく働き者で芯の強い富山の女たちなのであった。



四、薬業教育

売薬家庭の場合、一家の主が行商に出かけたあとは、いわば母子家庭のような家庭環境におかれるわけで、家の管理や家族の世話、子供のしつけ・教育などの責任が、主婦の肩にかかってくる。

とりわけ、売薬家庭は子供の教育に力を注いだ。それは、売薬が全国各地へ行き、そこで教育水準の高い都会の子供たちに接する機会を持ち、教育の必要性を感じたということもあろうし、また何よりも売薬業には、商業の知識それに旅先藩との接渉や行商地域の歴史や地誌の概略またくすりの知識をもつことが必要であったことによるといえる。そこで、次には富山売薬行商人になるための子弟に対する教育が歴史的にどのようなかを見ていくことにする。

(ア) 寺屋

江戸時代の初期は、武士のためだけの教育機関しかなかったのだが、次第に一般庶民の生活が向上してくるにつれて教育は広く普及していく。すなわち、江戸時代、幕府や諸藩は文武両道の旗印の下、武士の教育のための学校を盛んに設けたが、一方商業資本の台頭などにもとない、庶民の日常生活、生産活動が著しく進歩し、庶民のあいだに学問教育（読み・書きなど）への必要・要求がおこってきた。

江戸時代の文化は、それ以前の武家文化に対して庶民の文化であるといわれる。町人を主とする庶民文化は、まずは、天下の台所といわれ、商品流通の発達した大坂を中心に、大商人、あるいは、大名と結びついて成長した地方の城下町の商人の手でつくられ、次第に周辺に広められていった。ことに平和が長く続いてきた江戸中期の元禄期には、

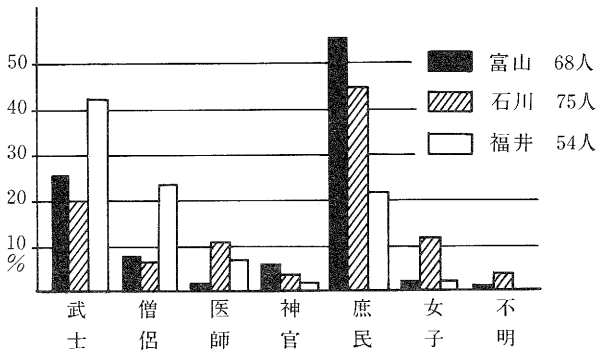
寺子屋師匠の身分

()は%

	庶民	武士	僧侶	神官	医者	女子	合計
富山県	39 (57.4)	17 (25.0)	5 (7.3)	4 (5.9)	1 (1.5)	1 (1.5)	68 (100.0)
全国	4,174 (39.9)	2,697 (25.4)	1,886 (18.0)	790 (7.54)	927 (8.9)		10,474 (100.0)

(富山は「庶民教育史」、全国は「日本教育史資料」による)

北陸三県の寺子屋師匠の身分比較



※庶民：商人、在村の地主、有力農民

(富山県の寺子屋の概況)「富山史壇」73号による)

(「富山県史 通史IV 近世」695頁)

文学、俳諧、芝居などの遊芸の分野が発達した。この文化を支えた町人たちの教育普及への要請から自然発生的につくられたのが寺子屋であった。

寺子屋は小規模のものが多く、寺子といわれる生徒の数も二、三〇人程度のものが多かった。教育の内容は日常生活に必要な読み・書きが最も多く、実用的なものとしてそろばん、その他大都市では茶・いけ花・漢字などを教えるところもあった。つまり、その土地の要請・必要に応じて、寺子屋の教育内容は多少変化していた。

ところで、『富山県教育史』によると、富山県に寺子屋が普及したのは、富山・加賀両藩が相ついで藩校を設立した天明・寛政(二七八ー一八〇二)のころからである。記録などが残っているものは約三五〇を数える。その開設者の階層は多様にわたっているが、中でも商人が多く、次

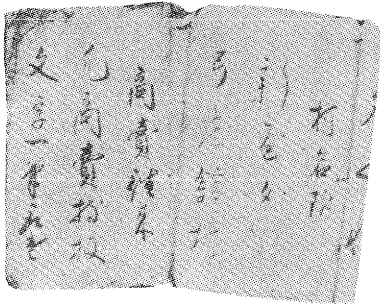
に武士・僧侶・役人・神職・医師その他の順であった。

またその規模は、生徒数一〇〇人以上のものが割合に多く、天保の始めごろから明治の中ごろまでの寺子屋の報告を集めて調査したものとすると、報告のあった七八のうち二一は一〇〇人以上のものであった。その二二校のうち三校は二〇〇人以上、一校は三〇〇人以上に達している。富山は比較的、大きな規模のものが多かったのである。

寺子屋では「読み・書き・そろばん」が一般的に教えられたが、その中で最も重んじられたのは、「寺子屋へ『手習い』に行く」というように習字であった。次はそろばんを主とした算術で、読書は付帯して教材の暗誦という形で教えられた。

習字の教本としては、名頭がし・商売往来・平仮名・村名附・消息往来が多く使われ、ほかに千字文・唐詩選・農業往来・数学など、多種多様で地方の事情や師匠の意図によって決められた。なお学習の順序は、まず平仮名、名頭・村名づくし・国づくしなどから、商売往来・消息往来などに進み、さらに千字文・唐詩選などというように進んだ。

算術では珠算を用い関流の算法もとり入れられた。関流算法は、安永八年（一七七九）に関流算字の免許をうけた富山長柄町の中田高寛の尽力によって伝えられたものである。算術は珠算では置算・八算・見九の加減乗除を、中には開平・開立等高度なものを教えたものもあった。しかし、算術まで習ったものはきわめて少なく、多くはそろばんの初歩の段階で終わった。



習字の手本の商売往来

読書は、教科書として、商売往来、さらに習字と関連して、平仮名、名頭などが多く使用された。そのほか四書五經・村名附・消息往来・千字文・論語・女大学などもあった。

富山の寺子屋の教科書として、注意されるのは商業の勉強のものである。習字にも読書にも高い割合で使用されていたのが、「商売往来」である。そこでこの商売往来について説明を加えておくことにする。

この本の作者、成立年代は定かではないが、多くの学者たちの研究によれば、宝永以後享保以前のある年に、世間知に富んだ習字の先生(多分、京都の手習師匠堀流水軒)が、習字の教本の一つという意味で作ったものらしいという。また一説に、元禄六年(一六九三)に公刊されたという。

読者対象は商家の子弟であり、彼らに商品その他商売に必要な知識を教えるため、当時としては、やや高度の常識的なものの名称を列記している。研究家石川謙の調べによれば、原著者が収録している語種は次のように類別される。

商取引の記録文字	九
貨幣の名称	八
取引上の用語	一六
食べ物の名称	二二三
衣服の名称	七三
武器の名称	三八
家財家具雑具の名称	七〇
薬種香具の名称	四五

動物の名称

四三

商人生活の心得

三二

合計 三六一項目、一〇三二字である。

(『商売往来風俗誌』一九二〇頁 小野武雄編著)

そこで次に商売往来の原文、読み下し文を紹介すれば次の通りである。

およそ商売の持ち扱う文字、員数の取り遣りの日記、証文、注文、請取り、質入れ、算用帳、目録、仕切りの覚えなり。

両替えの金子、大判、小判、壹歩、貳朱、金は位品多く、いわゆる南鐙上、銀子丁、豆板、灰吹きなど、賈と本手を考え、貫目分厘毛の払ひまで、天秤分銅をもつて相違なく割符売買せしむべきなり。

雑穀、粳、糯、早稻、晚稻、古米、新米、麦、大豆、小豆、大角豆ささげ、蕎麦、粟、黍、稷、胡麻、荏菜種、廻船数艘、積登間屋の蔵入れ置き、直段相場を聞き合せ、残らず売り払うに於ては、運賃水上口銭差引き相ひ究め、都合利潤の程を勘え、出入りの損失あれば、これを弁すべし。譬えば、味噌、酒、酢、醬油、麴、油、蠟燭、紙、墨、筆など、この外、絹布の類、金襴、縷子、鈍子、紗綾、縮緬、綸子、羽二重、北絹、生絹、天鷲絨、羅紗、猩々緋、羅背板、毛氈、兜羅綿、端物、麁物、仕立物、古手、真綿、摘綿、木綿、麻苧、紬、肩衣、袴、羽織、同紐、袷、単物、帷子、夜着、蒲団、蚊帳、浴衣、風呂敷、手拭、帛紗、帯、頭巾、足袋、並びに、染色、紺、花色、浅黄、椀皮、紫、鬱金、木賊、茶、萌黄、蘇枋、茜、紅粉。

所々染入れ、縫散、立浪、籬の菊、雪折笹、御所車、沢瀉、水車、地扇、菱、輪違、九曜、四目結、巴、菊、桐、柏、藤、鳶、唐草、女童の好む模様、恰も好く心得うべし。

石目鏡、印籠、巾着。

次に雑具、葛籠、狹箱、櫃、長持、戸棚、屏風、簞笥、衝立、襖、戸障子、簾、幔幕、椀、折敷、湯桶、切立、弁当、食籠、重箱、提重、行器、皿、鉢、盃、爛鍋、陶錫、庖丁、生繪箸、燭台、行燈、挑燈、短檠、薬罐、茶碗、茶柄杓、鐘子、盥、椽、搔器、飯銅、碓、碓、箕、編笠、傘、木履、高直、下直、時所見合い売買をなすべきなり。

薬種香具のこと、檳榔子、大黃、細辛、阿仙薬、石斛、阿膠、貝母、濁活、甘草、肉桂、黄耆、川芎、当归、麝香、黄連、三稜、白芷、茴香、陳皮、恙活、桂枝、半夏、莪朮、枳殼、巴豆、桃仁、蓮肉、杏仁、伽羅、竜腦、麝香、樟腦、沈香、白檀、丁子、人參、硫黄、焰硝、緑青、明礬、辰砂、練薬、粉薬、散薬、膏薬、すべて贗薬種をもつて用いず、量り入れ、これなきよう正直第一なり。

その他、山海の魚鳥、鶴、雉子、雁、鴨、雲雀、白鳥、鶺鴒、鵜、鳩、嶋、鯛、鯉、王令魚、鱸、鱈、魚、鱧、鱈、鮎、鮑、鱈、鯖、烏賊、辛螺、栄螺、蛸、海月、海老、牡蠣、蛤、馬刀、蜆、鮎、鮭、塩引、干鱈、塩鱈、煎海鼠、鱈、百尋、鱈、松魚節、鱈、鯢などなり。諸国の名物際限なきにより、これを略せしむ。訖おわり。

右の品々前後混乱をなすといえども、ただ初学の童、平生取扱うべき文字まで、思ひ出すに任せ、粗筆を馳するなり。

そもそも商売の家輩に生れ、幼稚の時より先ず手跡、算術執行肝要たるべきなり。

しかして歌、連歌、俳諧、立花、蹴鞠、茶湯、謡、舞、鼓、太鼓、笛、琵琶、琴など、稽古の儀は、家業余力ある者、折々心掛け相い嗜なむべく、あるいは、碁、将碁、双六、小唄、三弦、酒宴遊興に長じ、あるいは、分

限に^へせ^ず、衣服家宅をかざり、泉水、築山、^{つやま}樹木、草花の楽しみの方に金錢を費すこと、無益の至り、衰微破滅の基^{もと}か。

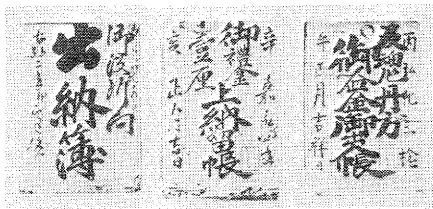
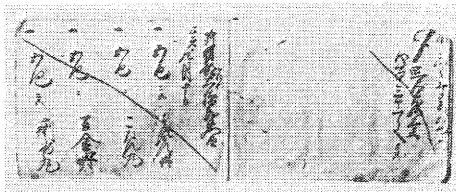
惣じて見世棚奇麗にて、挨拶、応答、饗応、柔和たるべし。大いに高利を貪り、人の目を掠め、天罰を蒙むれば、重ねて問い来たる人稀なるべし。天道の働きを恐れる輩は、終には富貴繁昌、子孫榮花の瑞相なり、倍々の利潤疑ひなし。よつて^{くだん}伴の如し。

〔商売往来風俗誌〕二二—二七頁

またこの商売往来に基づいて『商売往来絵字引』という、内容を絵で説明した本がある。これが、寺子屋でどの程度使用されていたのかは定かでないが、参考までに薬とその商いに関する部分を左に写真で示そう。



以上のように寺子屋で教授される知識は、売薬の発展に非常に寄与した。たとえば、高度な算術知識は、文化十三年（一八一六）に設置された反魂丹役所の諸帳簿の作成に見事に生かされている。弘化元年（一八四四）から残っている「反魂丹上納出納簿」によると、売薬人のお役金（営業税に相当するもの）の帳付、役所諸雑用帳付、懸場帳売買に伴う帳付（意厘上納帳）、お礼金帳、過料金帳、薬種屋上納金簿などの諸帳簿があった。これらの諸帳簿は、二六〇〇人の売薬人（営業免許人）のお役金から意厘上納、貸付などに関する事柄を日付毎に受入れ台帳を作成、さらに費目毎に集計し、決済を行ううもので、その都度金、銀、銭の換算を行った。その計算の正確さと計算能力の高さは大変なものであった。「歩帳」と称する台帳は、売薬人の所有する懸場帳の置高（懸高）の集計、行商地域、評価額などを記載し、



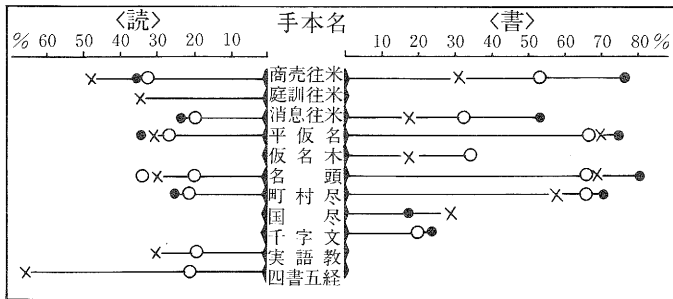
売薬人の商売上、最も重要な帳簿で、その作成には少しの誤りも許されなかったといふことである(富山県民会館『富山の売薬文化と薬種商』七六頁)。

寺子屋の学習内容の県別比較

読 書 算 その他	富 山	石 川	福 井
●●●	54%	42%	50%
●●	6	23	36
●●	22	4	2
●●	1	1	
●		1	2
●	6	19	10
●			
●		12	
<読> の 合 計	67	67	88
<書> の 合 計	99	88	98
<算> の 合 計	87	47	52
<その他>の合計		12	

(『日本庶民教育史』より前田英雄が作成。サンプル数は富山68・石川75・福井54)

読・書に使われた手本



(同上より作成。●富山 ○石川 ×福井)

富山の寺子屋が算術に力を入れていたことは、北陸三県での比較で明らかになる。つまり、寺子屋の学習内容を「読・書・算」と大別し、どのような比率で教えていたかを、富山、石川、福井の三県について比較してみると、「読」の方は、富山六七％、石川六七％、福井八八％、「書」の方は、富山九九％、石川八八％、福井九八％と、三県共あまり変わらないが、「算」の方では、富山八七％、石川四七％、福井五二％となっており、富山が他の二県に比べて「算」に重点を置いていることがはっきりとわかるのである(『同書』七六頁)。

このように全国の寺子屋に共通する「読み・書き」に加え、富山の寺子屋では商業の盛んな地域にみられる「そばん」がかなり普及していたこと、そして「読み・書き」の教科書には「商売往来」が必ず登場することから、商人の子弟がかなり寺子屋に学んでいたこと、また商取引が重視されていたことが推察される。

こうして寺子屋は、富山売葉業の発展に欠くことのできない教育機関であり、業者の重要なすぐれた養成機関であった。単なる計算の技術のみでなく、他藩に入って巧みな経営政策を展開したのも、ここでの教育の賜ものであった。実際の普及程度はというと、富山・高岡のような都市では、貧困な家庭のほかは、大部分就学していたようであるが、農村では、一般には通っていないものの方が多いというのがその実態である。

しかし、大体において、役人や資産家、あるいは将来商人になろうとの志をもつ者は、一年を通じて寺子屋に通った。中流以下の者は、秋の彼岸から春の彼岸まで交替して就学したものが多かったようである。就学しなかったもの理由として最も多かったと思われるのは、貧困、卑賤で、次は奉公出稼ぎ、家事繁多であり、本人の学問嫌悪、両親の無理解によるものは、比較的少なかったようである（『富山県教育史』九五頁）。

寺子屋はまた、商人に必要な礼儀、報恩の大切さを師弟関係から学びとらせる二次的機能も持っていた。寺子屋の師匠の中にはただ文字をじょうずに書くだけで、他に学識を具えていたとはいえない者もいたが、学識ともにそなわり、人格も円満で地方において信望をあつめていた人も多く、子弟の一举一動に至るまで監督して薫陶した。一般に師弟間の礼儀もきわめて厚く「六尺退かつて師の影を踏まず」という儒教風のきびしさはあった。しかし一面、その情誼は深く、弟子は師匠を尊敬してその恩儀を忘れず、正月や冠婚等の祝事には、必ず招いて上座にすえて歓待を尽した。そして師の死後といえども同窓申し合わせて追善供養を営んで生前の師をしのび、あるいはその遺徳を慕って筆塚や頌徳碑をたてた（『同書』九二頁）。

このように、寺子屋は商人をめざす者にとつては格好の教育機関であり、また事実、必要とされたもので、多くの者が学んでいたのであった。「富山の売薬文化と薬種商」によれば、富山売薬業の発展した文化年間（一八〇四～一八一七）から急速に寺子屋の数が増加したとしているが、これは売薬業と寺子屋の密接な関係を示すものであると解せられる（『同書』七七頁）。

女寺子屋

一方、商人教育は行わなかったが、当時の封建的風潮、女子に学問不用とする空気の強い中で、女寺子屋といって女子のみを対象とし、しかも師匠も女性であるという特異な寺子屋がわずかながら存在したので、それを紹介する。当時は女の子は仕立屋に通わせたり、あるいは上流階級の娘は箏、三絃、茶や生花を学ばせたものが多く、女子の就学は男子に比べて非常に少なかったのである。そんな中で女寺子屋であった。売薬業者の裕福な家庭の娘はここに通って、教養を身につけたと推測される。

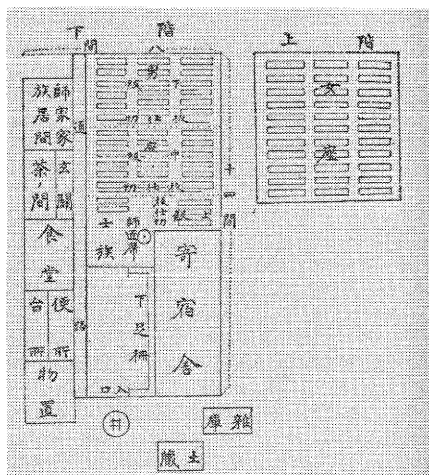
そのひとつに高岡大福院の山伏の妻、神子高たかの設立したものがある。天保四年（一八三三）、十六才の若さで寺子屋を開き、習字を主として、女大学、百人一首などの素読を授けた。女子ばかりの寺子屋であるということがまことに珍しかったため、大いに人気をよび、通学するものが多かったという。たかは六十九歳で没するまで、二千人を教えたと伝えられている。

また、戸出町には、武田貞子の経営する女寺子屋があり、貞子は習字・読書はもとより、裁縫技芸にも熟達していたが、夫竹村屋長兵衛が家産を傾けて没した後、町内の子女をあつめて、教育にあたったことである（『同書』九四頁）。だが、女寺子屋師匠は北陸では石川県に非常に多く、富山では稀れな存在であったようである。

私塾

寺子屋と同じように庶民のための教育を施していた施設に私塾がある。私塾は、藩士、神官、僧侶、医師など、身分、職業を問わず、学才の高いものによって、専門的な知識や特殊技能を伝授するところをいう。

つまり、寺子屋が「読み・書き・そろばん」というような社会生活・日常生活に即刻必要な知識や技能を授ける教育を主としたのに対し、私塾の方は学問や武芸・芸事など当時の中等教育を授ける教育機関であり、寺子屋よりは高い程度の教育を施したという区別ができる。しかし、私塾の中でも小規模なものは、寺子屋と区別することは困難であって、県内においても両者は混同して用いられることが多かった。



小西臨池居之図

越中における私塾で最も古いものは明和三年（二七六六）、富山西三番町に、小西鳴鶴が開いた小西塾（臨池居）である。後に、鳴鶴の子有斐、その子有実、さらに有実の弟有義が塾を引き継ぎ、明治三十二年まで多年にわたり、かつ大きな規模で続けられた。有実が有斐の後をつぐころは、商業の取引、なかでも売薬の行商が盛況をきわめていて、簡単な記帳署名やそろばんが、生活上必須なものとなり、その学習が強く要求されたため、小西塾も当初の漢学塾の色彩が次第にうすれ、寺子屋の性格が濃くなった。塾の建物は図のように二階建てで、中央の廊下で、教室と師匠の居室を区切り、階上の教室の六〇畳敷（約一〇〇平方メートル）を

女子の座席とし、階下の約一〇〇畳(約一六五平方メートル)は男子の室とした。明治十八年の大火で類焼の災をうけた後、校舎がやや小さくなった。明治二十三年ごろの記録では收容児童数は男子六〇〇名、女子二〇〇名、計八〇〇名を数え、そのうち約三〇〇名は、近くの村から入塾して塾内に寄宿していた。当時の児童数は前後を通じて最高であったといわれている。

教授内容は、寺子屋と同じように習字として平仮名・名頭・千字文・諸往来ものを教えたが、そのほかに特に薬名帳・調合薬附といった売薬に必要な文字や書信を加えていたところに富山の私塾ならではの特色がみられる(『富山県教育史(上)』七九―八一頁)。

以上のように、江戸時代の庶民の教育機関である寺子屋・私塾は、富山では商売に関わる知識や技能に重きをおいた教授を行っていた。とくに私塾においては、商売の中でも売薬を重視した向きがみられる。このようなどころから始まった売薬行商人の商売あるいは薬についての学習意欲が、明治になってから薬学校の設立として一つの形をなしてくるのである。

(イ) 本草学

富山売薬業が全国的に行商を拡大し、継続したのは、以上のように、子弟が勉強できる教育施設が充実していたことが大きな要因であった。なおこれと共に、藩当局もまたこの方面の研究を進めていたことも見逃がすことはできない。それは藩主の本草学の研究であった。

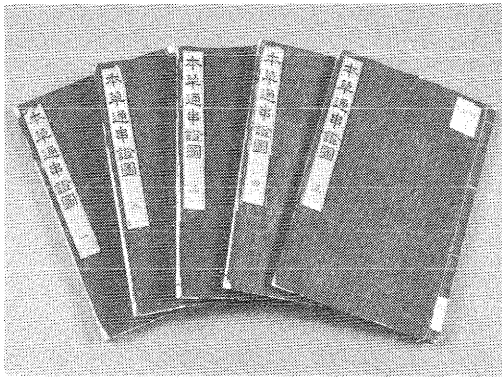
富山売薬の販売する漢方は、主として売薬行商人が自宅で製造、調合したため、薬草に対する目ききは行商人にとつてきわめて重大な関心事であった。富山売薬の最初は、反魂丹と奇応丸のほか二、三の薬品に過ぎなかったようである。

あるが、それが幕末ごろには、行商人は約二七〇〇人に達し、和漢医学の成果をとり入れた薬の処方は、約百数十種類にも達した。したがって藩ならびに売薬業者は、その信用保持のためいろいろと努力し、ことに原料である生薬は、入手とその吟味、薬剤の調合には特に注意を払ってきた。売薬の原料である生薬の真偽鑑定が、その生命である以上、ここに当然、薬学（本草学）が生まれなければならなかった（『富山県教育史（上）』六〇八頁）。

本草学とは博物学であり、内容から言う動物・植物・鉱物を研究し、かつその薬用について考究する学問で、中国では医薬の学と称した（『富山県史通史編IV 近世』六八六頁）。

本草学の研究にとりわけ大きな功績を残したのが、第十代富山藩主で、天保六年（一八三五）十月に封をついだ前田利保である。利保は殖産興業にとりくみ、国産奨励、経済振興を図ったが、本草学の権威でもあった。寛政十二年（一八〇〇）江戸に生まれ、文政三年（一八一〇）結婚、この頃から草花を江戸藩邸の庭に植え、そして貝原益軒の「大和本草」を読み植物の名を知ろうとしたが、大変難しく、岩崎常正がこの学に詳しいと聞き、自らおもむき学んだ。このほか、有名な小野蘭山の「本草綱目啓蒙」を入手し、栗本丹州、宇田川榕庵、曾将道ら本草学、蘭学者についても学んでいる。

利保は江戸において、当時の物産家（本草学者）である設楽研芳市左衛門、田村槐園六蔵・馬場大助らと共に、草木虫魚金石類の品評会をしばしば開き、これを結鞭会と称した。一方、富山においては、藩士や医師に、所蔵の薬草・薬石その他の珍品奇物を提出させ、かつ売薬商に命じて他国の物産を収集して、





嘉永六年（一八五三）、梅沢町の大法寺において富山藩薬品会を開催した。出品者は前田邦三をはじめ、藩士医師ら三八名、出品点数は二一一点にのぼったという。

また、東田地方に薬草園を作り、領民に薬草に関する知識を普及させ、売薬業の振興に寄与した。退隠の後、八尾方面の深山幽谷をくまなく廻って薬草を採集し、これを絵師山下守胤、木村立嶽、松浦守美らに写生させた。その成果を編さんしたのが「本草通串」九二巻、「本草通串証図」五巻である。「本草通串証図」は一種の植物図鑑であり、極めて精密な彩色図である（『富山県史 通史編IV 近世』六八八頁）。このように、本草学は藩主自らが植物、薬草研究に造詣が深かったこともあり、売薬繁栄のために大いに貢献したのであった。